

茨城県防災・危機管理部消防安全課

高圧ガス保安法関係申請・検査の手引

(特定製造事業所用)

平成30年5月

目 次

はじめに

I 高圧ガス製造許可申請	
第1 総説	1
第2 申請手続き	3
第3 提出書類の記載方法	4
様式	9
II 高圧ガス製造施設等変更許可申請	
第1 総説	6 4
第2 申請手続き	6 7
第3 提出書類の記載方法	6 8
第4 使用中の製造設備に係る変更等	7 2
様式	7 4
III 完成検査	
第1 総説	7 8
第2 知事の完成検査を受ける場合	7 9
第3 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受ける場合	8 5
第4 認定完成検査実施者が完成検査を行う場合	8 6
第5 完成検査を要しない変更の工事	8 7
様式	8 8
IV 保安検査	
第1 総説	12 8
第2 知事の保安検査を受ける場合	12 9
第3 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受ける場合	13 3
第4 認定保安検査実施者が保安検査を行う場合	13 4
第5 保安検査を受ける必要のない製造施設及び保安検査の期間	13 5
様式	13 7
V 特定製造者に係る届出	
第1 高圧ガス製造施設軽微変更届	19 7
第2 高圧ガス製造事業承継届	20 0
第3 高圧ガス製造開始届・廃止届	20 1
第4 危害予防規程届	20 2
第5 保安統括者等選解任届	20 3
第6 代表者等変更届	20 9
第7 保安監督者届	21 0
第8 休止届	21 2
様式	21 3

VI	特定高圧ガスの消費に係る届出	
第1	特定高圧ガス消費届	225
第2	特定高圧ガス消費施設等変更届	227
第3	特定高圧ガス取扱主任者届	228
第4	特定高圧ガス消費者承継届	229
第5	特定高圧ガス消費廃止届	230
	様式	231
VII	その他申請書等に添付する資料の様式等	
第1	保安距離計算書	248
第2	耐震設計計算条件・結果書	254
第3	安全弁（破裂板）の所要吹出量計算書	262
第4	温度上昇防止措置，防消火設備総括表	264
VIII	参考資料	
第1	貯蔵能力，処理能力の計算	266
第2	ガス設備又は消費設備に使用してはならない材料	270
第3	主なガスの物性表	277
第4	電気設備の防爆性能	279
第5	耐震上軽微な変更の工事	282
第6	既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策	283
第7	液化ガスの定義の明確化	284
第8	高圧ガス保安法手数料早見表	286
IX	事故時の措置	
第1	事故時の連絡体制	287
第2	事故届	288

はじめに

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費などを行う者は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス保安法及び関係法令に定められた事項を遵守することにより、公共の安全を確保することが求められています。

この手引きは、高圧ガス設備を設置し高圧ガスの製造等を行う者のうち、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業者（特定製造者）が、同法に基づき、茨城県知事に対して行わなければならない事項に係る手続きについてまとめたものです。この手引き中の技術上の基準、通達等については、高圧ガスの保安を確保するためには重要な事項ですので、技術上の基準を遵守し、保安に係る組織の整備等を図ることにより、高圧ガスの災害を未然に防止し、公共の安全の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則等の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を行う場合、あるいは冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備を設置する場合等については、県が別途定める「高圧ガス保安法関係申請の手引き」、「冷凍関係申請の手引き」を参考に、所定の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、本手引きに定めのない事項については、最新の法令等を確認の上、不明な場合は県に照会してください。

1 本手引きの対象となる事業者について

本手引きの対象となるのは、高圧ガスの製造をする第一種製造者のうち、下記(3)の特定製造事業所において高圧ガスの製造を行う事業者（特定製造者）です。

(1) 第一種製造者

事業所における高圧ガスの処理能力が次のいずれかに該当する者

- ア 第一種ガス※に係る高圧ガスの製造をしようとする場合 300Nm³/日以上
- イ 第一種ガス以外のガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合 100Nm³/日以上
- ウ 第一種ガス及びそれ以外のガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合
T Nm³/日以上

$$T = 100 + 2/3 \cdot S \quad (\text{一般則第101条})$$

S：第一種ガスに係る処理能力

※第一種ガス（令第3条第1号）

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、一般則第101条で定められる難燃性の基準に適合するフルオロカーボン又は空気

(例) 一の製造施設において、窒素（120Nm³/日）及び水素（70Nm³/日）について高圧ガスの製造を行う事業所の処理能力は、 $120 + 70 = 190$ Nm³/日であり、算定される値 $T = 100 + 2/3 \cdot 120 = 180$ Nm³/日より大きいことから、事業者は第一種製造者となります。

事業所における高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（移動式製造設備及び冷凍事業所を除く。）するものとします。ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100Nm³/日（不

活性ガス又は空気にあつては、 $300\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあつては、処理能力を合算しなくてもよいものとします。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該施設は法第5条第2項（第二種製造者）の適用を受けることとなります。

(2) 製造事業所（コンビ則第2条第1項第20号）

処理能力が $100\text{Nm}^3/\text{日}$ （不活性ガス又は空気にあつては、 $300\text{Nm}^3/\text{日}$ ）以上の処理設備を有する製造設備を使用して高压ガスの製造をする者の当該製造をする事業所

(3) 特定製造事業所（コンビ則第2条第22号）

次のいずれかに該当する製造事業所

ア 茨城県の鹿嶋市光，神栖市東和田，東深芝，深芝及び砂山の区域内にある製造事業所。ただし、次の製造事業所を除きます。

(ア) 専ら燃料の用に供する目的で高压ガスの製造をし、又は専ら高压ガスを容器に充填するものであつて貯蔵能力が $2,000\text{m}^3$ 又は 20t 以上の可燃性ガスの貯槽を設置していないもの

(イ) 専ら不活性ガス及び空気の製造をするもの

イ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が 100万Nm^3 以上の製造事業所

ウ 不活性ガス及び空気により高压ガスの製造を行う場合、その処理能力に $1/4$ を乗じた値が 100万Nm^3 以上となる製造事業所

エ 貯槽を設置し専ら高压ガスの充填を行う場合、その処理能力が 200万Nm^3 以上となる製造事業所

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が 50万Nm^3 以上のもの

カ 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、不活性ガス及び空気により高压ガスの製造を行う場合、その処理能力に $1/4$ を乗じた値が 50万Nm^3 以上となるもの

キ 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合、その処理能力が 100万Nm^3 以上となるもの

2 略称について

本手引きで使用する法令名の略称とその正式名称については次のとおりです。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 法 | 高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号） |
| (2) 令 | 高压ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号） |
| (3) 一般則 | 一般高压ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号） |
| (4) 液石則 | 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号） |
| (5) コンビ則 | コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号） |
| (6) 特定則 | 特定設備検査規則（昭和51年2月17日通商産業省令第4号） |
| (7) 冷凍則 | 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号） |
| (8) 容器則 | 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号） |

- (9) 政令関係告示 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月24日通商産業省告示第139号）
- (10) 製造細目告示 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）
- (11) 耐震告示 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第105号）
- (12) 保安検査告示 保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
- (13) 石災法 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）
- (14) 液石法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）

3 用語の定義

本手引きで使用する用語は、法令等に定められるもののほか、以下のとおりとします。

- (1) 例示基準
 - 「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」（平成30年3月30日付け20180323保局第15号）。ただし、コンビ則以外の省令に係る場合は当該省令に対応するもの
- (2) KHK 高圧ガス保安協会
- (3) KHK S 高圧ガス保安協会規格
- (4) 大臣認定品（経済産業大臣が認める者が製造したもの）
 - ガス設備のうち、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成30年3月30日付け20180323保局第12号）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する「認定試験者試験等成績書」が添付されたもの
- (5) 保安協会検査品（KHK検査品）
 - ガス設備のうち、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成30年3月30日付け20180323保局第12号）に規定される、KHKが行った試験に合格したもの（「高圧ガス設備試験成績証明書」が交付されたもの）
- (6) 委託検査品
 - ガス設備のうち、KHKが法第59条の28第1項第7号又は同条第3項に基づいて行う委託検査を受検したもの（このうち、コンビ則及び例示基準で定める検査方法に従う、耐圧性能、気密性能及び強度についての検査に合格したものについては、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当）
- (7) 大臣認定品等
 - 大臣認定品及び保安協会検査品
- (8) 完成検査品
 - ガス設備のうち、特定設備、大臣認定品等以外のもの

I 高圧ガス製造許可申請

I 高圧ガス製造許可申請

第1 総 説

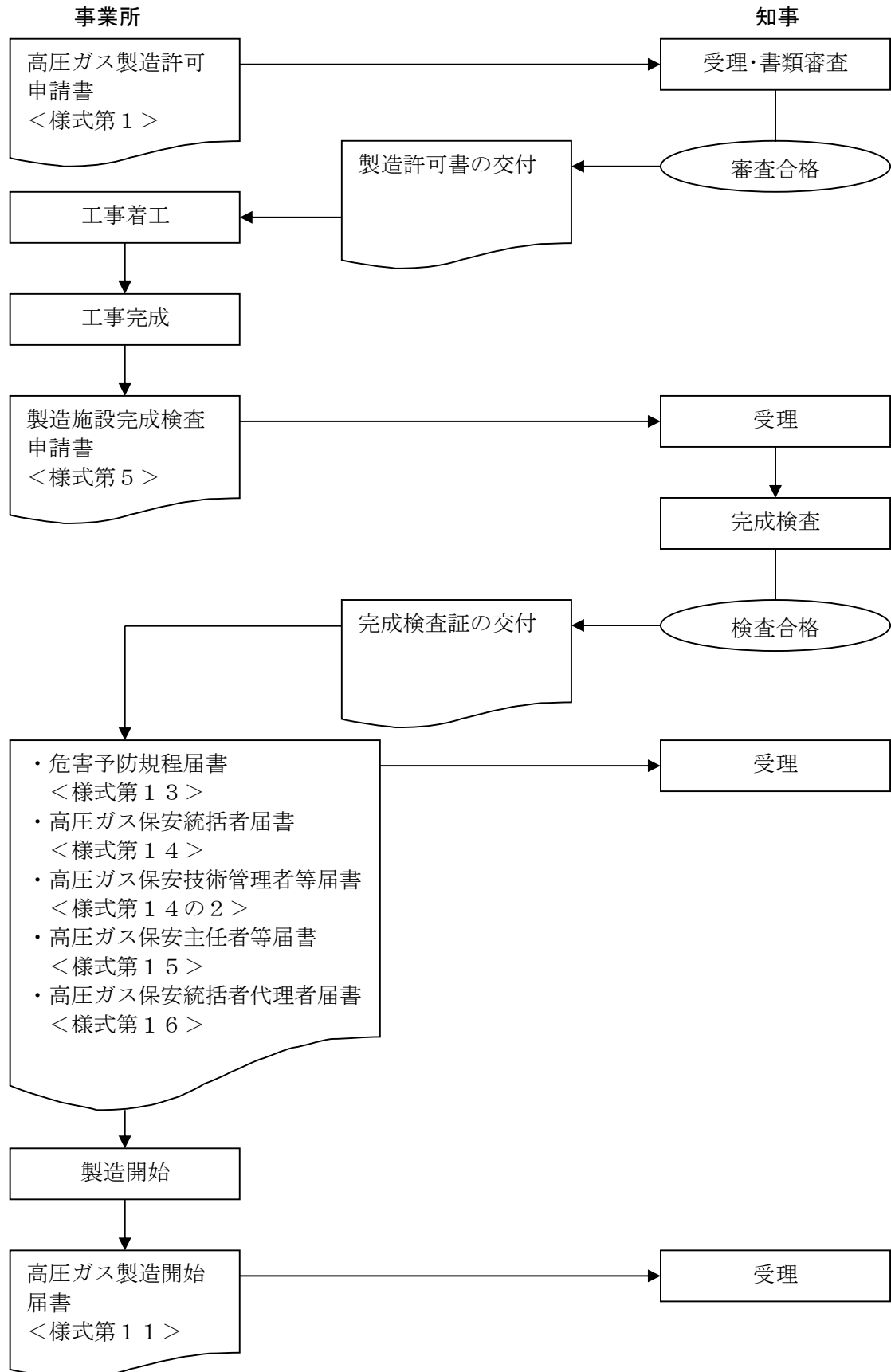
本節は、高圧ガスを製造しようとする事業者が、法第5条第1項の知事の許可を受けるための手続きについて定めたものです。

許可の申請から製造開始までの手続きの流れについては、次のページのとおりです。

1 許可の申請から製造開始までに必要な書類

- (1) 高圧ガス製造許可申請書
- (2) 製造施設完成検査申請書
- (3) 高圧ガス製造開始届書
- (4) 危害予防規程届書
- (5) 高圧ガス保安統括者等届書
- (6) 保安主任者等届書
- (7) 高圧ガス保安統括者等代理者届書
- (8) 特定高圧ガス消費届（法第24条の2に該当する場合）

【製造許可申請に係る手続きの流れ】



第2 申請手続き

1 申請時期

許可を受け、完成検査に合格した後でなければ、高圧ガスを製造できないので、余裕をもって申請してください。

2 申請手数料

下記4の申請書の裏面又は<様式I-1>に、処理能力及び茨城県手数料徴収条例（平成12年3月28日条例第9号）に定める手数料額を明記し、所定の額の「茨城県収入証紙」を貼付してください。（証紙に消印をしないでください。）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 提出書類

(1) 高圧ガス製造許可申請書 <様式第1>

(2) 添付書類

申請者の区分		提出書類	備考
法人	個人		
○		申請手続きの権限を示す委任状* <様式I-2>	代表者以外の者が申請手続きをする場合
○		法人登記簿謄本又は代表者事項証明書	
	○	住民票	
○	○	製造計画書 <様式I-3>	
○	○	事業所の概要説明書	

※ 提出した委任状の記載内容に変更がない限り、許可の申請以降の各手続きにおいて委任状を添付する必要はありません。委任状の記載内容に変更があった場合は、代表者等変更届書に新たな委任状を添付し、届け出てください。（「V製造に係る届出第6代表者変更届書」を参照）

5 申請に当たっての留意事項

- (1) 許可申請書を提出しようとする1か月前までに、概要について県に事前説明をするようにしてください。
- (2) 施設を設置する場所を確認し、関係者と十分協議の上、計画を立ててください。
- (3) 申請内容が法に定める基準に適合していることを確認の上、申請してください。
- (4) 設置する設備（貯槽、反応器、ポンプ、圧縮機、弁等）の位置、構造、型式等が申請内容と一致していることを確認の上、申請してください。
- (5) 事前説明の際指示事項等があった場合には、その対応を行った後申請してください。
- (6) 必要な書類の再確認をしてください。

第3 提出書類の記載方法

1 高圧ガス製造許可申請書<様式第1>

- (1) 名称（事業所の名称を含む）
申請者が法人の場合は法人名，個人の場合は個人名を記載してください。また，事業所の名称を記載してください。
（例） ○○株式会社 △△工場
- (2) 事務所（本社）所在地
申請者が法人の場合には本社の所在地，個人の場合にはその個人の住所を記載してください。
- (3) 事業所所在地
許可を受ける事業所の所在地を，略さずに，例えば「○丁目○番地○号」と記載してください。また，郵便番号を明記してください。
- (4) 申請者名
申請者の役職名及び氏名を記載し，押印してください。
なお，法人の代表者以外の者が申請する場合には，委任状<様式I-2>を添付してください。

2 法人登記簿謄本・住民票

申請者が法人の場合には，法人の登記簿謄本（写し可），個人の場合には住民票を添付してください。

3 製造計画書<様式I-3>

原則として製造施設ごとに，次の事項に留意し作成してください。また，必要に応じて，(8)から(10)までの書類を添付してください。

- (1) 製造の目的等
 - ア 様式に製造施設の名称，製造の目的，製造の方法を具体的に記載してください。
 - イ 製造の目的の欄には，例えば「○○○○を年間○○トン生産するため，○○を製造する施設を設置する」等，具体的に記載してください。
 - ウ 製造の方法の欄については別紙として作成しても差し支えありませんが，その場合は，当該欄に「別紙参照のこと」等と明記してください。
- (2) 処理設備の処理能力等
 - ア 処理能力を高圧ガスの種類ごとにまとめてください。また，処理設備ごとに処理能力の計算書及びその算出根拠となる書類（例：圧縮機のシリンダー寸法，回転数等が記載された仕様書）を添付してください。
 - イ 貯蔵能力の計算書，保安距離の計算書を添付してください。
- (3) 処理設備の性能
下記5(5)の機器一覧表を，記載例を参考にして作成し，添付してください。
- (4) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
下記4(2)の記載例及び記載上の留意事項を参考に作成したものを添付してください。

- (5) 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項
施設、設備の特殊性に応じ、設計・施工段階から保安上特に配慮した事項を記載してください。
例：水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等
- (6) 完成検査実施機関
完成検査を行う機関（知事、高圧ガス保安協会又は指定完成検査実施機関）を記載してください。
- (7) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面としてください。
- (8) 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
移設、転用又は再使用（以下「移設等」といいます。）に係る高圧ガス設備について、使用の経歴及び保管状態の記録を添付してください。
ア 移設とは、許可に係る製造設備以外の製造設備内のガス設備を取り外し、用いる場合とします。
イ 転用とは、ガス設備の使用条件（ガスの種類、常用の圧力・温度）を変更する場合とします。また、機器の仕様（設計圧力・温度）を変更する場合を含むものとします。
ウ 再使用とは、使用履歴があり、かつ撤去（廃止）したこと等により現に使用していないガス設備を用いる場合とします。
- (9) 石災法との関係
石災法第9条に該当しない旨を示した書面の写し（石災法第2条第4号の第一種事業所であって同法第5条に該当する届出をすべきものに限る。）を添付してください。
例：同法第8条の規定に基づく「不指示」の旨を示した通知書の写し
- (10) 保安四法合同審査申出書（石災法の特定事業所で合同審査の対象となる場合）

4 技術上の基準に関する事項

- (1) 記載方法
＜記載例－I＞を参考に作成したもの又は＜記載例－I＞の写しに必要事項を記入し、不要項目を線等で抹消したものを添付してください。
- (2) 記載上の留意事項
ア 原則として製造施設ごとに作成してください。
イ 当該製造施設に適用されない条項については、対応事項の欄又は備考欄に、次によりその旨を明記し、斜線等で抹消してください。
ア) 該当なし
製造施設に対象となる設備等がない場合
例：可燃性ガスのみを取り扱う製造施設における毒性ガスに係る条項
イ) 適用除外
省令、通達等により、適用を除外されている場合
例：既存設備のみの事業所における保安区画に係る条項

ウ コンビ則第5条第1項第65号及び第5条第2項第8号（容器置場の基準），第5条の2（コールド・エバポレータ），第6条（特定液化石油ガススタンド），第7条（圧縮天然ガススタンド），第7条の2（液化天然ガススタンド），第7条の3（圧縮水素スタンド），第9条（コンビナート製造事業所間の導管以外の導管），第10条（コンビナート製造事業所間の導管），第11条（連絡方法）に該当しない場合，例えば「第5条第1項第65号，第5条第2項第8号～第11条該当なし」と一括して記載することにより，その部分の様式を省略してよいこととします。

エ 添付する書面，図面，計算書等にインデックスを付け，備考欄にその番号を記載してください。

オ 記載例を写して使用する場合，対応事項の欄中*印が付してあるものについては該当するところに○印を記入し，また，[]内の語句については，該当するものを○で囲んでください。さらに，一条項のうち，一部のみ該当する場合は，該当しない部分を線で抹消してください。

カ 備考欄の□は，県のチェック欄であるので，何も付さないでください。

5 技術上の基準に関する添付書類

技術上の基準の対応事項を示す添付書類は以下に掲げるものとし，図面等は重複しないよう，まとめるようにしてください。

なお，添付する書面及び図面については，原則として次のものとします。

(1) 事業所全体平面図

境界線，警戒標の位置及び保安距離等を示した図面

(注) 高圧ガス施設の位置，事業所境界線，警戒標，保安距離，事業所境界線までの距離等を着色や凡例等により示してください。

(2) 製造工程の概要を説明した書面及び図面

原料，製品，主な設備，生産能力，高圧ガスの範囲，使用物質の物性等を示した書面及び工程概要図

(注) 使用する物質については，物性（沸点・組成等）等を一覧表で示すか，工程概要図上に記載するとともに，図面上に，主要機器に流れるガス名，常用の圧力・温度を記載し，高圧ガス設備と高圧ガス設備を除くガス設備の範囲を着色等で示してください。

なお，高圧ガス設備と高圧ガス設備以外のガス設備との範囲が紛らわしいものについては，飽和蒸気圧曲線図等を用いた資料を添付してください。

(3) フローシート又は配管図

P&ID（プロセスフローシートまたはエンジニアリングフローシート等）の詳細なもので，高圧ガス設備及び高圧ガス設備を除くガス設備，弁類，配管，計装設備及び安全装置の設置位置，機器名称，機器番号，流体名，常用温度・圧力等が記載されたもの

(注) ・常用の温度・圧力の区分を色分け等により明記してください。

・毒性ガスの製造設備にあっては，フランジ切り込み位置を明確にしてください。

・配管の立ち上がり箇所等が複雑な場合はアイソメ図等を添付してください。

・配管図は，フローシート及び配置図が添付され，かつ耐震設計の考慮を要しない場合は不要です。

- (4) 高圧ガス製造施設配置図
保安区画，防消火設備，防液堤，障壁，計器室，ガス漏えい検知警報設備，通報設備等の位置，設備間距離，火気取扱施設までの距離，貯槽間距離，防液堤内外の設備，安全弁の放出管，除害設備，散水設備の操作位置その他技術上の基準の確認に必要な事項を示した図面
(注) 凡例等により，説明を図面に記載してください。
- (5) 機器一覧表 <様式 I-4-1～I-4-6>
製造設備に用いる塔槽類，熱交換器，回転機器，弁及び配管類等について，材料，圧力，温度，肉厚等及び特定設備，大臣認定品等，完成検査品等の別を記載したもの
(注) 様式を利用し，記載上の注意に従って必要事項を記入してください。
- (6) 処理・貯蔵能力の計算書
処理能力，貯蔵能力を計算した書面
(注) 機器が多数ある場合は，機器名，機器番号，計算式，処理能力・貯蔵能力（計算結果）を一覧表にしてください。
- (7) 高圧ガス設備の強度計算書等
特定設備，指定設備及び大臣認定品等を除く高圧ガス設備の強度計算書等。また，毒性ガスのガス設備にあつては，フランジの強度計算書（例示基準に該当するものを使用する場合にあつては，相当する日本工業規格等との対応表）を添付してください。
- (8) ガス設備の構造図
塔槽類，熱交換器，反応器，圧縮機，ポンプ及びその他ガス設備の構造図
なお，大臣認定品等であつて処理設備又は貯蔵設備とならない弁類，配管付属品及び圧力計，温度計等については不要です。
構造図は，寸法，材質，主要部の肉厚，ノズル，マンホール等の位置が分かるものとしてください。
- (9) 計器室の構造図
計器室の出入口，空気吸入設備，窓等の位置，主要構造部（床・壁・柱・天井等）の建築材料等を明記した図面
(注) 着色等により基準との対応を明確にしてください。また，必要な場合は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）との対比（耐火構造・防火戸・不燃材料等）を記載してください。
- (10) 地下埋設貯槽室の構造図
- (11) 保安設備の性能，構造を説明した書面及び図面
散水設備・水噴霧装置に係る放水能力，水量の計算書及び配水系統図，除害設備の機能を説明した書面，構造図，防液堤の容量計算書・構造図，ベントスタック，フレアースタック等の構造図

- (12) 耐震設計構造物に係る計算書<様式Ⅶ-5～Ⅶ-10>
耐震設計構造物の耐震計算条件・結果書
(注) 様式により条件と結果のみを記載してください。また、耐震設計が配管に係る場合は、その範囲を雲状枠等で明示したフローシート等を添付してください。
- (13) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面等
高圧ガス設備の基礎の計算書及び基礎図。
なお、計算書については、上記(12)により示される場合は省略してください。
(注) 基礎図にあつては、計算条件となる配筋のピッチ、ボルトの本数、材質等を着色又は下線等により示してください。
- (14) 容器置場の位置・構造図
容器置場の屋根の構造、表示等、容器置場の基準を明記した図面
- (15) その他技術上の基準の確認に必要なもの
(例)
ア 大臣特認申請書及び結果書の写し
イ 導管の敷設図
ウ 高圧ガス設備の電気設備の防爆性能一覧表
(電気設備の名称、ガス名、必要な防爆性能及び実際の防爆性能を表にしたもの)
エ ガス漏えい検知警報設備の検知部設置数算定図
オ 障壁、高圧ガス設備を設置する建屋の構造図
(例えば、可燃性ガスの製造設備を設置する建屋の構造図にあつては、開口部の大きさ、位置等を記載したもの)
カ 安全弁吹出量計算書
所要吹出量・吹出面積の計算書及び公称吹出量・吹出面積を示した仕様書
キ 毒性ガス除害設備の能力の計算書又は仕様書の写し
ク インターロック機能の説明書
ケ ベントスタック及びフレースタックの能力等(着地濃度・輻射熱の影響等を含む。)の計算書
コ 停滞量・燃焼熱量の計算書

様式第1 (第3条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当			
		×受付入力日	年			月	日
		×決裁入力日	年			月	日
高圧ガス製造許可申請書	特定	×整理番号					
		×審査結果					
		×受理年月日		年	月	日	
		×許可番号					
名称 (事業所の名称を含む。)							
事務所 (本社) 所在地							
事業所所在地							
製造する高圧ガスの種類							
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者						
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						
	3 成年被後見人						
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの						

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
*事業所番号		法	人	事業所
		⋮	⋮	⋮

<様式 I - 1 >

製造・変更許可の別	製造許可・変更許可
許可の処理能力	Nm ³ /D増・増なし
手数料納入金額	円
製造許可・変更許可申請手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)	
注意 (1) 収入証紙は消印しないこと。 (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。	

委 任 状

(事業所名)

(職 名)

(氏 名)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 高圧ガス保安法に基づく一切の件

年 月 日

会 社 名

代表者氏名

印

備 考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

製 造 計 画 書

1 製造の目的等

(1) 製造施設の名称

(2) 製造の目的

(3) 製造の方法

2 処理設備の処理能力等

(1) 処理能力

施設の名称	高圧ガスの種類		処理能力 (Nm ³ /D)
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
	小 計		
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
	小 計		
合 計			

(2) 貯蔵能力

施設の名称	高圧ガスの種類		貯蔵能力 圧縮ガス：Nm ³ 液化ガス：k g
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
	小 計		
	圧縮・液化		
	圧縮・液化		
	小 計		
合 計			

3 処理設備の性能

別添のとおり。

4 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に対応する事項

別添のとおり。

5 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項

--

6 完成検査実施機関

○印	完成検査実施機関名
	(1) 知 事
	(2) 高圧ガス保安協会
	(3) 指定完成検査機関 (機関名 :)

機器一覽表

機器名称 及び フロー番号	メーカー名		機器形式		部位	ガス名 熱媒体	圧力区分	ガス区分	設計仕様				材質 (JIS記号)	圧力 MPa		温度 °C		肉厚 mm		略号	該当他法規	備考	事前検査データ 機器番号 年月日		
	型式	形式	伝熱面積 m ²	処理能力 Nm ³ /D					寸法 mm	設計	常用	設計		常用	設計	常用	計算	仕様							
	型式	形式	形式	寸法					mm	設計	常用	設計		常用	設計	常用	計算	仕様							
熱 交 換 器 ・ 加 熱 炉					胴																				
					管																				
					鏡																				
					管板																				
					胴																				
					管																				
					鏡																				
					管板																				
					胴																				
					管																				
					鏡																				
					管板																				

機器一覧表(記載例)

機器名称 及び フロー番号	機器形式			ガス名 状態	圧力区分	ガス区分	設計仕様				該当 他法規	事前検査データ				
	メーカー名 型式	内容積 m ³ 寸法 D x H mm	処理能力 Nm ³ /D 貯蔵能力 t, m ³				部位	材質 (JIS記号)	圧力 MPa	温度 °C		肉厚 mm		備考	機器番号 年月日	
										設計		常用	設計			計算
A	B C	D E	F G	H I	J K	L 燃	M 高	N 高	O P	Q R	S T	U 消	V 防	W X		
塔 槽	OO工業 縦型	10.7 1300 x 7610	513 -	胴 鏡	L-LPG L-LPG	燃	高	高	100	3.0 3.0	22.8 21.1	28.0 30.0	特 震	OOOO O年O月O日		
類	x x 工業 球形	3000 17000 φ	- 1597	上部 下部	L-7'タ'イン L-7'タ'イン	燃	高	高	45	2.0 2.0	9.1 11.1	13.0 15.0	特 震	OOOO O年O月O日		

ページ()

記入上の注意	
A	フロー番号は、フローシートに記載された記号・番号と同一のものとする。
B	メーカー名は、特定設備検査合格証等に記載されるメーカー名とする。
C	ジャケット付のものは、型式の欄に、ジャケット付と記載すること。
D, E	寸法、内容積については、特定設備検査合格証等に記載されるべき数字を記載すること。
F, G	処理能力、貯槽能力の欄には、それぞれ処理能力、貯槽能力に該当する機器についてのみ記載し、該当しない場合は、「-」を記入すること。また、予備機については、「予備機」と記入すること。
I	ガス名は、実際に流れている物質名を記載し、数種類のガスが流れている場合には、「混合ガス」と記載したうえ、主なガス名を()で記載すること。
J	また、状態記号は、液化ガスの場合には「L-O-O」、圧縮ガスの場合には「G-O-O」の記号を、ガス名の圧力区分の欄は、高圧ガス設備の場合には「高」、高圧ガス設備を除くガス設備の場合には「ガ」の区分をUに記載すること。
K	ガス区分の欄は、当該器機内のガスの区分を、可燃性ガスは「燃」、毒性ガスは「毒」、可燃性・毒性ガスは「燃・毒」、酸素は「酸」、その他のガスは「他」と記号を記載すること。
L	材質はJIS記号を記載し、外国規格材料の場合は、相当するJIS記号を()で併記すること。
M, N	設計圧力は、特定設備検査合格証等に記載されるべき数値を記載し、常用圧力は、系の運転状態における最高の数値を記載する。
W	
X	

O, P 設計温度は、特定設備検査合格証等に記載されるべき数値を記載し、常用の温度は系の運転状態における最高の数値(マイナスになる場合には最低の数値及び最高の数値の範囲)を記載すること。

R, S 計算肉厚は、腐れ代を含まない値を記載すること。なお、クラッド鋼の場合にはその旨を記載し、仕様の欄には、母材・合わせ材について、それぞれの数値を記載すること。

T 特定設備は「特」、高圧ガス保安協会検査品は「保」、大臣認定品は「認」、完成検査受検品は「完成検査受検品」、保安協会委託検査品は「委」、3項目の一部のみ受検するもの(完成検査必要なもの)は「完(委)」、検査不適合品は「不」、検査合格品は「合格」、複合認定品は「複認」、型式認定品は「型」、移設品は「移」等の別を記号で記載すること。

高圧ガス保安法のほか、他の保安関係の法律が適用になるものについては、消防法は「消」、労働安全衛生法は「労安」を記号で記載すること。

備考の欄は、特定設備検査、認定試験等試験の試験範囲外の項目については記載する必要はないが、前に検査した値を記入する。従って、「特」「認」「保」及び「保」については記載すること。

「完」については、耐圧試験圧力、気密試験圧力、肉厚及び材質を記載すること。

機器番号の欄は、「特」及び「保」については、検査合格証等に記載された番号を、「認」にあっては、認定成績書に記載された機器番号(認定番号)を記載すること。

年月日については、「特」及び「保」にあっては検査合格書等の発行日、「認」にあっては試験日、「完」にあっては事業所で行った最終の気密試験日を記載すること。

機器一覧表 (記載例)

機器名称 及び フロー番号	機器形式		部位	ガス名 熱媒体	圧力区分	ガス区分	設計仕様				肉厚 mm	仕様	該当 他法 規	ページ() 事前検査データ					
	メーカー名 型式	伝熱面積 m ² 形式					処理能力 Nm ³ /D 寸法 mm	材質 (JIS記号)	圧力 MPa					温度 °C		腐代	計算	備考	機器番号 年月日
									設計	常用				設計	常用				
熱 交 換 器	B	D	胴	H	I	J										V			
	C	E	鏡 管板														W		
・ 加 熱 炉	〇〇製作所	350	胴	スチーム			SS400	1.96	0.981	0/250	0/230	1.0	12.3	16.0			〇〇〇〇〇		
			管	L-LPG			STPG370	4.92	4.92	0/200	0/200	1.0	3.4	5.0					
	横置き	シエル& チューブ型	鏡 管板	L-LPG スチーム/ L-LPG			SS400	4.92	4.92	0/200	0/200	1.0	13.5	16.0					
							SS400	1.96	0.981	0/250	0/230	1.0	12.5	14.0			〇年〇月〇日		

記入上の注意

A, B 塔槽類の記入上の注意に同じ。
 C 「縦置き」が「横置き」かの区別を記載すること。
 D 伝熱面積については、特定設備検査合格証等に記載されるべき値を記載すること。
 E 「シエル&チューブ型」、「二重管式」等の別を記載すること。
 F, G 塔槽類の記入上の注意に同じ。
 H~R ガス名・熱媒体の欄は、ガスと熱媒体の双方が接触する部位については内部流体を記載し、管板等については併記すること。
 I, Jについては、ガス体の圧力区分、ガス区分を記載すること。
 ガスと熱媒体の双方が接触する部位についての設計圧力、設計温度、肉厚は、特定設備検査等に申請すべき数値を記載することとし、Hで記載したものと異なる場合には、その数値を()書きとすること。
 常用の圧力、常用の温度は、Hで記載したものの数値を記載すること。
 例えば、チューブ側をガスが通り、シエル側をそれよりも圧力の高い熱媒体を通すこととなる場合の「管」の欄は、Hはガスの名称を()で記載し、L, M, N, Oは特定設備検査等の申請の設計条件を()で記載すること。
 また、多流体熱交換器のように2つ以上のガスの圧力を受けるものについてのHの欄は、両方のガスを併記することし、I~Oの欄についても同様とする。
 S~W 塔槽類の機器一覧表に同じ。

(様式 I-4-3)

機器一覧表(記載例)

機器名称 及び フロー番号	機器形式		部位	ガス名 状態	圧力 区分	ガス 区分	材質 (JIS記号)	圧力MPa		温度℃		肉厚 mm		略号	該 当 他 法 規	備考	事前検査データ		
	メーカー名	処理能力 Nm ³ /D						設計	常用	設計	常用	腐代	計算				仕様	備考	年月日
	型式	吐出量																	
A	B	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	
	C	E																V	
回転機	OO工業	112,405	2段シリンダー	G-LPG	高燃	燃	FC350	1.76	1.65	160	110	1.0	9.7	24.5	認			OOOOO	
ポンプ	レシプロ	373.36	ヘッド	L-LPG	高燃	燃	SCPL1	1.76	1.55	55	40	1.0	2.6	11.1	認			OOOOO	
	××工業	予備機																OOOOO	
	遠心式	34																OOOOO	

記入上の注意

A~D 塔槽類の機器一覧表に同じ。
 E 吐出量については、圧縮機にあつてはm³/H、ポンプにあつてはL/minで記入すること。
 F 多段式であつて設計圧力等が各段で異なるものにあつては、一段ごとに記入すること。
 G~V 塔槽類の機器一覧表に同じ。

機器一覧表 (記載例)

機器名称 及び フロー番号	機器形式		設置位置等		ガス名状態		設計仕様				事前検査データ					
	メーカー名 型式	口径 A, B	図面番号及び系の 名称又は変更番号	フローシ ト色区分	設置個数	圧力 区分	ガス 区分	圧力MPa		温度 °C		肉厚 mm	略号	初期肉厚	耐圧試験圧力	機器番号
								設計	常用	設計	常用					
A	B C	D	E	F	G	H I J	K	L M N O	P	Q	R	S	T U	V W	X Y	
特殊 弁・一般 弁・附属 品	OOバルブ ポール弁	15A	図面2-1 LO1-15A-1~2	赤	2	G-H ₂ 高 燃	S28	2.16 1.87	200 180	0.3	5.3	認				V-01 OOOO V-02 xxxxx O年O月O日
	OO工業 フレキホース	3B	図面番号②	緑	1	L-LPG 高 燃	SUS316	1.72 1.64	-45/40 35	4倍耐圧 試験		完	4倍耐圧試験 6.6MPa 水 SUS316	2.46MPa 水 1.64MPa N ₂	- O年O月O日	

記入上の注意

A フローシートの記載された機器番号と一致させること。
 一般弁で同一の圧力、同一の温度区分ラインに同一仕様の弁が複数設置される場合には、同じ欄にまとめて記載し、GIにその個数を記載すること。
 ただし、特殊弁、保安上重要な弁(コントロールド弁、減圧弁、逆止弁、圧力放出弁等)については、個々に記載すること。
 B, C 塔槽類の機器一覧表に同じ。
 D 呼び径をmm(A)又はインチ(B)で記載すること。
 E 当該弁が設置される系の名称及びフローシートの図面番号、変更番号を記載すること。
 F B, Cに示したラインのフローシート上での色分けを、色線で示すか、例えば「赤」色名を記載すること。
 H~J 塔槽類の機器一覧表に同じ。
 K 弁本体の材質をJIS記号で記載すること。外国規格材料の場合には、相当するJIS記号を()で併記すること。
 L~S 塔槽類の機器一覧表に同じ。設計圧力、設計温度は、弁そのものの設計値を記載すること。
 なお、VPN表示の場合には、VPNの番号とともに、想定している設計圧力及び設計温度を併せて記載すること。
 T~W Sが「完」の場合、事業所で事前に行った試験値等を記載すること。耐圧試験圧力、気密試験圧力の欄には、試験に使用した流体名も記載すること。また、Sが「認」であって複数の機器番号を記載する場合には、この欄もX, Yの記入に利用することができる。もそれでも書ききれない場合には、別紙(任意様式)に機器名称と共に記載しても差し支えない。
 X, Y 塔槽類の機器一覧表に同じ。

機器一覧表(記載例)

図面番号及び系の名称又は変更番号	設置位置等			呼び径(AorB) スケジュール番号	ガス名状態		設計仕様					事前検査データ				
	常用の圧力 MPa	常用の温度 °C	フローシート色区分		圧力区分	ガス区分	材質 (JIS記号)	設計圧力 MPa	設計温度 °C	肉厚 mm		初期肉厚	耐圧試験圧力	気密試験圧力	機器番号	
										腐代	計算					仕様
A	B	C	D	E	F	I	J	K	L	M	N	P	R	T	V	
配管 (P-110ライン)	2.16	0/250	橙	6B SCH40 3B SCH40 3/4B SCH80	G H G-Eチレン 高燃	STPG370	2.46	265	1.0 1.0 1.0	2.16 1.17 0.36	7.1 5.5 3.9	Q	S	U	W	
															0000	
																〇年〇月〇日

記入上の注意

- A プラントの新設等の場合にはフローシート図面の番号を、軽易な変更の場合には工事番号を、系の名称と共に記載すること。
- B, C 常用の圧力・温度区分を記載すること。
- D B, Cに示したラインのフローシート上での色区分を色線で示すか、例えば「赤」と色名を記載すること。
- E A~Dで区分した系に設置される配管の呼び径とスケジュール番号を、例えば「2B(SCH80)」とすべて記載すること。
- F ~O 塔槽類の機器一覧表に同じ。
- P ~U Oが「完」の場合、事業所で事前に行った試験値等を記載すること。Sは耐圧試験に使用した流体名を、Uは気密試験に使用した流体名を記載すること。
- また、Oが「認」であって、複数の機器番号を記載する場合には、この欄を利用してV, Wを記入することができる。それでも書ききれない場合には、別紙(任意様式)に機器名称と共に記載しても差し支えない。
- V, W 塔槽類の機器一覧表に同じ。

機器一覧表記載上の留意事項(各リスト共通項目)

1. 用紙の大きさはA4又はA3とする。
2. 事前検査の欄は申請書に記載しない。但し、移設(仕様変更を含む)機器については設置時の事前検査データを記載する。
3. 新設の場合は赤枠、移設(仕様変更を含む)の場合は黄枠、撤去の場合は青枠で機器の名称等の欄を囲む。処理設備の場合は、処理能力を明記すること。
4. 仕様変更の場合は、変更箇所のみ黄枠で囲み、例えば「16.0→11.0」と仕様変更内容を記載する。
5. 撤去機器の場合は機器名称と常用の圧力・温度の欄のみ記載する。なお、減圧弁を除く弁類と配管についてはフローシートに明示することにより機器一覧表の記載を省略する。
6. 申請時メーカー名が不明な場合は、メーカー名は空欄とし、事前検査報告書に添付すべき機器一覧表に赤枠で記載する。
7. ティー、レギュレーター、エルボ、圧力計、温度計等は記載しない。
8. 本管から取り出す計装ラインについては、圧カスイツチ、圧力発信器類は記載しない。
9. 液面計、液量計等は記載するが、差圧式のものには記載しない。
10. 県の行う完成検査を受検する機器(完成検査品)のうち、高圧ガス保安協会の行う委託検査を受検する機器については、完成検査時の取扱等について事前に見と協議すること。なお、機器一覧表の略号欄は完成検査不要なものには「委」完成検査必要ものは「委」記載する。

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	コンビ則条項	対 応 事 項	備 考																																									
	第5条第1項 第1号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は（ ）により明示します。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 計画 : _____ 箇所 3 製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																									
燃	第5条第1項 第2号 【可燃性ガス製造施設の保安距離】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備(処理能力52,500Nm ³ /日以下のポンプ、圧縮機、凝縮器、気化器及び専ら受け入れ、送り出しの設備を除く。)の外側から、最短距離にある保安物件に対し規定以上の距離を確保します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">設備区分</th> <th style="width: 35%;">法定(下記の内最大距離)</th> <th style="width: 40%;">計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>製造施設</td> <td>50m 0.480(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス低温貯槽</td> <td>50m 0.480(KW)^{1/3}=_____m 第1種設備距離=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 10%;">法定距離</th> <th style="width: 10%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設備区分	法定(下記の内最大距離)	計 画		製造施設	50m 0.480(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m		可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480(KW) ^{1/3} =_____m 第1種設備距離=_____m	() から_____m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	計画			t		m	m			t		m	m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____											
*	設備区分	法定(下記の内最大距離)	計 画																																									
	製造施設	50m 0.480(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
	可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480(KW) ^{1/3} =_____m 第1種設備距離=_____m	() から_____m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	計画																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							
燃	第5条第1項 第3号 【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	次の可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備の外側から、保安物件等に対し、規定以上の距離を確保します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">設 備 区 分</th> <th style="width: 35%;">法定距離</th> <th style="width: 40%;">計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設製造施設(防護壁有)</td> <td>50m 0.290(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設製造施設</td> <td>50m 0.576(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設貯槽(防護壁有)</td> <td>50m 0.348(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">埋設可燃性液化ガス貯槽</td> <td>LNG 50m 0.177(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 50m 0.240(KW)^{1/3}=_____m</td> <td>() から_____m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 10%;">法定距離</th> <th style="width: 10%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設 備 区 分	法定距離	計 画		既設製造施設(防護壁有)	50m 0.290(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m		新設製造施設	50m 0.576(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m		新設貯槽(防護壁有)	50m 0.348(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m		埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m		LPG 50m 0.240(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	計画			t		m	m			t		m	m	添付書類 No. _____
*	設 備 区 分	法定距離	計 画																																									
	既設製造施設(防護壁有)	50m 0.290(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
	新設製造施設	50m 0.576(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
	新設貯槽(防護壁有)	50m 0.348(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
	埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
		LPG 50m 0.240(KW) ^{1/3} =_____m	() から_____m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	計画																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

毒	第5条第1項 第4号 【毒性ガスの製造施設の保安距離】	1 製造施設(2のガス設備, 容器置場及び大臣規定施設を除く。)の外面から事業所の境界まで, 20m以上の距離を確保します。 計画 : _____ m 2 ガス設備の外面(配管を除く。)から保安物件()まで, 規定以上の距離を確保します。 ガス名 : () 設備名 : () 法定距離 : $L =$ _____ m 計画 : _____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																
	第5条第1項 第5号 【その他のガスの製造施設の保安距離】	貯槽設備, 処理設備(周期律表零族の不活性ガス, その他の不活性ガス及び空気で貯蔵能力 52,500kg 未満, 処理能力 52,500m ³ 未満の設備, 保安用不活性ガスで貯蔵能力 210,000kg, 処理能力 210,000m ³ 未満の施設, 専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。)の外面から保安物件()まで 50m以上の距離を確保します。 設備名() 計画 : _____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																
	第5条第1項 第6号 【その他の設備からの保安距離】	下記の設備の外面から第一種保安物件(), 第二種保安物件()まで, 規定以上の距離を確保します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">設備の区分</th> <th style="width: 20%;">法定距離</th> <th style="width: 20%;">計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2号で除外された可燃性ガスの処理設備</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N₂, CO₂, フッ化炭素の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備</td> <td>$L() =$ _____ m</td> <td>_____ m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設備の区分	法定距離	計 画		2号で除外された可燃性ガスの処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m		4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m		5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m		N ₂ , CO ₂ , フッ化炭素の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m		保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m		空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m		可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	設備の区分	法定距離	計 画																																
	2号で除外された可燃性ガスの処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	N ₂ , CO ₂ , フッ化炭素の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	$L() =$ _____ m	_____ m																																
	第5条第1項 第7号 【保安のための宿直施設までの保安距離】	製造施設は, その貯蔵設備, 処理設備から保安のための宿直施設(当該事業所内のものを除く。)に対し, 規定以上の距離を確保します。 対象事業所 : () 法定距離 : $L() =$ _____ m 計画 : _____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 毒	第5条第1項 第8号 【事業所境界線 までの距離】	1 製造設備(可燃性ガス、毒性ガス以外の製造設備を除く。)の外面から隣接事業所()に係る当該製造事業所境界線に対し、20m以上の距離を確保します。 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div> 2 20mに満たない場合、次のいずれかの条件を満足している。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="text-align: center;">除外される条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備</td> </tr> </tbody> </table>	*	除外される条件		燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備		専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの		隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	除外される条件										
	燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備										
	専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの										
	隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備										
	第5条第1項 第9号 【保安区画】	1 通路、空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画に区分します。 <div style="text-align: right;">保安区画数 : _____ 区画</div> 2 保安区画の面積は20,000m ² 以下とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____								
燃	第5条第1項 第10号 【保安区画内の 高圧ガス設備】	保安区画内の高圧ガス設備(配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。)は、次の基準に適合するものとします。 (1)保安区画の外面から、隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し、30m以上の距離 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div> (2)燃焼熱量の数値は、2.5 TJ以下 <div style="text-align: right;">計画 : _____ TJ</div>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____								
燃	第5条第1項 第11号 【設備間距離】	特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備(他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。)は、当該製造設備以外の次の設備(導配管を除く。)に対し、規定以上の距離を確保します。 (1)可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div> (2)酸素の高圧ガス設備に対し10m以上 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____								
燃	第5条第1項 第12号 【可燃性ガス 貯槽の高圧 ガス設備に 対する距離】	可燃性ガスの貯槽(燃焼熱量が50.2 GJ以上となる貯蔵能力を有するもの)は、次の設備に対し、30m以上の距離を確保します。 (1)燃焼熱量が50.2 GJ以上となる高圧ガス設備 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div> (2)処理能力が200,000 m ³ 以上の圧縮機(当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。 <div style="text-align: right;">計画 : _____ m</div>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____								

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃	第5条第1項 第13号 【設備間距離】	1 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が300m ³ 又は3 t以上のものに限る。）は、その外面から他の可燃性ガス、酸素の貯槽に対し、1 m又は最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離を確保します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">貯 槽 名</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>() と ()</td> <td>() m</td> <td>() m</td> </tr> <tr> <td>() と ()</td> <td>() m</td> <td>() m</td> </tr> </tbody> </table> 2 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については、一般則又は液石則に定める水噴霧装置等を設置し、規定の放射水量等を確保します。 貯槽の最大直径の和の1/4に満たない場合にあつては、規定の数量以上の能力を確保します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">貯 槽 名</th> <th style="width: 10%;">断熱構造区分</th> <th style="width: 25%;">水噴霧装置等</th> <th style="width: 20%;">法定水量等</th> <th style="width: 30%;">計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____m²</td> <td style="text-align: center;">_____個 / _____m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____m²</td> <td style="text-align: center;">個/_____m²</td> </tr> </tbody> </table> 3 水噴霧装置等の操作位置は、当該貯槽の外面から15m以上離れた安全な位置とします。 <p style="text-align: right;">計画 : _____ m</p>	貯 槽 名	法定距離	実 際	() と ()	() m	() m	() と ()	() m	() m	貯 槽 名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	計 画			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			消火栓	1個/_____m ²	_____個 / _____m ²			消火栓	1個/_____m ²	個/_____m ²	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
貯 槽 名	法定距離	実 際																																			
() と ()	() m	() m																																			
() と ()	() m	() m																																			
貯 槽 名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	計 画																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		消火栓	1個/_____m ²	_____個 / _____m ²																																	
		消火栓	1個/_____m ²	個/_____m ²																																	
燃 特 不	第5条第1項 第14号 【火気取扱施設までの距離】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は、その外面から火気を取り扱う施設まで、8m以上の距離を確保します。 () から () まで 計画 : _____ m 2 規定距離に満たないものは、下記のいずれかの措置を講じます。 (1) 高さ2m以上の [防火壁・障壁] による迂回水平距離(8m以上)の確保 計画 : _____ m (2) 火気を使用する場所が不燃性の建物の場合、8m以内にある当該建物の開口部を [防火戸・網入ガラス] により閉鎖 (3) 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置 3 電気設備（第48号の規定により設置するものを除く。）は爆発の危険のない場所に設置しますが、やむをえず危険となるおそれがある場所に設置する場合は、設置する場所等に応じた防爆構造のものとしします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																		
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第15号 【気密な構造】	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

<p>第5条第1項 第16号</p> <p>【材 料】</p>	<p>1 ガス設備(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高压ガス設備に限る。)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。</p> <p>2 特定設備に使用する材料は、特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定に基づくものとします。</p> <p>(冷凍則を準用する場合)</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(間接冷却式の冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲。以下第17号から第19号までにおいて同じ。)に使用する材料は、冷凍則第64条第1項イの規定によるものとします。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類</p> <p>No. _____</p>
<p>第5条第1項 第17号</p> <p>【耐圧性能】</p>	<p>1 高压ガス設備は、水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験(液体を使用することが困難である場合には、空気、窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験)又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>2 特定設備は、特定則に定められる耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>(冷凍則を準用する場合)</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格するものとします。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類</p> <p>No. _____</p>
<p>第5条第1項 第18号</p> <p>【気密性能】</p>	<p>1 高压ガス設備は、常用の圧力以上で行う気密試験又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>2 特定設備は、特定則に定められる気密試験に合格するものとします。</p> <p>(冷凍則を準用する場合)</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格するものとします。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類</p> <p>No. _____</p>
<p>第5条第1項 第19号</p> <p>【強 度】</p>	<p>1 高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。</p> <p>2 特定設備の強度は、特定則12条又は51条の規定によるものとします。</p> <p>(冷凍則を準用する場合)</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備に使用する材質は、冷凍則第64条第1項ロの規定に基づくものとします。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類</p> <p>No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

<p>第5条第1項 第20号</p> <p>【温度計】 【常用の温度の範囲に戻す措置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより温度計を設置します。(特殊反応設備及び特定液化石油ガスの高压ガス設備を除く。) 設置数：_____基</p> <p>2 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置を講じます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">常用の温度の範囲内に戻す措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置			<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>								
対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置													
<p>第5条第1項 第21号</p> <p>【圧力計】 【安全装置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより、圧力計を設置します。 設置数：_____基</p> <p>2 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p> <p>(冷凍則を準用する場合)</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷媒設備には、冷凍則第7条第1項第7号に基づく圧力計を設置します。 設置数：_____基</p> <p>4 製造設備の冷却の用に供する冷媒設備には、冷凍則第7条第1項第8号に基づく安全装置を設置します。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>												
<p>燃 毒 特 杯</p> <p>第5条第1項 第22号</p> <p>【放出管】</p>	<p>1 前号の規定で設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は空気に係る高压ガス設備に設けたものを除く。)のうち、安全弁・破裂板には放出管を設けます。</p> <p>2 放出管開口部の位置は、次の基準によるものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">設置場所</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>可燃性ガスの貯槽</td> <td>[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 計画高さ：_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等</td> <td>除害のための設備内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td>近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置</td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	基準		可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 計画高さ：_____m		毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内		その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
*	設置場所	基準												
	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 計画高さ：_____m												
	毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内												
	その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置												
<p>第5条第1項 第23号</p> <p>【基礎】</p>	<p>1 地盤の許容支持力度が、高压ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上となるようにします。</p> <p>2 貯槽(100m³又は1t以上のものに限る。)の支柱又は底部若しくは架台は、同一の基礎にアンカーボルト等により緊結します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>												

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

第5条第1項 第24号 【耐震設計構造】	耐震設計構造物〔塔・貯槽・配管〕並びにこれらの支持構造物及び基礎は、地震の影響に対して安全な構造とします。 重要度Ⅰa, Ⅰの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基 重要度Ⅱ, Ⅲの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																				
第5条第1項 第25号 【監視装置】	1 特殊反応設備には、温度、圧力、流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち、2以上を設置します。 <p style="text-align: right;">特殊反応設備数：_____基</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">監視装置</th> <th style="width: 40%;">検出部の設置箇所等</th> <th style="width: 20%;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>温度監視装置</td> <td>異常を的確に把握可能な箇所に十分な数</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力監視装置</td> <td>圧力区分ごとに2箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量監視装置</td> <td>原料送入系統ごとに1箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス密度・組成等監視装置</td> <td>的確に把握可能な箇所に1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、異常事態を最も早期に把握できるものは、() であり、自動記録式とします。 3 警報装置は計器室で感知できるものとします。 4 保安電力を保有します。	*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数		温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個		圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個		流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個		ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数																			
	温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個																			
	圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個																			
	流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個																			
	ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個																			
第5条第1項 第26号 【危険状態 防止措置】	1 特殊反応設備には、その設備が危険な状態になることを安全に、かつ、有効に防止するための措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原材料供給遮断装置</td> <td></td> <td>冷却水の供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容物放出装置</td> <td></td> <td>反応停止剤供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不活性ガス供給装置</td> <td></td> <td>その他 ()</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、最も有効なものは () であり、〔遠隔操作・自動作動〕できるものとします。	*	装置名	*	装置名		原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置		内容物放出装置		反応停止剤供給装置		不活性ガス供給装置		その他 ()	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____				
*	装置名	*	装置名																			
	原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置																			
	内容物放出装置		反応停止剤供給装置																			
	不活性ガス供給装置		その他 ()																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 毒 酸 素	第5条第1項 第27号 【緊急遮断措置 (特殊反応設備等)】	1 貯槽を除き、以下の高圧ガス設備には、次の区分により、緊急時に安全かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">高圧ガス設備の種類</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">設備の数</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">遮断弁の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備及び類似設備</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量250GJ以上の設備</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の酸素の設備</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)</td> <td style="text-align: center;">___基</td> <td style="text-align: center;">___個</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">2 緊急遮断装置は、[計器室操作・自動作動]により、確実かつ速やかに遮断操作ができるものとします。</p>	*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数		特殊反応設備及び類似設備	___基	___個		燃焼熱量250GJ以上の設備	___基	___個		停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	___基	___個		停滞量 100 t 以上の酸素の設備	___基	___個		停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	___基	___個		製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)	___基	___個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数																												
	特殊反応設備及び類似設備	___基	___個																												
	燃焼熱量250GJ以上の設備	___基	___個																												
	停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	___基	___個																												
	停滞量 100 t 以上の酸素の設備	___基	___個																												
	停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	___基	___個																												
	製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)	___基	___個																												
燃 毒	第5条第1項 第28号 【緊急移送設備】	1 次の高圧ガス設備のうち、いずれかーのものには緊急移送設備を設けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 95%; text-align: center;">高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">2 緊急移送設備は、当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものとします。</p> <p style="margin-top: 10px;">3 緊急移送設備は、移送した内容物をその種類、量、性状等に応じ [燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出] により安全に処理できるものとします。</p> <p style="margin-top: 10px;">4 緊急移送設備には、空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置を講じます。</p>	*	高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類		特殊反応設備		燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)		緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																				
*	高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類																														
	特殊反応設備																														
	燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)																														
	緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備																														

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 特	第5条第1項 第29号 【貯槽の識別措置】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、容易に識別できるような措置を講じます。 (1) 特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (2) 特定不活性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (3) 特定液化石油ガスの貯槽 貯槽数：_____基 特定液化石油ガスである旨の朱書 2 地下に埋設された貯槽には、標識を設置します。 埋設貯槽数：_____基	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
	第5条第1項 第31号 第32号 【温度上昇防止措置】	1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象貯槽名</th> <th style="width: 15%;">断熱構造区分</th> <th style="width: 25%;">散水装置 * (L/(min・m²))</th> <th style="width: 45%;">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td>法定：5 計画：_____</td> <td>法定：1 栓/ 50m² 計画：_____ 栓/ _____ m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">準耐火</td> <td>法定：2.5 計画：_____</td> <td>法定：1 栓/100m² 計画：_____ 栓/ _____ m²</td> </tr> </tbody> </table> 2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。 3 30分間以上連続して放水できる水量を確保します。 必要水量(法定)：_____ m ³ , 必要水量(仕様)：_____ m ³ 保有水量：_____ m ³ 4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外側から5m以上離れた安全な位置とします。 計 画：_____ m	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m ²))	消火栓 *		なし	法定：5 計画：_____	法定：1 栓/ 50m ² 計画：_____ 栓/ _____ m ²		準耐火	法定：2.5 計画：_____	法定：1 栓/100m ² 計画：_____ 栓/ _____ m ²	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 * (L/(min・m ²))	消火栓 *												
	なし	法定：5 計画：_____	法定：1 栓/ 50m ² 計画：_____ 栓/ _____ m ²												
	準耐火	法定：2.5 計画：_____	法定：1 栓/100m ² 計画：_____ 栓/ _____ m ²												
	第5条第1項 第33号 【液面計】	1 液化ガスの貯槽には、液面計を設置します。 2 ガラス液面計には、破損を防止するための措置を講じます。 3 可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設置します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
燃	第5条第1項 第34号 【負圧防止措置】	可燃性ガス低温貯槽には、圧力計、圧力警報設備及び [真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備] を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 毒 酸 素	第5条第1項 第35号 【流出防止措置】	1 500t以上の可燃性ガス、5t以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には、防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設（ ）を設置します。 2 集合防液堤には、間仕切りを設けます。間仕切り高さ：_____m 3 防液堤の容量を規定以上とし、階段等を規定数以上設けます。 防液堤の容量 法定：_____m ³ 計画：_____m ³ 防液堤の高さ : _____m 防液堤の外周長：_____m 階段の設置数 : _____箇所	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
	第5条第1項 第36号 【防液堤内外の設置制限】	防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には、大臣が定めるもの以外の設備、施設を設置しません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 40%;">外面からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t未満の可燃性ガスの貯槽</td> <td>8m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの貯槽</td> <td>大臣が定める距離 L(): _____m</td> </tr> </tbody> </table>	*	貯槽の種類	外面からの距離		1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m		1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m		毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L(): _____m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	貯槽の種類	外面からの距離													
	1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m													
	1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m													
	毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L(): _____m													
	第5条第1項 第37号 【貯槽の埋設】	特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは、地盤面下に埋設します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
	第5条第1項 第38号 【埋設貯槽】	1 地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は、貯槽室に設置し、必要な措置を講じます。貯槽室に設置しない場合は、腐食防止措置を講じた貯槽を地盤面に固定し、かつ、重量物の荷重に耐える措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 95%;">方 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽を水没させる方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽室内を強制換気する方式</td> </tr> </tbody> </table> 2 地盤面と貯槽頂部との距離は、0.6m以上確保します。計画：_____m 3 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は1m以上の間隔とします。 計画：_____m	*	方 式		貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式		貯槽を水没させる方式		貯槽室内を強制換気する方式	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____				
*	方 式														
	貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式														
	貯槽を水没させる方式														
	貯槽室内を強制換気する方式														
	第5条第1項 第39号 【埋設貯槽】	貯槽の地盤面下部分に腐食を防止する措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
	第5条第1項 第40号 【置換措置】	1 アルシン等（ガス名：_____）の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)には、その内部のガスを [不活性ガス (特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。) により置換・真空排気] できる構造とします。 2 アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体 (当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。) に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にします。 [相互に反応するガス] (_____) と (_____)	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

毒	第5条第1項 第41号 【接合】	1 毒性ガスのガス設備に係る配管，管継手及びバルブの接合は溶接により行います。 2 溶接が適当でない場合は，保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合とします。 <table border="1" data-bbox="446 336 1284 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 347 486 369">*</th> <th data-bbox="494 347 1276 369">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 380 486 403"></td> <td data-bbox="494 380 1276 403">しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 436 486 459"></td> <td data-bbox="494 436 1276 459">特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 504 486 526"></td> <td data-bbox="494 504 1276 526">定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 571 486 593"></td> <td data-bbox="494 571 1276 593">修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </tbody> </table>	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所		特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____		
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所														
	しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所														
	特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所														
	定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所														
	修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所														
毒	第5条第1項 第42号 【二重管】	1 毒性ガス設備に係る配管は，配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分を二重管にします。 第一種設備距離 法定：_____ m 計画：_____ m 第二種設備距離 法定：_____ m 計画：_____ m 2 二重管の外層管は，その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり，材料・強度は基準に適合するものとします。 3 内層管と外層管との間には，ガス漏えいを検知警報する措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
燃毒酸素	第5条第1項 第43号 【貯槽のバルブ】	可燃性ガス，毒性ガス及び酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて，当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖）を設けるほか，1以上のバルブ（次号の規定により設置するバルブを除く。）を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
燃毒酸素	第5条第1項 第44号 【緊急遮断措置】 (貯槽配管)	1 可燃性ガス，毒性ガス，酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，液化ガスが漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じます。 <table border="1" data-bbox="446 1444 1284 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1456 486 1478">*</th> <th data-bbox="494 1456 909 1478">貯槽の種類</th> <th data-bbox="917 1456 1276 1478">対象貯槽名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1489 486 1512"></td> <td data-bbox="494 1489 909 1512">可燃性ガス</td> <td data-bbox="917 1489 1276 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1523 486 1545"></td> <td data-bbox="494 1523 909 1545">毒性ガス</td> <td data-bbox="917 1523 1276 1545"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1556 486 1579"></td> <td data-bbox="494 1556 909 1579">酸素の貯槽</td> <td data-bbox="917 1556 1276 1579"></td> </tr> </tbody> </table> 2 操作位置は，当該貯槽から10m以上離れた位置とします。 計画：_____ m	*	貯槽の種類	対象貯槽名		可燃性ガス			毒性ガス			酸素の貯槽		<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	貯槽の種類	対象貯槽名													
	可燃性ガス														
	毒性ガス														
	酸素の貯槽														

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

<p>第5条第1項 第45号</p> <p>【バルブ等の 操作のための 措置】</p>	<p>製造設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <p>(1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</p> <p>(2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示します。</p> <p>(3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じます。</p> <p>(4)バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</p> <p>(5)バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</p>	<p>□ 添付書類 No. _____</p>
---	--	---------------------------------

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

毒	第5条第1項 第46号 【除害措置】	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じます。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:5%;">*</th> <th style="width:85%;">拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td></td> <td>水等による希釈、ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準に適合した建物で覆う(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障壁、局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝、防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td></td> <td>水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては、規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">拡散防止措置：塩素、ホスゲンの貯槽にあつては(※)による。</p> <p>2 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類及び設備の状況に応じ、適切な[除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置]を設置します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">*</th> <th style="width:45%;">ガスの種類</th> <th style="width:5%;">*</th> <th style="width:45%;">ガスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>塩素</td> <td></td> <td>亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホスゲン</td> <td></td> <td>アンモニア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硫化水素</td> <td></td> <td>酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シアン化水素</td> <td></td> <td>クロルメチル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 アルシン等(ガス名：)の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとします。</p> <p>4 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:50%;">除害剤の種類</th> <th colspan="2" style="width:50%;">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th style="width:25%;">法定</th> <th style="width:25%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 規定数量以上の保護具を適切な場所()に常備します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:25%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width:25%;">数量</th> <th rowspan="2" style="width:25%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width:25%;">数量</th> </tr> <tr> <th style="width:12.5%;">法定</th> <th style="width:12.5%;">計画</th> <th style="width:12.5%;">法定</th> <th style="width:12.5%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td>隔膜式 防毒マスク</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td>送気マスク</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td>保護手袋及び 長靴</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td>酸素呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td>保護衣</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> </tbody> </table>	区分	*	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		水等による希釈、ガスの蒸気圧低下		安全な場所への移送		吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える		基準に適合した建物で覆う(※)		障壁、局所排気による拡散防止		吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止		集液溝、防液堤によるガスの流出防止		アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止	除害措置		水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和		吸着剤による吸着除去		集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)		アルシン等にあつては、規定に適合する方式	*	ガスの種類	*	ガスの種類		塩素		亜硫酸ガス		ホスゲン		アンモニア		硫化水素		酸化エチレン		シアン化水素		クロルメチル	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	計画				保護具の種類	数量		保護具の種類	数量		法定	計画	法定	計画	空気呼吸器	__ 個	__ 個	隔膜式 防毒マスク	__ 個	__ 個	送気マスク	__ 個	__ 個	保護手袋及び 長靴	__ 個	__ 個	酸素呼吸器	__ 個	__ 個	保護衣	__ 個	__ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
区分	*	拡散防止措置及び除害措置																																																																																								
拡散防止措置		水等による希釈、ガスの蒸気圧低下																																																																																								
		安全な場所への移送																																																																																								
		吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える																																																																																								
		基準に適合した建物で覆う(※)																																																																																								
		障壁、局所排気による拡散防止																																																																																								
		吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止																																																																																								
		集液溝、防液堤によるガスの流出防止																																																																																								
	アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止																																																																																									
除害措置		水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和																																																																																								
		吸着剤による吸着除去																																																																																								
		集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送																																																																																								
		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)																																																																																								
		アルシン等にあつては、規定に適合する方式																																																																																								
*	ガスの種類	*	ガスの種類																																																																																							
	塩素		亜硫酸ガス																																																																																							
	ホスゲン		アンモニア																																																																																							
	硫化水素		酸化エチレン																																																																																							
	シアン化水素		クロルメチル																																																																																							
除害剤の種類	除害剤の数量																																																																																									
	法定	計画																																																																																								
保護具の種類	数量		保護具の種類	数量																																																																																						
	法定	計画		法定	計画																																																																																					
空気呼吸器	__ 個	__ 個	隔膜式 防毒マスク	__ 個	__ 個																																																																																					
送気マスク	__ 個	__ 個	保護手袋及び 長靴	__ 個	__ 個																																																																																					
酸素呼吸器	__ 個	__ 個	保護衣	__ 個	__ 個																																																																																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 特 杯	第5条第1項 第47号 【静電気除去措置】	1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は、規定どおり確実に接地します。 2 接地抵抗は、総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																																																								
燃	第5条第1項 第48号 【電気設備】	可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所〔1種場所・2種場所・0種場所〕及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																																																								
燃 毒	第5条第1項 第49号 【インターロック】	可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、高圧ガスの種類、温度、圧力等に応じ、保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し、自動的に原材料の供給を遮断する等の機構を設けます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> インターロック機構の概略 </div>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																																																								
	第5条第1項 第50号 【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 15%;">保安電力等 設備</th> <th style="width: 10%;">買電</th> <th style="width: 10%;">自家発電</th> <th style="width: 10%;">蓄電池装置</th> <th style="width: 10%;">エンジン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">スチーム タービン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">空気又は 窒素だめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>自動制御装置</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>冷却水ポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>毒性ガス 除害設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>非常照明設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>ガス漏えい 検知警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td></td><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </tbody> </table> 2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有するか、充電式電池のものとします。	*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素だめ		自動制御装置				—	—			緊急遮断装置				—	—			散水装置						—		防消火設備						—		冷却水ポンプ						—		水噴霧装置						—		毒性ガス 除害設備						—		非常照明設備						—		ガス漏えい 検知警報設備						—		通報設備						—	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素だめ																																																																																				
	自動制御装置				—	—																																																																																					
	緊急遮断装置				—	—																																																																																					
	散水装置						—																																																																																				
	防消火設備						—																																																																																				
	冷却水ポンプ						—																																																																																				
	水噴霧装置						—																																																																																				
	毒性ガス 除害設備						—																																																																																				
	非常照明設備						—																																																																																				
	ガス漏えい 検知警報設備						—																																																																																				
	通報設備						—																																																																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

第5条第1項 第51号 【滞留しない構造】	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいした場合、滞留しない構造とします。 (ガス名：) の対空気比重 () <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table>	*	ガスの比重	構 造		1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上		1 <	床面に開口部が接している上記のもの		1 >	換気装置を設置		1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																				
*	ガスの比重	構 造																																			
	1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上																																			
	1 <	床面に開口部が接している上記のもの																																			
	1 >	換気装置を設置																																			
	1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置																																			
毒 【識別措置】 【危険標識】	1 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識を当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げます。 2 毒性ガスの漏えいしやすい箇所には、危険標識を掲げます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
燃 毒 特 【ガス漏えい 検知警報設備】	1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なもの とします。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> <th style="width: 30%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 10%;">計画</th> <th style="width: 30%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等火源 を含む施設の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器室の内部</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用 接続口</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとして します。 3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 () とします。	*	設置場所	設置基準・法定数	計画	計画		屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個		屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個		特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個		加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個		計器室の内部	1個以上	___ 個	___ 個		毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	___ 個	___ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	設置場所	設置基準・法定数	計画	計画																																	
	屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個																																	
	屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個																																	
	特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個																																	
	加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個																																	
	計器室の内部	1個以上	___ 個	___ 個																																	
	毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	___ 個	___ 個																																	

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 毒 酸 特 三 窒 素	第5条第1項 第54号, 第54号の2	(防火設備) 1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造施設に、次の防火設備を設けます。	<input type="checkbox"/>																																																								
	【防消火設備】	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">散水設備</th> <th style="width: 10%;">放水砲</th> <th style="width: 10%;">固定式放水銃</th> <th style="width: 10%;">移動式放水銃</th> <th style="width: 10%;">消火栓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記設備の周囲10m以内の非耐火設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高20m以上の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高6m以上20m未満の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象設備のある地域半径40mの円区画</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">スチームカーテン等 基</td> </tr> </tbody> </table>	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓		特殊反応設備	基	-	-	-	-		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-		その他の設備	基	基	基	基	-		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基		可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 基					添付書類 No. _____
	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓																																																				
		特殊反応設備	基	-	-	-	-																																																				
		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-																																																				
		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-																																																				
		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-																																																				
		その他の設備	基	基	基	基	-																																																				
		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基																																																				
		可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 基																																																								
	(消火設備) 2 可燃性ガス、毒性ガス、酸素及び特定不活性ガスの製造施設に、次の消火設備(消火器)を設けます。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">対象設備</th> <th style="width: 45%;">法定</th> <th style="width: 15%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽以外の貯蔵設備、処理設備、容器置場</td> <td> 停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t)につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防液提設置貯槽</td> <td> 歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の貯槽</td> <td>消火器 3 個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table>	*	対象設備	法定	計画		貯槽以外の貯蔵設備、処理設備、容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t)につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個		防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個		その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																									
*	対象設備	法定	計画																																																								
	貯槽以外の貯蔵設備、処理設備、容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t)につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																																								
	注 消火器は、能力単位B-10以上の粉末消火器とする。																																																										
	3 建屋内の高圧ガス設備であつて上記4によらない場合、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等の不活性ガス等による拡散設備等を設置します。																																																										
	4 三フッ化窒素の製造設備(高圧ガスの通る部分に限る。)にあつては、上記4に加え、[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記1の規程による防火設備]を設置します。																																																										
	(防消火用水供給設備) 5 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(最大製造施設; _____)及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(_____)に対し、30分間以上連続して供給できる水量を確保します。	最大製造施設に必要な水量 : _____ m ³ + 隣接の製造施設に必要な水量 : _____ m ³ 合 計 : _____ m ³ ポンプの能力: _____ m ³ /h, 保有水量: _____ m ³																																																									
	6 操作場所と対象設備との距離は15m以上とします。 計画: _____ m																																																										

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

<p>第5条第1項 第55号</p> <p>【ベントスタック】</p>	<p>1 ベントスタックの位置、高さ等については、次のとおり安全なものとし ます。(該当するものに○印)</p> <table border="1" data-bbox="446 257 1300 504"> <thead> <tr> <th>* ベントスタックの種類</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th>(6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用以外</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用以外</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さ (2) 除害措置(第46号のとおり。)を講じ、放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる (3) 作業場、通路から10m(緊急用以外のものにあつては5m)以上離れた位置 (4) 静電気、落雷等による着火防止及び消火措置(緊急用以外のものにあつては、消火措置) (5) ドレンの滞留を防止するための措置 (6) 液化ガスが同伴して放出され、又は急冷されるそれがある場合、気液分離器(緊急用以外のものにあつては、液化ガスが同伴することがない措置)</p>	* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	可燃性ガス・緊急用		—					毒性ガス・緊急用	—			—			可燃性ガス・緊急用以外		—					毒性ガス・緊急用以外	—			—			<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																															
可燃性ガス・緊急用		—																																			
毒性ガス・緊急用	—			—																																	
可燃性ガス・緊急用以外		—																																			
毒性ガス・緊急用以外	—			—																																	
<p>第5条第1項 第56号</p> <p>【フレアスタック】</p>	<p>1 フレアスタックの燃焼能力は、緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものとします。</p> <p>2 フレアスタックの高さ及び位置は、他の製造施設に悪影響を与えないよう、直下における輻射熱を4.65 kW/m^2以下とします。計画: _____ kW/m^2</p> <p>3 輻射熱が4.65 kW/m^2を超える区域には、立入りできない措置を講じます。</p> <p>4 フレアスタックの材質及び構造は、最大熱量に長時間耐え得るものとします。</p> <p>5 フレアスタックには、[パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置]を設けます。</p> <p>6 フレアスタックには、逆火及び爆発防止の機構を設けます。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>																																			
<p>第5条第1項 第58号</p> <p>【破裂防止措置】</p>	<p>1 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び容器置場には、固定式配管の散水装置を設置します。</p> <p>2 当該施設と散水装置の水源との距離は100m以下、水源水量は20 m^3以上、送水量は$0.8\text{ m}^3/\text{min}$以上とします。</p> <p>3 散水装置の主管には、安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を1箇所以上設けます。</p> <p>4 散水装置は、$20\text{ L}/(\text{m}^2\cdot\text{min})$以上の散水能力を有し、散水単位ごとに単独で散水できるものとします。</p> <p>5 散水装置の操作は、安全な場所で容易に行えるようにします。</p> <p>6 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし、散水配管は識別できるように塗色します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

三 フ ッ 化 窒 素	第5条第1項 第58の2号 【破裂防止措置】	1 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないようにします。 2 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填場所の間には、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
	第5条第1項 第59号 第60号 【障壁】	1 次の設備の間に障壁を設けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td>障壁設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場</td> </tr> </table> 2 障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製で、十分な強度を有するものとします。	*	障壁設置場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場		圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	障壁設置場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場														
	圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場														
燃	第5条第1項 第61号 【計器室】	1 下記の設備から15m以上離れた安全な位置とします。 計画：_____ m (1)特殊反応設備 (2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち、緊急遮断装置で遮断されていないもの (3)燃焼熱量の数値が50.2GJ以上となる高压ガス設備 2 計器室は耐火構造とし、出入口を2箇所以上設け、そのうち1箇所は危険な箇所に面していないものとします。 3 内装材は不燃性材料を使用し、窓は[網入り・強化]ガラスとします。また、窓は保安上必要なもの以外、製造設備に面していないものとします。 4 規定のガス（ ）の製造施設に係る計器室は、漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造とし、扉は二重構造とし、また、吸入口を製造設備の反対方向に設けた空気吸入装置を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第62号 【保安用 不活性ガス等】	1 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか、これらの供給を確実に受けられる措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">保安用不活性ガスの種類・数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>()を必要量 _____</td> <td style="text-align: right;">m³ 保有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>()を必要量 _____</td> <td style="text-align: right;">m³ 受入れ</td> </tr> </table> 2 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動のために必要な水量を常時保有します。(第54号に記載のとおり。) 3 供給設備は安全な位置に設置し、かつ保安電力等を設けます。	*	保安用不活性ガスの種類・数量			()を必要量 _____	m ³ 保有		()を必要量 _____	m ³ 受入れ	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____			
*	保安用不活性ガスの種類・数量														
	()を必要量 _____	m ³ 保有													
	()を必要量 _____	m ³ 受入れ													

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

第5条第1項 第63号	【通報設備】	<p>事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">通 報 範 囲</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間</td> <td>[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホン]</td> </tr> <tr> <td>事業所内全体</td> <td>[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]</td> </tr> <tr> <td>作業員相互間</td> <td>[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※メガホンは事業所内面積が1,500m²以下の場合に限る</p>	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホン]	事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]	作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]	□ 添付書類 No. _____
通 報 範 囲	通 報 設 備										
保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホン]										
事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]										
作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]										
第5条第1項 第64号	【沈下状況測定】	<p>1 貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その沈下状況を測定します。</p> <p>2 沈下している場合は、適切な措置を講じます。</p>	□ 添付書類 No. _____								
第5条第1項 第65号 イ	【容器置場の境界線】	<p>1 容器置場の範囲は () により明示します。</p> <p>2 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標を掲げます。</p>	□ 添付書類 No. _____								
燃 酸 素	第5条第1項 第65号 ロ	【容器置場の建屋】	<p>1 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充填容器等が断熱材で被覆してあるものを除く。)は1階建とします。又は、充填容器等をシリンダーキャビネットに収納します。</p> <p>2 圧縮水素(充填圧力が20MPaを超えるものを除く。)のみ、又は酸素のみを貯蔵する容器置場は2階建以下とします。</p>	□ 添付書類 No. _____							
ハ	第5条第1項 第65号	【容器置場の保安距離】	<p>毒性ガスの容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)は、その外面から保安物件 () に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保します。</p> <p style="text-align: center;">容器置場の面積 : _____ m² 法定距離 m = _____ m 計画 : _____ m</p>	□ 添付書類 No. _____							
ニ	第5条第1項 第65号	【容器置場の保安距離】	<p>1 毒性ガス以外の容器置場(貯蔵設備を除く。)はその外面から保安物件 () まで規定以上の距離を確保します。</p> <p style="text-align: center;">容器置場の面積 : _____ m² 法定距離 l₁ = _____ m 計画 : _____ m 法定距離 l₂ = _____ m 計画 : _____ m</p> <p>2 上記のうち、可燃性ガス以外の容器置場で25 m²未満のものについては、次の距離を確保します。</p> <p style="text-align: center;">法定距離 l₁ = _____ m 計画 : _____ m 法定距離 l₂ = _____ m 計画 : _____ m</p>	□ 添付書類 No. _____							
ホ	第5条第1項 第65号	【容器置場の障壁】	<p>1 容器置場の障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板] 製のものとします。</p> <p style="text-align: center;">緩和距離 l₃ = _____ m 計画 : _____ m 緩和距離 l₄ = _____ m 計画 : _____ m</p>	□ 添付書類 No. _____							

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

燃 酸	第5条第1項 第65号 へ 【容器置場の 屋根】	1 可燃性ガス、酸素に係る容器置場には、日光を直接遮る措置（[不燃性・難燃性] の材料を用いた軽量の屋根）を講じます。 2 上記1によらない場合は、充填容器をシリンダーキャビネットに収納します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
燃 特 不	第5条第1項 第65号 ト 【容器置場の 滞留しない構造】	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、ガスが漏えいした場合滞留しない構造とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第5条第1項 第65号 チ 【容器置場の材料】	1 ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場には、不燃性又は難燃性の材料を使用します。 2 充填容器等をシリンダーキャビネットに収納します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第5条第1項 第65号 リ 【容器置場の 除害措置】	1 [アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素] の容器置場には、除害のための措置を講じます。 2 除害措置は[溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他()]とし、散布・散水・吸引等の設備を設置します。 3 除害剤は、(ガスの種類:)に対し、()を規定数量以上保有し、適切な場所に保管します。 4 保護具は、毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を、作業員数に応じて必要な数量以上備え、使用可能な状態で保管します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第5条第1項 第65号 ヌ 【2階建の 容器置場】	2階建の容器置場は、ホ、へ（2階部分に限る）及びトによるほか、大臣が定める構造とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
燃 酸 素 特 不 シ 成 窒 素	第5条第1項 第65号 ル 【容器置場の 消火設備】	停滞量 10 t（特定不活性ガスにあつては 20t）につき消火器（能力単位 B-10 以上）1 個以上を設置します。 ※最低 3 個（特定不活性ガスにあつては 2 個） 停滞量：_____ t 必要数量：_____ 個 計画：_____ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

条 項	対 応 事 項	備 考
<p>第5条第2項 第1号</p> <p>【製造の方法】</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p>ヘ</p>	<p>高压ガスの製造は、その発生、分離、精製、反応、混合、加圧、減圧等において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。</p> <p>安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、修理等、特に必要な場合を除き、常に全開にしておきます。</p> <p>空気液化分離装置の液化酸素だめ内の液化酸素1L中のアセチレン等の質量又はその他の炭化水素中の炭素の質量が基準値を超えたときは、当該装置の運転を中止する等の措置を講じ、かつ、液化酸素を放出します。</p> <p>次のガスは圧縮しません。</p> <p>(1) アセチレン、エチレン及び水素を除く可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の4%以上のもの</p> <p>(2) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の[4%・大臣が認めた割合(%)]以上のもの</p> <p>(3) アセチレン、エチレン及び水素中の酸素の容量が、全容量の2%以上のもの</p> <p>(4) 酸素中のアセチレン、エチレン又は水素の容量の合計が全容量の2%以上のもの</p> <p>2.5 MPaを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは、希釈剤を添加します。</p> <p>空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備（付属する貯槽及び配管を含む。）により、圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合は、次の基準に従って行います。</p> <p>(1) アキュムレータ設備系内の空気は石油類又は油脂類（以下「油等」という。）を混在しないものとします。</p> <p>(2) アキュムレータ設備系内の空気に油等が混在するおそれのあるものについては次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧を操作するアキュムレータ設備にあつては、空気と油等が隔離されている構造であること。 ・空気圧縮機に油分離器等を設置すること。 ・油等の劣化を防止するため、設備内を定期的に清掃し油等を排除すること。 <p>三フッ化窒素の充填容器等のバルブは、静かに開閉します。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">添付書類</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p>
<p>第5条第2項 第2号</p> <p>【充填の基準】</p> <p>イ</p>	<p>高压ガスの充填は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。</p> <p>貯槽に液化ガスを充填するときは、当該貯槽の常用の温度において内容積の90%を超えないよう充填します。また、毒性ガスの液化ガス貯槽には、自動検知措置を講じます。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">添付書類</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>ロ アセチレンを除く圧縮ガス及び液化ガス（液化アンモニア、液化炭酸ガス、液化塩素）を継目なし容器に充填するときは、その容器について音響検査を実施し、音響不良のものは内部検査を実施し、内部検査不良の容器へは充填しません。</p> <p>ハ 車両に固定した内容積 5,000 L以上の容器に高压ガスを送り出すとき、若しくは当該容器から受け入れるときは、車止め等により車両を固定します。</p> <p>ニ 特定液化石油ガスを容器に送り出し、又は容器から受け入れるときは、次のとおりとします。 (1) 製造設備の配管と当該容器の配管との接続部分において漏えいするおそれがないことを確認します。 (2) 送り出し、又は受け入れた後は、(1)の配管内のガスを少量ずつ放出し、当該配管を取り外します。</p> <p>ホ アセチレンガスを容器へ充填するときは、充填中の圧力が 2.5 MPa以下となるようにし、充填後の圧力が温度15°Cで 1.5 MPa以下となるような措置を講じます。</p> <p>へ 酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ当該貯槽又は容器の内部を窒素又は炭酸ガス、酸又はアルカリを含まないものとします。</p> <p>ト 1 酸素又は三フッ化窒素を容器へ充填する場合は、あらかじめ、油脂類又は汚れ等の付着物を除去します。 2 容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しません。</p> <p>チ 三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質（車両に固定した容器を除く）を置きません。</p> <p>リ 充填容器・残ガス容器、バルブ、又は充填用枝管を加熱するときは、次のいずれかの方法で行います。 (1) 熱湿布を使用します。 (2) 温度40°C以下の温湯、可燃性でない液体、は充填容器・残ガス容器、バルブ、又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのない液体を使用します。 (3) 防爆性能を有する構造の空気調和設備を使用します。</p> <p>ヌ 再充填禁止容器であって、当該容器の刻印等で示された年月から3年を経過した容器には充填しません。</p> <p>ル 一般複合容器等であって当該容器の刻印等で示された年月から15年を経過した容器には充填しません。</p>		
<p>第5条第2項 第3号</p> <p>【充填後の措置等】</p>	<p>高压ガスの充填は、次の基準により充填後において当該ガスの漏えい又は爆発を防止するための措置を講じます。</p>		<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>イ アセチレンは、多孔質物を内蔵する容器に充填します。</p> <p>ロ シアン化水素の充填は、安定剤を添加して行います。</p> <p>ハ シアン化水素充填容器は、充填後24時間以上静置し、漏えいのないことを確認し、票紙を貼付します。</p> <p>ニ 酸化エチレン貯槽は内部の窒素、炭酸ガス、酸化エチレン以外のガスを常に窒素又は炭酸ガスで置換し、温度を5℃以下に保持します。</p> <p>ホ 酸化エチレン充填容器は、温度45℃で内圧が0.4 MPaとなるよう、窒素又は炭酸ガスを充填します。</p> <p>へ 工業用液化石油ガスは、「工業用無臭」の票紙を貼付するか、その文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスには、においがするものを容器に充填します。</p>	
<p>第5条第2項 第4号</p> <p>【エアゾールの製造方法】</p>	<p>エアゾールの製造は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。</p> <p>イ 毒性ガスを使用しません。(殺虫剤を除く。)</p> <p>ロ 人体に使用するエアゾールには、可燃性ガスを使用しません。(液化石油ガス、ジメチルエーテル及びこれらの混合ガスを除く。)</p> <p>ハ エアゾールの製造は、次の基準に適合する容器により行います。 (1) 内容積100 c m³を超える容器の材料は、鋼又は軽金属を使用したものとします。 (2) 金属製容器には内容物による防食措置を講じ、ガラス製容器には合成樹脂等による内外面の被覆措置を講じます。 (3) 一定の温度及び圧力において、容器は変形、破裂を起こさないものとします。 (4) 内容積30 c m³を超える容器は、エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものとします。 (5) 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器は、使用後に噴射剤を容易に排出できる構造とします。</p> <p>ニ エアゾール製造設備の周囲2m以内では、引火性又は発火性の物を置きません。</p> <p>ホ 1 エアゾールを製造する室は、不燃性材料を使用するか、建物の内部を不燃材料で被覆します。 2 エアゾールを製造する室では、喫煙及び火気の使用を禁止します。</p> <p>へ エアゾールを製造する室には、作業に必要な物以外置きません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	ト チ リ ヌ	<p>エアゾール製造は、容器内圧が温度35℃において0.8 MPa以下となり、内容積の90%以下となるようにします。</p> <p>容器を転倒してエアゾールを製造するときは、容器を固定する転倒台を使用します。</p> <p>エアゾール充填容器は、全数について規定の試験を行い、漏えいがないものとしします。</p> <p>エアゾール充填容器の外面には、製造者の名称、製造番号等必要な事項を明示します。</p>	
第5条第2項 第5号	【点検】	<p>1 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時、使用終了時及び1日に1回以上、頻繁に異常の有無を点検します。</p> <p>2 異常のある場合は、補修、その他の危険防止措置を講じます。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第5条第2項 第6号	【修理等】 イ ロ ハ ニ ホ	<p>ガス設備の修理・清掃は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。</p> <p>イ 修理等を行うときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行います。</p> <p>ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは、あらかじめ、その内部のガスをそのガスと反応しにくい不燃性のガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講じます。</p> <p>ハ 修理等のため作業員がガス設備を開放し、又はガス設備内に入るときは、危険を防止するための措置（下記の措置等）を講じます。</p> <p>(1) ロの規定による置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換します。</p> <p>(2) 毒性ガス（アルシン等を除く。）のガス設備にあつては、当該設備に入る前に、当該設備内のガス濃度が許容濃度以下になっていることを確認します。</p> <p>(3) アルシン等のガス設備内に入るときは、呼吸用保護具を使用します。</p> <p>ニ ガス設備を開放して修理等を行うときは、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないよう当該開放部分のバルブ又はコックを閉止し、かつ、仕切板を施す等の措置を講じます。</p> <p>ホ 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしません。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第5条第2項 第7号	【バルブに 過大な力を 加えない措置】	<p>製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力が加わらないようにします。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第5条第2項 第8号	【容器置場等】 【充填容器等】 イ	<p>容器置場及び充填容器等は次の基準に適合します。</p> <p>イ 充填容器及び残ガス容器に区分して容器置場に置きます。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

条 項	対 応 事 項	備 考
第9条第1号 【設置場所】	導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しません。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第2号 【地盤面上の場合】	<ol style="list-style-type: none"> 1 導管を地盤面上に設置するときは、地盤面から0.3m以上離して設置します。 2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じます。 3 高压ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けます。 	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第3号 【地盤面下の場合】	<ol style="list-style-type: none"> 1 導管を地盤面下に埋設するときは、0.6m以上地盤面から下に埋設します。 2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設します。 3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置を講じます。 4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設し、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護します。 5 高压ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所 (2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は、1,000m間隔 	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第4号 【水中の場合】	<ol style="list-style-type: none"> 1 導管を船の航行する水域の水底に設置する場合は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置します。 2 導管を海底、河底に設置する場合は、[管の比重上げる・アンカー]等管の浮上や移動を防止するための措置を講じます。 3 導管を波浪の影響を受ける接岸部に設置する場合は、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置を講じます。 4 導管を流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置する場合は、洗掘されるおそれのない深さに埋設します。 また、水路が不安定な川床に埋設する場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設します。 	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

第9条第5号 【耐圧性能】 【気密性能】	導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格するものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第6号 【強度】	導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第7号 【防食】 【応力吸収】	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じます。 (1) 腐食性のあるガスの場合、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] を講じます。 (2) 地中に埋設する場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面を保護します。 (3) 地中に埋設する場合は、必要に応じた電気防食措置を講じます。 2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じます。 (1) 地中に埋設する場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い、導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持されるようにします。 (2) 地上に設置する場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、導管の支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第8号 【常用の温度を超えない措置】	1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じます。 2 導管を地上に設置する場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第9号 【常用の圧力を超えない措置】	導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じます。 安全弁 設置数 : _____ 基 その他の安全装置()設置数 : _____ 基	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第10号 【水分除去措置】	1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送するときは、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて水分を除去します。 2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間には、水分離器を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第9条第11号 【通報設備】	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置 [電話・インターホン] を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

条 項	対 応 事 項	備 考
<p>第10条第1号 (第9条第1号準用)</p> <p>【設置場所】 (第9条第4号準用)</p> <p>【水中の場合】</p>	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しません。</p> <p>1 導管を船の航行する水域の水底に設置する場合は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置します。</p> <p>2 導管を海底、河底に設置する場合は、[管の比重上げる・アンカー]等管の浮上や移動を防止するための措置を講じます。</p> <p>3 導管を波浪の影響を受ける接岸部に設置する場合は、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置を講じます。</p> <p>4 導管を流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置する場合は、洗掘されるおそれのない深さに埋設します。 また、水路が不安定な川床に埋設する場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設します。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>(第9条第5号準用)</p> <p>【耐圧性能】 【気密性能】 (第9条第6号準用)</p> <p>【強 度】</p>	<p>常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格するものとします。</p> <p>導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するものとします。</p> <p>導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると大臣の認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>(第9条第8号準用)</p> <p>【常用の温度を 超えない措置】</p>	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入しないで処理できる措置を講じます。</p> <p>2 導管を地上に設置する場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じます。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>(第9条第9号準用)</p> <p>【常用の圧力を 超えない措置】 (第9条第10号準用)</p> <p>【水分除去措置】</p>	<p>導管には常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じます。</p> <p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送するときは、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて水分を除去します。</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間には、水分離器を設けます。</p>	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

<p>第10条第2号</p> <p>【標識】</p>	<p>高压ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けます。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第3号</p> <p>【腐食防止】</p>	<p>導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じます。</p> <p>(1) 腐食性のあるガスの場合は、内面防食措置〔当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング〕を講じます。</p> <p>(2) 地中に埋設する場合は、外面の保護〔塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装〕を行います。</p> <p>(3) 地中に埋設する場合は、必要に応じて電気防食措置を講じます。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第4号</p> <p>【材料】</p>	<p>導管、管継手及びバルブ（以下「導管等」という。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第5号</p> <p>【構造】</p>	<p>導管等の構造は、輸送される高压ガスの重量、導管等の内圧、導管等及びその附属設備の自重、土圧、水圧、列車荷重、自動車荷重、浮力その他の主荷重並びに風荷重、雪荷重、温度変化の影響、振動の影響、地震の影響、投錨による衝撃の影響、波浪及び潮流の影響、設置時における荷重の影響、工事による影響その他の従荷重によって生じる応力に対して安全なものとしてします。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第6号</p> <p>【伸縮吸収措置】</p>	<p>導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には、当該有害な伸縮を吸収する措置を講じます。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第7号</p> <p>【接合】</p>	<p>1 導管等の接合は、溶接により行います。</p> <p>2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合とします。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第8号</p> <p>【フランジ部点検のための措置】</p>	<p>第7号のフランジ接合部の点検を可能とするための措置を講じます。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第9号</p> <p>【溶接】</p>	<p>導管等の溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法により行います。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第10号 (第11号で準用) (第12号で準用) (第13号で準用) (第21号で準用)</p> <p>【埋設する場合】</p>	<p>地盤面下に埋設する導管は、次の基準によるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>添付書類 No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	イ	<p>導管の外側から下記工作物に対し、次の水平距離を確保します。</p> <table border="1" data-bbox="448 232 1300 465"> <thead> <tr> <th>* 高圧ガスの種類</th> <th>工作物</th> <th>法定距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒性ガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> </tr> <tr> <td>地下街及びびすい道</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>300m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毒性ガス以外のガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> </tr> <tr> <td>地下街及びびすい道</td> <td>10m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 導管の外側から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとします。</p> <p>ハ 防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外側と地表面とは、山林原野にあつては0.9m、その他の地域にあつては1.2mを超える距離を確保します。</p> <p>ニ 防護構造物の中に設置する導管の外側と地表面との距離は、0.6m以上確保します。</p> <p>ホ 導管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設します。</p> <p>ヘ 盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設する場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設します。</p> <p>ト 導管の立ち上がり部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所については、 [曲り管の挿入・地盤改良・その他 ()] の措置を講じます。</p> <p>チ 掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行います。</p>	* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離	毒性ガス	建築物	1.5m以上	地下街及びびすい道	10m以上	水道施設	300m以上	毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上	地下街及びびすい道	10m以上	
* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離																
毒性ガス	建築物	1.5m以上																
	地下街及びびすい道	10m以上																
	水道施設	300m以上																
毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上																
	地下街及びびすい道	10m以上																
第10条第11号 (第13号で準用) 【道路下の場合】	イ	<p>道路下に埋設する導管は、第10号(ロからニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとします。</p> <p>イ 導管は、自動車荷重の影響の少ない場所に埋設します。</p> <p>ロ 導管は、その外側から道路の境界に対し、1m以上の水平距離を確保します。</p> <p>ハ 導管(防護工又は防護構造物により導管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物。以下へ及びトにおいて同じ。)は、その外側から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとします。</p> <p>ニ 市街地の道路下に埋設する場合は、当該道路に係る工事によって導管が損傷を受けることのないよう適切な措置を講じます。</p>	<p style="text-align: right;">□ 添付書類 No. _____</p>															

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>ホ 市街地の道路の路面下に埋設する場合は、防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外面と路面との距離は1.8m、防護工又は防護構造物により防護された導管の当該防護工又は防護構造物の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保します。</p> <p>ヘ 市街地以外の道路の路面下に埋設する場合は、導管の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保します。</p> <p>ト 舗装されている車道に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（遮断層がある場合は、当該遮断層。）の下に埋設し、導管の外面と路盤の最下部との間に0.5mを超える距離を確保します。</p> <p>チ 路面下以外の道路下に埋設する場合は、導管の外面と地表面との間に1.2m（防護工又は防護構造物により防護された導管にあっては、0.6m（市街地の道路下に埋設する場合は、0.9m））を超える距離を確保します。</p> <p>リ 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの下部に埋設します。</p>		
<p>第10条第12号 (第13号で準用) (第17号で準用) 【線路下の場合】</p>	<p>イ 導管は、その外面から軌道中心に対し4m以上の水平距離を確保します。</p> <p>ロ 導管は、当該線路敷の用地境界に対し1m以上の水平距離を確保します。</p> <p>ハ 導管の外面と地表面との間に、1.2mを超える距離を確保します。</p>	<p>線路下に埋設する導管は、第10条(ハ及びニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第13号 【河川保全区域内の場合】</p>		<p>河川に沿って河川保全区域内に埋設する導管は、第10号から第12号の基準によるほか、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を確保するものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
<p>第10条第14号 (第21号で準用) 【地盤面上の場合】</p>		<p>地盤面上に設置する導管は、次の基準によるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>イ 可燃性ガス及び毒性ガスの導管は、次の表に掲げる施設に対し規定距離以上の距離を確保します。</p> <table border="1" data-bbox="448 264 1302 689"> <thead> <tr> <th>* 施設</th> <th>可燃性ガス</th> <th>毒性ガス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> </tr> <tr> <td>学校・福祉施設</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> </tr> <tr> <td>病院・公共空地・都市公園</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> </tr> <tr> <td>劇場・映画館等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> </tr> <tr> <td>百貨店・ホテル等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> </tr> <tr> <td>駅の母屋及びプラットホーム</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> </tr> <tr> <td>文化財等</td> <td>65 m</td> <td>100 m</td> </tr> <tr> <td>水道施設・避難空地・避難道路</td> <td>300 m</td> <td>300 m</td> </tr> <tr> <td>住宅・その他建物</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 常用の圧力が 1 MP a 未満である導管については、上記表から 15 m 減じた距離</p> <p>ロ 不活性ガス以外のガスの導管は、その両側に、次の表に掲げる常用の圧力の区分に応じ、その外面から規定距離以上の空地进行を保有します。空地进行を保有できない場合は、保安上必要な措置を講じます。</p> <table border="1" data-bbox="499 909 1251 1066"> <thead> <tr> <th>* 常用の圧力</th> <th>空地进行の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2 MP a 未満</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>0.2 MP a 以上 1 MP a 未満</td> <td>9 m</td> </tr> <tr> <td>1 MP a 以上</td> <td>15 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 工業専用地域に設置する導管は上記表の 1/3 の距離</p> <p>ハ 導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置します。</p> <p>ニ 支持物は、鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の耐火性を有するものとしします。</p> <p>ホ 自動車、船舶等の衝突により導管又は導管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、堅固で耐久力を有する防護措置を適切な位置に設置します。</p> <p>ヘ 導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保します。</p>	* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	鉄道・道路	25 m	40 m	学校・福祉施設	45 m	72 m	病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	劇場・映画館等	45 m	72 m	百貨店・ホテル等	45 m	72 m	駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	文化財等	65 m	100 m	水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	住宅・その他建物	25 m	40 m	* 常用の圧力	空地进行の幅	0.2 MP a 未満	5 m	0.2 MP a 以上 1 MP a 未満	9 m	1 MP a 以上	15 m	
* 施設	可燃性ガス	毒性ガス																																						
鉄道・道路	25 m	40 m																																						
学校・福祉施設	45 m	72 m																																						
病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m																																						
劇場・映画館等	45 m	72 m																																						
百貨店・ホテル等	45 m	72 m																																						
駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m																																						
文化財等	65 m	100 m																																						
水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m																																						
住宅・その他建物	25 m	40 m																																						
* 常用の圧力	空地进行の幅																																							
0.2 MP a 未満	5 m																																							
0.2 MP a 以上 1 MP a 未満	9 m																																							
1 MP a 以上	15 m																																							
<p>第 10 条第 15 号 (第 16 号で準用) (第 17 号で準用)</p> <p>【道路を横断する場合】</p>	<p>道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置します。 (支持条件の急変に対し適切な措置が講じられ、かつ、当該導管に係る工事によって交通に著しい支障が生じない場合を除きます。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>																																						
<p>第 10 条第 16 号</p> <p>【道路を横断する場合】</p>	<p>第 11 号 (イ及びロを除く。) 及び第 15 号の規定を準用します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>																																						

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>第10条第17号 【線路敷を横断する場合】</p>	<p>第12号（イを除く。）及び第15号の規定を準用します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
	<p>第10条第18号 第19号 第20号 (第21号で準用) 【河川等を横断する場合】</p>	<p>1 河川を横断して導管を設置する場合は、橋に設置するか、河川の下を横断して埋設します。</p> <p>2 河川又は水路を横断して導管を埋設する場合であって、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置します。 この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置を講じます。</p> <p>3 河川下埋設横断導管は、外面と計画河床高（計画河床高の最深河床高より高いときは、最深河床高。）との距離を規定以上確保します。 (1) 計画河床高まで4m以上 (2) 水路を横断して導管を埋設する場合は2.5m以上 (3) その他の小水路を横断して導管を埋設する場合は1.2m以上</p> <p>4 護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
	<p>第10条第21号 【河川及び水路を横断する場合】</p>	<p>第10号（ロ～ニ及びチを除く）及び第14号の規定を準用します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
	<p>第10条第22号 【海底の場合】</p>	<p>海底に設置する導管は、次の基準によるものとします。</p> <p>イ 投錨等により損傷を受けるおそれのない場合等を除き、導管を埋設します。</p> <p>ロ 既設の導管と交差しないよう設置します。</p> <p>ハ 既設の導管に対し、30m以上の水平距離を確保します。</p> <p>ニ 2本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置〔形鋼等であつなく・構造物に組み立てる・十分な間隔をおく・適切な間隔に移動させ埋設する〕を講じます。</p> <p>ホ 導管の立ち上がり部には、防護工を設けます。</p> <p>ヘ 導管を埋設する場合、導管の外面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離を確保し、しゅんせつ計画に対しても影響されない深さに埋設します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	<p>ト 洗掘のおそれがある場合は、当該洗掘を防止するための措置を講じます。</p> <p>チ 掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行います。</p> <p>リ 導管を埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならしめます。</p> <p>ヌ 導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講ずること。</p>																
<p>第10条第23号 【海面上の場合】</p>	<p>イ 導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持します。</p> <p>ロ 導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置します。</p> <p>ハ 船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、防護設備を設置します。</p> <p>ニ 導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保します。</p>	<p>海面に設置する導管は、次の基準によるものとします。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>															
<p>第10条第24号 【漏えい拡散 防止措置】</p>	<p>1 次の場所に導管を設置する場合は、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置を講じます</p> <table border="1" data-bbox="448 1272 1302 1839"> <thead> <tr> <th>* 設置場所</th> <th>高圧ガスの種類</th> <th>漏えい拡散防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>河川上 水路上</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>ずい道 上</td> <td>毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)</td> <td>防護構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>透水性 地盤中</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じて必要な箇所は、 導管を二重管とします。</p>	* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置	市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置	ずい道 上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置	透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____</p>
* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置															
市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置															
河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置															
ずい道 上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置															
透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置															

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

	第10条第25号 【二重管のガス漏えい 検知警報設備】	第24号の二重管には、第29号に規定するガス漏えい検知警報設備を設置します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
	第10条第26号 【運転状態 監視装置】	1 導管系には、適切な場所に圧力計、流量計、温度計等の計器類を設けます。 2 圧縮機又はポンプに係る計器室には、当該圧縮機又はポンプの作動状況を示す表示灯及び緊急遮断弁の開閉状態を表す表示灯を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
	第10条第27号 【警報装置】	1 導管系には、[圧力・流量・緊急遮断装置・地震]等の異常を感知するための警報装置を設けます。 2 警報受信部は、適切な場所（ ）に設置します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
	第10条第28号 【安全制御装置】 イ ロ	導管系には、次の制御機能を有する安全制御装置を設けます。 導管系には、安全制御装置[圧力安全装置・ガス漏えい検知警報設備・緊急遮断装置・感震装置・その他の保安のための設備等の制御回路が正常でなければ圧縮機又はポンプが作動しない制御機能（インターロック）] 保安上異常な事態が発生した場合、圧縮機・ポンプ・緊急遮断装置等を自動又は手動により速やかに停止できる制御機能	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
燃 毒 特	第10条第29号 【ガス漏えい 検知警報設備】	1 可燃性ガス、大臣が定める毒性ガス（ ）又は特定不活性ガスの導管系には、[ガス漏えい検知警報設備・漏えい検知口]を設けます。 ガス漏えい検知警報設備設置数 _____ 個 漏えい検知口設置数 _____ 個 2 警報部は、適切な場所（ ）に設置します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																			
	第10条第30号 【緊急遮断装置】	次の場所に設置する不活性ガスに係るものを除く導管については、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置を設けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 30%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">導管の長さ</th> <th style="width: 15%;">実際の長さ</th> <th style="width: 30%;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市街地</td> <td>500m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川横断</td> <td>500m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖沼等横断</td> <td>500m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の切り通し部横断</td> <td>500m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の切り通し部横断</td> <td>500m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000m超</td> <td>m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数		市街地	500m超	m			河川横断	500m超	m			湖沼等横断	500m超	m			鉄道の切り通し部横断	500m超	m			道路の切り通し部横断	500m超	m			その他	4,000m超	m		<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数																																		
	市街地	500m超	m																																			
	河川横断	500m超	m																																			
	湖沼等横断	500m超	m																																			
	鉄道の切り通し部横断	500m超	m																																			
	道路の切り通し部横断	500m超	m																																			
	その他	4,000m超	m																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

第 10 条第 31 号 【内容物除去装置】	導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置を講じます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 32 号 【感震装置】	1 導管の経路には、必要な箇所に、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置を講じます。 2 40 Gal以上の加速度を検知したとき、警報を発する機能を設けます。 3 80 Gal以上の加速度を検知したとき、設備の運転を停止できる措置を講じます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 33 号 【保安用接地】	導管系には、必要に応じた保安用接地等を設けます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 34 号 第 35 号 第 36 号 【絶 縁】	1 支持物に異常電流が流れ、導管系の腐食が予想される場合は、その支持構造物から絶縁します。 2 導管の腐食防止のため必要な箇所に絶縁継手を挿入します。 3 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置を講じます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 37 号 【避雷設備】	導管系には、必要に応じた落雷による導管への影響を回避するための措置 (JIS A4201(1992)建築物等の避雷設備(避雷針))を講じます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 38 号 【保安電力等】	導管系の保安の確保に必要な設備であって大臣が定めるもの[運転状況監視装置・安全制御装置・ガス漏えい検知警報設備・除害設備・通報設備・非常照明設備]には、保安電力等を設けます。		□ 添付書類 No. _____
第 10 条第 39 号 【巡回監視】	導管の経路には、[巡回監視車・保安資機材倉庫]等を設けます。		□ 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-I)

条 項	対 応 事 項	備 考												
第 11 条第 1 項 【連絡方法の通知】	製造を開始する前に、保安に関する事項の連絡系統、連絡担当者その他の連絡の方法を定め、関係事業所に通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">関係事業所の種類</th> <th style="width: 40%;">関係事業所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>導管、配管により高圧ガスを供給(受け入れ)をする製造事業所(関連事業所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接コンビナート事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他保安上密接な事業所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	*	関係事業所の種類	関係事業所名		導管、配管により高圧ガスを供給(受け入れ)をする製造事業所(関連事業所)			隣接コンビナート事業所			その他保安上密接な事業所		<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	関係事業所の種類	関係事業所名												
	導管、配管により高圧ガスを供給(受け入れ)をする製造事業所(関連事業所)													
	隣接コンビナート事業所													
	その他保安上密接な事業所													
第 11 条第 2 項 【直通電話】	1 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話を設置します。 2 保安上特に重要な作業場間には、1のほか[無線・有線通信設備]を設置します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業所名</th> <th style="width: 50%;">関連事業所の緊急連絡作業場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名									<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____		
関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名													
第 11 条第 3 項 第 4 項 第 5 項 第 6 項 第 7 項 【事故・施設設置等時の連絡等】	1 関係事業所、関連事業所には、規則の定めるところにより、適切な連絡を行います。 2 隣接コンビナート事業所の境界線から100 m以内において設備又は施設を設置(撤去)したときは、遅滞なく、当該設備又は施設の種類及び位置を記載した書面を作成し、これを隣接コンビナート事業所に送付します。 3 隣接コンビナート事業所の境界線から規定距離以内において規定の施設を設置する場合又は大規模な改修をするときは、あらかじめ、当該隣接コンビナート事業所に必要事項を連絡します。 4 製造施設が危険な状態となった場合又は製造施設に係る事故が発生した場合において、相互応援協定等、関係事業所から事故の発生又は拡大の防止のため必要な応援を緊急に受けるための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												

Ⅱ 高圧ガス製造施設等変更許可申請

Ⅱ 高圧ガス製造施設等変更許可申請

第1 総 説

本節は、特定製造者が製造のための施設等の変更^{※1}をする際に必要な手続きについて定めたものです。

特定製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（以下「変更の工事」といいます。）又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければなりません（法第14条第1項）。ただし、変更の工事の場合、軽微な変更の工事^{※2}（法第14条第1項ただし書き）又は許可及び届出の不要な工事^{※3}に該当する場合がありますので、不明な点については、あらかじめ県に確認してください。

なお、許可を受けた変更の工事であって、コンビ則第17条で定められるものを除く工事（以下「特定変更工事」といいます。^{※4}）が完成したときは、知事等が行う完成検査により、製造施設が技術上の基準に適合していることが認められた後に使用できます。

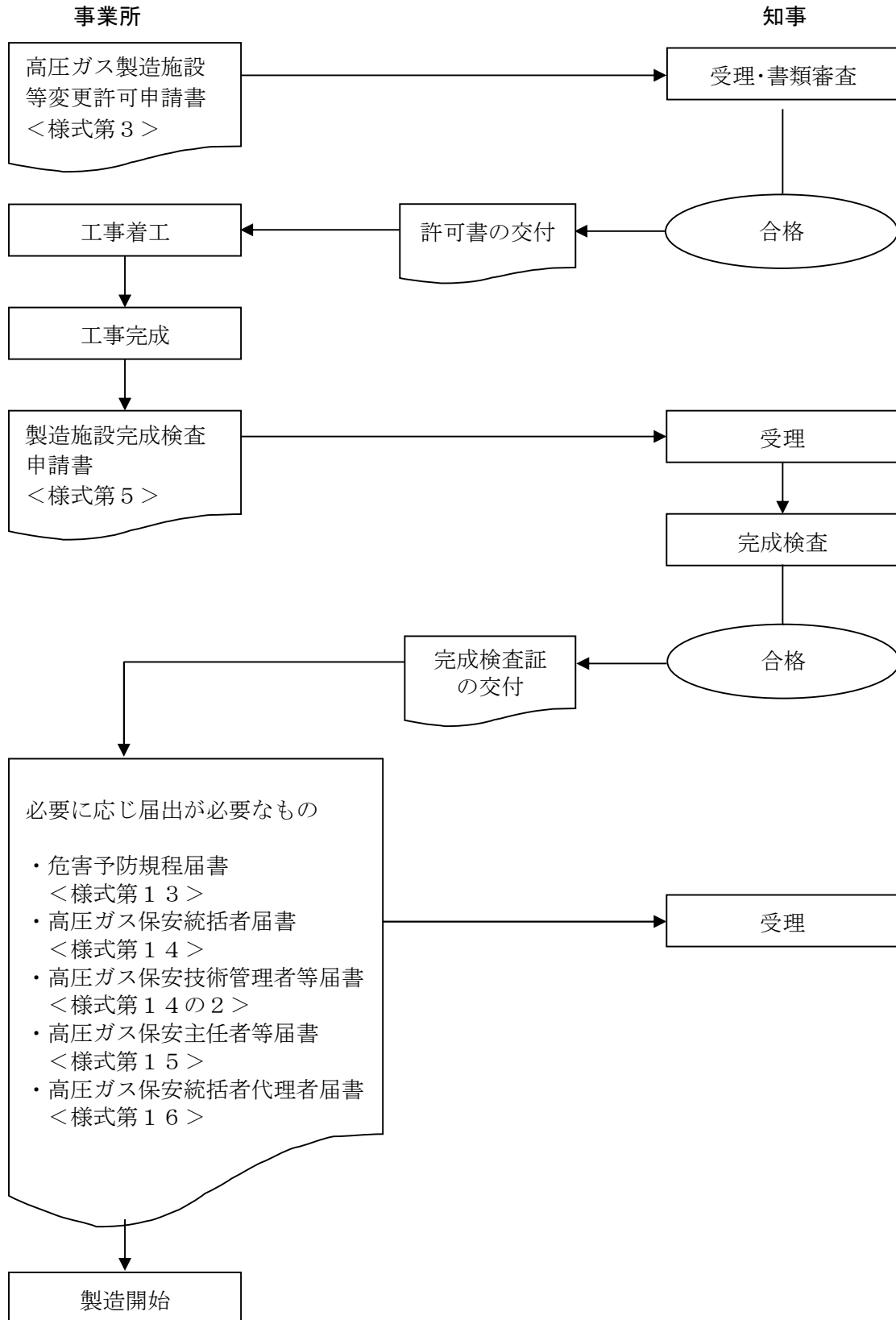
※1 「変更」には、技術上の基準に関係のない部分の変更は含まれません。

※2 軽微な変更の工事の範囲及び必要な手続き並びに許可及び届出の不要な工事の範囲については、「Ⅴ 届出関係」を参照してください。

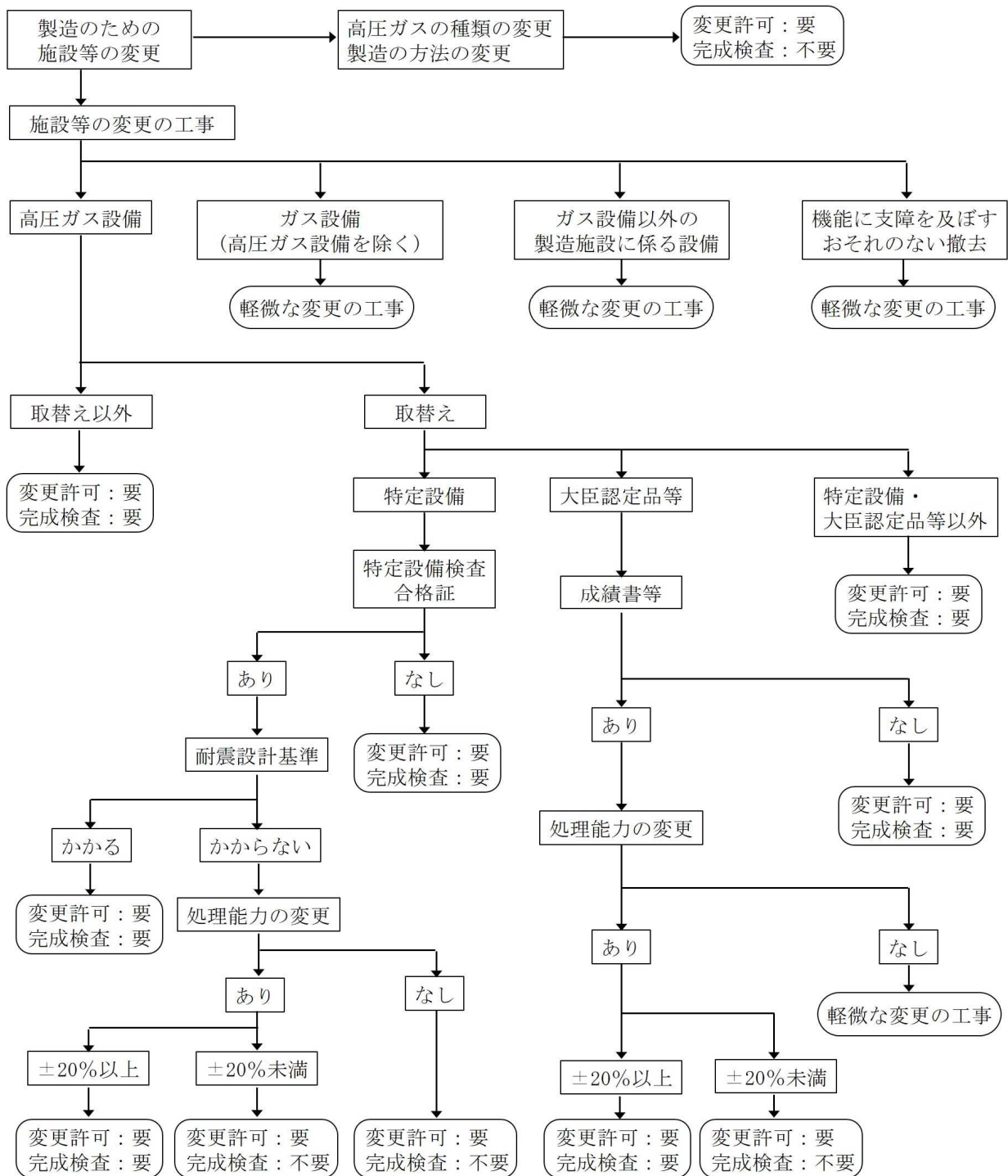
※3、※4

完成検査の手続き等及び特定変更工事に該当しない（完成検査を要しない）工事の範囲については、「Ⅲ 完成検査」を参照してください。

変更許可申請に係る手続きの流れ



製造施設等の変更に係る流れ



- ※ 特定設備に係る部品取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては軽微な変更の工事に該当します。
- ※ 認定（完成・保安）検査実施者及び自主保安高度化事業者が行うことができる軽微な変更の工事並びに許可及び届出の不要な工事については、「V特定製造者に係る届出」を参照してください。
- ※ 手続きが不明な場合は、事前に県に確認し施設等の変更に着手してください。

第2 申請手続き

1 申請時期

許可を受けた後でなければ製造施設等の変更に着手できないので、余裕をもって申請してください。

2 申請手数料

申請書の裏面又は<様式Ⅰ-1>に、処理能力の増減量及び所定の手数料額を明記し、「茨城県収入証紙」を貼付してください。なお、証紙の貼付は、事前ヒアリング等で処理能力の確認を受けた上で行うようにしてください。（証紙に消印をしないでください。）

（注）ポンプ等処理設備を更新する場合、処理能力の増減量が手数料対象とならない（新たに設置する設備の処理能力が手数料の対象となる）場合があるので、注意してください。（例については「第3 2(2) 処理設備の処理能力等」を参照）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 提出書類

- (1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書 <様式第3>
- (2) 製造施設等の変更の明細書<様式Ⅱ-1>

5 申請にあたっての留意事項

- (1) 定期修理工事等に係る変更、大幅な施設の変更等については、変更の内容について県に事前説明をしてください。
- (2) 申請書は施設ごと（許可を受けた特定施設ごと）、かつ同一の完成検査ごとを原則としてください。
- (3) その他「Ⅰ 高圧ガス製造許可申請」中の「第2 5 申請にあたっての留意事項」を参照してください。

第3 提出書類の記載方法

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請書〈様式第3〉

「変更の種類」の欄には、例えば「〇〇製造施設に係る反応器（R-〇〇）の更新及び配管、バルブの変更工事等」のように、施設の名称と主な変更の内容を記載してください。その他の欄については、「I 高圧ガス製造許可」と同様に記載してください。

2 製造施設等変更の明細書〈様式Ⅱ-1〉

原則として、製造施設ごとに、次の事項に留意し作成してください。また、必要に応じ、(8)から(10)までの書類を添付してください。

(1) 変更の目的等

- ア 様式に製造施設の名称、変更の目的、変更の内容を具体的に記載してください。
- イ 変更の目的の欄は、例えば「〇〇〇〇の老朽化のため、〇〇製造施設の塔槽類等を更新する」等、具体的に記載してください。
- ウ 変更の内容の欄に、次の記載例を参考に、具体的な変更内容を記載してください。また、変更の内容が複数ある場合は、それぞれに番号を付し、箇条書きで記載してください。

【変更の内容の記載例】

- 変更1-1 塔（TW-〇〇）の更新工事
老朽化のため、塔（TW-〇〇）を撤去し、新たに同型の塔を据え付ける。
なお、基礎は既存の基礎を用いる。
- 変更1-2 変更1-1に伴い、配管・バルブを一部撤去及び新設する。
- 変更2-1 常用の圧力の変更
運転条件の見直しに伴い、貯槽（T-〇〇）からバルブ（V-〇〇）までのガス設備の常用の圧力を〇〇MPaから〇〇MPaに変更する。

(2) 処理設備の処理能力等

- ア 変更前後の処理能力を高圧ガスの種類ごとにまとめ、処理能力の計算書を添付してください。また、処理能力の算出根拠となる書類を添付してください。
なお、処理能力等の算定にあたっては、「Ⅷ 参考資料 第1 貯蔵能力、処理能力の計算について」を参照してください。
例：圧縮機等にあつては、シリンダー寸法、回転数等機器の仕様を示した書類
- イ 貯蔵能力、保安距離についても同様としてください。
- ウ 処理能力、貯蔵能力に変更がない場合には、「変更なし」と明記し、様式の添付を省略して差し支えありません。

【処理能力の変更等に係る手数料について】

- 例1 特定設備(熱交換器)の更新工事
処理能力 $a \text{ Nm}^3/\text{日}$ の熱交換器を撤去し、新たに処理能力 $b \text{ Nm}^3/\text{日}$ の熱交換器を据え付ける。
※処理能力は $(b - a) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $b \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

例2 特定設備以外の高圧ガス設備（ポンプ）の更新工事

ア 処理能力が増減する場合

処理能力 $c \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $d \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを据え付ける。

※ 処理能力は $(d - c) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $d \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

イ 処理能力が増減しない場合

(ア) 大臣認定品、保安協会検査品への更新

処理能力 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ の大臣認定品のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

※ 軽微な変更の工事として届け出る場合については、V第1 高圧ガス製造施設軽微変更届を参照してください。

(イ) 大臣認定品、保安協会検査品以外への更新

処理能力 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

例3 予備設備を同仕様で更新する場合

「処理能力の増減はなし」とし、手数料は、当該設備（予備設備）の処理能力に対応する額とします。（例2 イと同様）

例4 ガス種類の変更に伴い、反応器の処理能力を $g \text{ Nm}^3/\text{日}$ から $h \text{ Nm}^3/\text{日}$ に変更する場合

※ 処理能力は $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料対象となります。

(3) 処理設備の性能

機器一覧表<様式I-4-1～I-4-6>を、記載例を参考に作成してください。

(4) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

記載例及び記載上の留意事項（次頁）を参考に記載してください。

(5) 製造施設を設計・施工するにあたって保安上特に配慮した事項

施設、設備の特殊性に応じ、設計施工段階から保安上特に配慮すべき事項及びその対応策を記載してください。

例：水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等

(6) 完成検査実施機関（特定変更工事の場合）

完成検査を行う機関（知事、高圧ガス保安協会、指定完成検査実施機関又は認定完成検査実施者）を記載してください。

(7) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面

隣接事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面を添付してください。

(8) 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管の状態の記録

移設、転用又は再使用に係る高圧ガス設備については、使用の経歴及び保管状態の記録を添付してください。

なお、移設等に係るガス設備については、機器一覧表の事前検査データ欄に、当該ガス設備の当初設置時の完成検査における記録等を記載してください。

- ※1 移設とは、変更に係る製造設備内又はそれ以外の製造設備内のガス設備を取り外し、用いる場合とします。（当該設備に接続されるガス設備を更新するために一時的に取り外す場合等であって、P&IDにおいて設置位置が変わらないものを除きます。）
- ※2 転用とは、ガス設備の使用条件（ガスの種類、常用の圧力・温度）を変更する場合とします。また、機器の仕様（設計圧力・温度）を変更する場合を含むものとします。
- ※3 再使用とは、使用履歴があり、かつ、廃止（撤去）等により現に使用していないガス設備を用いる場合とします。

(9) 石災法との関係

石災法第9条に該当しない旨を示した書面の写し（石災法第2条第4号の第一種事業所であって同法第7条に該当する届出をすべきものに限る。）を添付してください。

例：同法第8条の規定に基づく「不指示」の旨を示した通知書の写し

3 技術上の基準に関する事項

(1) 記載方法

<記載例－I>を参考に作成したもの又は<記載例－I>の写しに必要事項を記入し、不要項目を線等で抹消したものを添付してください。

(2) 記載上の留意事項

ア 原則として製造施設ごとに作成してください。

イ 申請の内容に係らない条項等については、対応事項の欄又は備考の欄に、次によりその旨を明記し、対応事項欄を空白とするか、斜線等で抹消してください。ただし、(ア)から(ウ)までについては、項目自体を削除しても差し支えありません。

(ア) 該当なし

当該製造施設に適用されない条項

例：可燃性ガスのみを取り扱う製造施設における毒性ガスに係る条項

(イ) 変更なし

当該製造施設に適用されている条項のうち、申請の内容に直接係らない条項

例：境界線を変更しない場合の境界線の条項

(ウ) 適用除外

省令、通達等により適用を除外されている条項

例：既存設備のみの事業所における保安区画に係る条項

(エ) 既存対応

当該製造施設に適用されている条項であって、申請の内容に係るもののうち、既存の設備により技術上の基準に適合することが認められる条項

例1：安全弁を更新する場合で、既存の放出管に接続し、その開口部の位置に変更を伴わない場合

例2：可燃性ガスのガス設備を増設する場合で、変更後に必要な消火器の数、ガス漏えい検知器の数に変更前の時点で確保されている場合

ウ コンビ則第5条第1項第65号及び同条第2項第8号(容器置場), 第5条の2(コールド・エバポレータ), 第6条(特定液化石油ガススタンド), 第7条(圧縮天然ガススタンド), 第7条の2(液化天然ガススタンド), 第7条の3(圧縮水素スタンド), 第9条(コンビナート製造事業所間の導管以外の導管), 第10条(コンビナート製造事業所間の導管), 第11条(連絡方法)の基準に係らない場合, 又は変更しない場合, その旨を明記した上で, 当該条項に係る様式を省略して差し支えありません。

エ 添付する図面, 計算書等にインデックスを付け, 備考欄にその番号を記載してください。

オ 対応事項の欄中*の付してあるものについては, 該当する項目に○を記入してください。また, []内の語句については, 該当するものを○で囲んでください。

さらに, 一の条項の一部に該当しない項目又は適用除外項目がある場合, 当該項目については線で抹消し, 該当する項目のみ記入してください。

なお, 「変更なし」, 「既存対応」の場合も同様としてください。

カ 備考の欄の「□」は, 県のチェック欄であるので, 何も付さないでください。

4 技術上の基準に関する添付書類

(1) 「I 高圧ガス製造許可申請」に定める添付書類のうち, 変更の申請に関するものを添付してください。

(2) 図面, 書面等にあつては, 変更部分又は変更の前後を明確にしてください。

なお, 廃止部分, 仕様変更部分については, 色分け, 雲状枠等によりその範囲を明示してください。

第4 使用中の製造設備に係る変更等

使用中の高圧ガス設備に係る変更等をする場合に必要な対応については、上記のほか、以下のとおりとしますので、留意してください。

1 製造の方法（ガスの種類、常用の条件等）を変更する場合

製造施設が変更後においても技術上の基準に適合することを示せるよう、書類を添付してください。（例：常用の圧力を引き上げる場合、耐圧試験及び気密試験の結果等。）ただし、当初設置時の完成検査の記録等により当該ガス設備の材料、耐圧性能、気密性能又は強度に係る基準について適合することが示せる場合、これを機器一覧表の事前検査データ欄に記載し、書類の添付に代えることができるものとします。

なお、特定変更工事の一部として、完成検査で技術上の基準に適合していることを確認する場合についてはこの限りでないものとします。

2 特定設備に係る変更

特定設備に対して変更を行う場合、変更後においても当該設備が特定則で定められる基準に適合することを、原則として、KHKが実施する委託検査により示してください。ただし、変更が以下の場合はこの限りではありません。

- (1) 特定設備又はその部品を、新たに特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）の交付を受ける特定設備に取替える場合
- (2) コンビ則第14条第6号又は第7号に定められる軽微な変更の工事若しくは部品取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えの工事の場合
- (3) 設計圧力が30MPa未満の特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていない管台を同一の仕様で更新する場合であって、溶接に用いられる母材の種類が溶接母材告示（平成22年3月19日経済産業省告示第57号）で定められる要件を満たし、かつ溶接部の応力除去を必要としないことが認められる場合
- (4) 温度計等のさや管（当該特定設備の胴板又は鏡板に溶接されていないもの）を取替える場合
- (5) その他特定則に定められる基準（設計、材料、加工、溶接、構造等）に係らない変更等、委託検査が不要な変更であることが認められる場合

3 コールド・エバポレータ（CE）を移設する場合

CEを移設する場合、原則として、当該CEの以下の部分について、「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準（「平成29年7月14日付け20170718保局第1号」(1)I.高圧ガス保安法関係第20条関係）に従いKHKが実施する移設性能検査を受けてください。

- ・貯槽
- ・内槽と一体となっている配管であって外槽を貫通している配管の外槽の直近の第一継手部まで

4 高圧ガス設備の補修を行う場合

高圧ガス設備の耐圧部（胴板，鏡板，ノズル等）の減肉，きず等について，当該部の切断・取替えを伴わない補修（技術上の基準に関する事項の変更がないものに限ります。）を行う場合，原則として，許可は不要とします。ただし，溶接補修等については，保安上重大な影響を及ぼす工事となるため，当該設備の概要，減肉・きず等の状況・発生原因，補修方法，溶接方法，検査方法及び手続きについて，県と事前に協議してください。また，溶接補修を行った場合は，KHKS保安検査基準に従い，耐圧試験及び開放検査を実施してください。

なお，設備に特に影響を及ぼさない補修については，知事が実施する保安検査（書類検査）の際に報告することで足りるものします。

様式第3 (第13条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
		×整理番号		
高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	特 定	×審査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
		名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の種類				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
*事業所番号		法 人	事業所	
		⋮	⋮	⋮

製造施設等の変更の明細書

1 変更の目的等

(1) 製造施設の名称

--

(2) 変更の目的

--

(3) 変更の内容

--

2 処理設備の処理能力等

(1) 処理能力（事業所全体）

*減量は△で示す。

高圧ガスの種類		処理能力 (Nm ³ /D)		
		変更前	変更後	*増減量
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
合 計				

(2) 貯蔵能力（事業所全体）

高圧ガスの種類		貯蔵能力 (圧縮ガスはNm ³ , 液化ガスはkg)		
		変更前	変更後	*増減量
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
合 計				

3 処理設備の性能

別添のとおり。

4 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に対応する事項

別添のとおり。

5 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項

--

6 完成検査実施機関

○印	完成検査実施機関名
	(1) 知事
	(2) 高圧ガス保安協会
	(3) 指定完成検査機関（機関名： ）
	(4) 認定完成検査実施者

Ⅲ 完 成 檢 查

Ⅲ 完成検査

第1 総 説

法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受けた事業者は、製造のための施設の設置の工事又は特定変更工事を完成したときは、完成検査を受け、又は自ら実施し※、当該施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後又は知事に届け出た後でなければ、施設を使用できません。（法第20条）

完成検査は、許可を受けて設置又は変更した施設が、現に基準に適合しているか、かつ、許可のとおり完成しているかを検査するものです。施設が許可のとおり完成していない等の場合には、許可を受け直す必要がある場合がありますので、十分注意してください。

本節は、完成検査に係る手続き等について定めたものですので、事業者は、記載内容に留意の上、工事及び完成検査の準備を行うようお願いいたします。

また、完成検査は次の者が行うことができるほか、変更の内容により、特定変更工事に該当せず完成検査を要しない工事がありますので、許可の申請時及び完成検査の申請の前に確認してください。

<完成検査を行うことができる者>

- 1 知事
- 2 高圧ガス保安協会
- 3 指定完成検査機関
- 4 認定完成検査実施者※（法第20条第3項第2号による認定）

※ 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として大臣の認定を受けている者（認定完成検査実施者）は、その認定に係る特定施設について検査を行うことができます。

第2 知事の完成検査を受ける場合

1 完成検査の申請

(1) 完成検査の日程の調整

許可を受けた後、県と日程を調整してください。

なお、定期修理時期が重なり、その時期に集中し検査を行うこととなる鹿島東部コンビナート地区の事業所においては、定期修理が開始される前に日程等調整会議を開催し、定期修理期間中の日程を調整するものとします。

(2) 申請時期

完成検査の日程を調整した後、速やかに申請してください。

(3) 検査手数料

下記(4)の申請書の裏面又は<様式Ⅲ-1>に製造の許可・変更の許可の別、許可に係る処理能力、許可に係る手数料額及び所定の完成検査の手数料額（許可に係る申請手数料額の3/4に相当する金額）を明記し、「茨城県収入証紙」を貼付してください。（証紙に消印をしないでください。）

(4) 申請時の提出書類

完成検査申請書<様式第5>

(5) 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

2 完成検査事前検査及び留意事項

県は、事業者が完成検査の前に行う自主的な検査（以下「完成検査事前検査」といいます。）の記録の確認を中心に完成検査を行いますので、事業者は次の事項に留意の上、完成検査事前検査を実施し、書類等を準備してください。

(1) 特定変更工事ごとに、該当する技術上の基準の全ての項目について、申請内容と照合し、書類及び現場での作動試験等により確認してください。また、書類、検査の状況及び結果については、保安係員等責任者が確認した上で、完成検査の日に提示できるようにしてください。

(2) 下記3及び4により、完成検査事前検査の結果をまとめてください。また、特定変更工事ごとに完成検査事前検査報告書<様式Ⅲ-2>を表紙とし、責任者が確認してください。

(3) 完成検査事前検査には保安係員等責任者が必ず立ち会い、監督してください。

(4) 完成検査事前検査に当たり、法規集、関係基準、関係通達等を十分活用してください。

(5) 作動試験等は、原則としてプラントを停止させ、安全を確認の上、実施してください。

3 完成検査に必要な書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認するので、提示できるように準備してください。

(1) 書類

- ア 特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）及び付属書類（略号「特」）
- イ 認定試験者等試験成績書及び付属書類（略号「認」）
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類（略号「保」）
- エ 委託検査証明書及び付属書類（略号「委」，「完(委)」）
※アからエまでのものについて、以下「認定書等」といいます。
- オ 材料の記録（ミルシート等。認定書等で確認できるものを除きます。）
- カ 肉厚測定，4倍耐圧試験又はひずみ測定の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- キ 耐圧試験，気密試験の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の免状（写しで差し支えありません。）
- ケ 圧力計，温度計の試験成績書
- コ 作動試験の記録
例：ガス漏えい検知警報設備，インターロック，緊急遮断装置，接地抵抗値の測定，散水装置等（定期自主検査記録の<別紙>を利用し，結果をまとめたもの等）
- サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書，記録等

(2) 写真

完成検査時，県が確認できない以下の施工状況等については，写真により確認するので，次により準備してください。

ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て，表示板に工事名，主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお，次の表中に全景とあるものは1枚で差し支えありません。また，同形状のフーチングが複数ある場合等は1枚を寸法等が判断できるように撮影し，残りを全景写真として差し支えありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・掘削後（全景）・杭寸法・杭打ち込み後（杭本数）・栗石施工後（全景）・下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）・コンクリート出来形（各部寸法） |
|--|

イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）・コンクリート出来形（各部寸法） |
|--|

ウ 防火壁・障壁・防護壁

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・基礎写真 イに準拠・鉄筋の寸法, ピッチ, 口径 |
|--|

エ 耐圧試験・気密試験の実施状況（認定書等で確認できるものを除きます。）

(ア) プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象のガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。

なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してください。

(イ) 組立状態における試験状況についても、上記(ア)と同様としますが、検査対象が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇所複数及びそれぞれの試験圧力が判読できる写真を準備してください。

なお、現場検査で県が立合うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができます。

(ウ) 非破壊検査の実施状況

検査の手順に沿い、写真を準備してください。

(3) その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査の記録、写真等を提示してください。

4 完成検査時の提出書類

完成検査事前検査の結果等について、以下によりまとめたものを提出してください。

(1) 完成検査事前検査報告書 <様式Ⅲ-2>

以下の書類を添付してください。

ア 技術上の基準に関する事項

<記載例Ⅲ>の写し又は<記載例Ⅲ>を参考に作成したものに検査結果を記入し、保安係員等責任者が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」、「変更なし」、「適用除外」又は「既存対応」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして差し支えありません。

イ 機器一覧表

許可の申請書に添付した機器一覧表の写しの事前検査データ欄に、必要な検査結果等を記入したもの

ウ 現場照合図

許可の申請書に添付したフローシート（P&I D）に、特定設備、KHK検査品及びKHK委託検査品にあつては認定書等の発行番号、大臣認定品にあつては機器番号を記載したもの

エ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等

例：電気設備の防爆性能一覧表

(2) 高圧ガス製造施設配管工事等完成報告書<様式Ⅲ-3>

配管の耐震性能評価が必要な場合、次のことに留意し、配管図を作成し提出してください。

ア 施設の増設等変更範囲が大きい場合は、フローシート（P&I D）に対応した色で塗色するか、あるいは高圧ガスの通る部分を「赤色」で、高圧ガス設備以外のガス設備の

- 部分を「緑色」で、移設等に係る部分を「黄色」で塗色してください。
- イ 配管、弁等の一部を変更する等の場合は、工事箇所を「赤色」で塗色するなどして高圧ガス設備の範囲、変更の範囲を明確にしてください。
 - ウ 配管のサポート箇所を明示してください。

5 完成検査の方法

コンビ則別表第3に定められる方法により、原則として、次のとおり現場検査及び書類検査を行います。

(1) 現場検査

技術上の基準に係る項目のうち、以下の項目について確認します。又は、事業者の実施する検査に立ち会い、確認します。

なお、現場検査を実施することにより、関連施設に不具合を生じるおそれがある場合等、以下によることが困難である場合は、検査方法について事前に県と協議してください。

ア 目視検査

- イ 設置（変更）されたガス設備とフローシート（P&ID）との照合（合格書等の発行番号、機器番号との照合を含む。）
- ウ ガス設備の組立状態における気密試験
- エ ガス漏えい検知警報設備の作動試験
- オ 緊急遮断弁の作動試験
- カ 温度上昇防止措置、防消火設備の作動試験
- キ 電気設備の設置場所及び防爆性能の確認
- ク その他現に確認する必要があるもの

(2) 書類検査

技術上の基準に係る項目について、上記3及び4の書類、写真その他記録等により確認します。

6 移設等を伴う場合の完成検査

ガス設備の移設、転用又は再使用をする場合等については、当該設備に係る技術上の基準の確認方法について、原則として次のとおりとするので、検査内容について事前に県と協議してください。

(1) ガス設備を移設する場合

ア 事業所内での移設

耐圧性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査等により技術上の基準に適合していることが確認されているものについて、新たに確認することを要しないものとします。

イ 事業所外からの移設（CEを除く）

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

ウ 事業所外からのCEの移設

高圧ガス保安協会が発行する「移設性能検査合格証」で確認できる項目に限り、当該合格証の確認をもって完成検査とします。

(2) ガス設備を転用する場合

ア 事業所内の転用で使用条件が緩くなる場合

耐圧性能、気密性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査により技術上の基準に適合していることが確認されているものについては、新たに確認すること要しないものとします。

イ 事業所内の転用で使用条件が厳しくなる場合

当初設置時の認定書等又は完成検査の記録等により証明される内容に限り、当該成績書等の確認をもって完成検査とします。

ウ 事業所外からの転用

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(3) 機器を再使用する場合

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目（耐圧性能、気密性能、強度及び気密性能に係るものを除きます。）に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(4) その他

ア 未使用の特定設備であって、特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）の交付を受けた日から3年間を経過したものにあっては、当該合格証（適合証）のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

イ 未使用の大臣認定品等であって、有効期間（3年間）を経過したものにあっては、認定書等のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

7 完成検査の結果に対する措置

(1) 完成検査証の交付

県は、完成検査の結果、製造施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められるとき、完成検査証を交付します。

(2) 検査に不合格の場合の対応

基準に適合しない項目がある場合又は許可の内容と異なる場合は、その内容により、事業者は次のとおり対応するものとします。

ア 製造施設が許可の内容と大幅に異なる場合

改めて許可の申請を行い、許可を受けた後、完成検査を受けるものとします。

イ 製造施設が許可の内容と同じであるが、完成検査に合格するためには、設備等の変更が必要な場合

技術上の基準に適合するよう設備等の変更を行った後、検査日から1か月以内に改善報告書〈様式Ⅲ-4〉を提出し、県はその内容を審査し、基準に適合していることを確認した後、完成検査証を交付するものとします。

ウ 製造施設が許可した内容と同じであるが、完成検査に合格するためには、設備等の変更が必要な場合であって、完成検査中に措置が可能な場合

技術上の基準に適合するよう措置を講じた後、完成検査を継続するものとします。

第3 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受ける場合

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の完成検査を受ける場合は、以下により対応してください。

1 完成検査の申請及び完成検査の方法

- (1) 検査の日程
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）と調整してください。
- (2) 申請の方法及び提出書類
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。
なお、当該完成検査に係る許可（変更許可）申請書の控え（知事の受付印のあるもの）を、高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）に提出してください。
- (3) 検査手数料及び納入方法
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。
- (4) 完成検査の方法等
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。

2 完成検査受検届

高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）の完成検査を受け、完成検査証が交付された後、特定製造者は「完成検査受検届書」を知事に提出してください。

- (1) 提出時期
完成検査証が交付された後、当該完成検査に係る設備の使用開始前に提出してください。
- (2) 提出書類
 - ア 高圧ガス保安協会の完成検査を受けた場合
高圧ガス保安協会完成検査受検届書<様式第7>
 - イ 指定完成検査機関の完成検査を受けた場合
指定完成検査機関完成検査受検届書<様式第8>

第4 認定完成検査実施者が完成検査を行う場合

大臣の認定（法第20条第3項第2号）を受けた認定完成検査実施者は、認定を受けた製造施設の特定変更工事に係る完成検査を自ら行い（以下「自主完成検査」といいます。）、その結果を知事へ届け出すことができます。（法第39条の11第1項）

この届出を行う場合は、以下により対応してください。

なお、認定を受けたときの規程類に当該事項が明記されている場合、それを遵守してください。

1 提出時期

特定変更工事に係る自主完成検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認した後、使用する前に提出してください。

2 提出書類

(1) 完成検査記録届書〈様式第33〉

(2) 検査の記録

次の内容を記載した書面を添付してください。（任意様式とします。）

ア 検査をした特定変更工事の内容

※ 認定完成検査結果報告書の写し等で、検査管理部門の評価を確認できるものとしてください。

イ 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
技術上の基準に関する事項等

第5 完成検査を要しない変更の工事等

特定変更工事に該当しない施設等の変更の工事，その他完成検査を要しない場合は次のとおりです。

- 1 完成検査を要しない施設等の変更の工事の範囲（コンビ則第17条）
 - (1) ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除きます。）の取替え又は設置位置の変更の工事であって，当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲*であるもの。
（高圧ガス設備の取替えは，大臣認定品等への取替えに限り，特定設備の取替えは，特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限ります。）
 - ※ 告示で定める範囲（製造細目告示第12条の14第1項）
変更前の当該処理設備の処理能力の20%以内の増減の範囲
 - (2) 処理能力が1日100Nm³（不活性ガス又は空気にあつては300Nm³）未満の製造設備である製造施設の追加に係る工事であって，他の製造施設とガス設備で接続されていないもので，かつ，他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
（耐震設計構造物に係るものを除き，当該設備が特定設備である場合には，特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限りします。）
- 2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け，法第5条第1項の許可を受けた場合であって，その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け，第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められ，又は上記第4に記載の検査の記録の届出をした場合（法第20条第2項）
- 3 変更の許可（法第14条第1項）のうち，製造をする高圧ガスの種類又は製造の方法を変更する場合であって，特定変更工事を伴わない場合

様式第5 (第15条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
製造施設完成検査申請書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 検 査 結 果		
		× 受 理 年 月 日		
		年 月 日		
		× 許 可 番 号		
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
完 成 年 月 日				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番 号	法 人	事業所
			⋮	⋮

<様式Ⅲ-1>

製造・変更許可の別	製造許可・変更許可
許可の処理能力	Nm ³ /D増・増なし
手数料納入金額	許可申請手数料 円 × 3/4 = 円
完成検査申請手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)	
注意 (1) 収入証紙は消印しないこと。 (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。	

<様式Ⅲ-2>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

完成検査事前検査報告書

下記の許可に係るこのことについて別添のとおり報告します。

記

許可年月日 : 年 月 日

許可番号 : 消安指令第 号

変更の種類 :

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

<様式Ⅲ-3>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

高圧ガス施設配管工事等完成報告書

下記の許可に係る工事は、申請書及び別添図面のとおり完成したので報告します。

記

許可年月日 : 年 月 日

許可番号 : 消安指令第 号

変更の種類 :

完成検査日 : 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

<様式Ⅲ-4>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

完成検査の指摘事項に対する改善措置について

年 月 日の完成検査時に指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

1 改善結果

該当条項 条 項 号	指摘事項	改善内容

注意 (1) 該当条項には、コンビ則の条項と見出しを記載すること。

(2) 指摘事項は、指摘を受けた施設名を記載し、施設毎に横線で区切ること。

(3) 改善内容には、改善した日、立ち会い者名、改善結果等を記載すること。

(4) 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

2 今後の対策（指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。）

--

様式第7 (第16条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安協会 完成検査受検届書	特 定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
検査を受けた製造施設				
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
完成検査証の検査番号		年 月 日 号 高圧ガス保安協会 第 号		
検査を受けた年月日				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

様式第8 (第16条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
指定完成検査機関書 完成検査受検届書	特 定	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
検査を受けた製造施設					
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号	
完成検査証の検査番号		年 月 日	指定完成検査機関名	第 号	
検査を受けた年月日					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名			
	担当者名			
	電話番号			

*事業所 番号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式第33 (第49条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
完成検査記録届書	特定	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
変更許可年月日及び許可番号		年	月	日	第 号
検査年月日		年	月	日	～ 年 月 日
検査結果を確認した責任者					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	コンビ則条項	対 応 事 項	確認印																																									
	第5条第1項 第1号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は（ ）により明示した。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げた。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____箇所</div> 3 製造施設の周囲に警戒標を掲げた。	□																																									
燃	第5条第1項 第2号 【可燃性ガス製造施設の保安距離】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備（処理能力 52,500 Nm ³ /日以下のポンプ、圧縮機、凝縮器、気化器及び専ら受け入れ、送り出しの設備を除く。）の外側から、最短距離にある保安物件（ ）に対し規定以上の距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">設備区分</th> <th style="width: 35%;">法定（下記の内最大距離）</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>製造施設</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス低温貯槽</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m 第1種設備距離= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設備区分	法定（下記の内最大距離）	実 際		製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際			t		m	m			t		m	m	□											
*	設備区分	法定（下記の内最大距離）	実 際																																									
	製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							
燃	第5条第1項 第3号 【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	次の可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備の外側から、保安物件等に対し、規定以上の距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">設 備 区 分</th> <th style="width: 35%;">法定距離</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設製造施設（防護壁有）</td> <td>50m 0.290 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設製造施設</td> <td>50m 0,576 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設貯槽（防護壁有）</td> <td>50m 0.348 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">埋設可燃性液化ガス貯槽</td> <td>LNG 50m 0.177 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 50m 0.240 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設 備 区 分	法定距離	実 際		既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設製造施設	50m 0,576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際			t		m	m			t		m	m	□
*	設 備 区 分	法定距離	実 際																																									
	既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	新設製造施設	50m 0,576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

毒	第5条第1項 第4号 【毒性ガスの製造施設の保安距離】	1 製造施設(2のガス設備, 容器置場及び大臣規定施設を除く。)の外 面から事業所の境界まで, 20m以上の距離を確保した。 実際 : _____m 2 ガス設備の外(配管を除く。)から保安物件()まで, 規定以上の距離を確保した。 ガス名 : () 設備名 : () 法定距離 : L = _____m 実際 : _____m	□																								
	第5条第1項 第5号 【その他のガスの製造施設の保安距離】	貯槽設備, 処理設備(周期律表零族の不活性ガス, その他の不活性ガス及び空気で貯蔵能力 52, 500kg 未満, 処理能力 52, 500m ³ 未満の設備, 保安用不活性ガスで貯蔵能力 210, 000kg, 処理能力 210, 000m ³ 未満の施設, 専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。)の外(配管を除く。)から保安物件()まで 50m以上の距離を確保した。 設備名() 実際 : _____m	□																								
	第5条第1項 第6号 【その他の設備からの保安距離】	下記の設備の外(配管を除く。)から第一種保安物件(), 第二種保安物件()まで, 規定以上の距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">* 設備の区分</th> <th style="text-align: center;">法定距離</th> <th style="text-align: center;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号で除外された可燃性ガスの処理設備</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>N₂, CO₂, フッ化カーボンの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> <tr> <td>可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備</td> <td>L () = _____m L () = _____m</td> <td>_____ _____m</td> </tr> </tbody> </table>	* 設備の区分	法定距離	実 際	2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	N ₂ , CO ₂ , フッ化カーボンの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m	□
* 設備の区分	法定距離	実 際																									
2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
N ₂ , CO ₂ , フッ化カーボンの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	L () = _____m L () = _____m	_____ _____m																									
	第5条第1項 第7号 【保安のための宿直施設までの保安距離】	製造施設は, その貯蔵設備, 処理設備から保安のための宿直施設(当該事業所内のものを除く。)に対し, 規定以上の距離を確保した。 対象事業所 : () 法定距離 : L () = _____m 実際 : _____m	□																								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒	第5条第1項 第8号 【事業所境界線 までの距離】	1 製造設備(可燃性ガス、毒性ガス以外の製造設備を除く。)の外面から隣接事業所()に係る当該製造事業所境界線に対し、20m以上の距離を確保した。 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> 2 20mに満たない場合、次のいずれかの条件を満足している。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="text-align: center;">除外される条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td>燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備</td> </tr> </tbody> </table>	*	除外される条件		燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備		専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの		隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備	□
*	除外される条件										
	燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備										
	専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの										
	隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備										
	第5条第1項 第9号 【保安区画】	1 通路、空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画に区分した。 <div style="text-align: right;">保安区画数 : _____ 区画</div> 2 保安区画の面積は20,000m ² 以下とした。	□								
燃	第5条第1項 第10号 【保安区画内の 高圧ガス設備】	保安区画内の高圧ガス設備(配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。)は、次のとおり、基準に適合するものとした。 (1)保安区画の外面から、隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し、30m以上の距離 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)燃焼熱量の数値は、2.5 TJ以下 <div style="text-align: right;">実際 : _____ TJ</div>	□								
燃	第5条第1項 第11号 【設備間距離】	特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備(他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。)は、当該製造設備以外の次の設備(導配管を除く。)に対し、規定以上の距離を確保した。 (1)可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)酸素の高圧ガス設備に対し10m以上 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div>	□								
燃	第5条第1項 第12号 【可燃性ガス 貯槽の高圧 ガス設備に 対する距離】	可燃性ガスの貯槽(燃焼熱量が50.2 GJ以上となる貯蔵能力を有するもの)は、次の設備に対し、30m以上の距離を確保した。 (1)燃焼熱量が50.2 GJ以上となる高圧ガス設備 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)処理能力が200,000 m ³ 以上の圧縮機(当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。) <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div>	□								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃	第5条第1項 第13号 【設備間距離】	1 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が300m ³ 又は3 t以上のものに限る。）は、その外面から他の可燃性ガス、酸素の貯槽に対し、1 m又は最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">貯槽名</th> <th style="width: 20%;">法定距離</th> <th style="width: 30%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>() と ()</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td>() と ()</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> </tbody> </table> 2 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については、一般則又は液石則に定められる水噴霧装置等を設置し、規定の放射水量等を確保した。 貯槽の最大直径の和の1/4に満たない場合にあつては、規定の数量以上の能力を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">貯槽名</th> <th style="width: 10%;">断熱構造区分</th> <th style="width: 20%;">水噴霧装置等</th> <th style="width: 20%;">法定水量等</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> </tr> </tbody> </table> 3 水噴霧装置等の操作位置は、当該貯槽の外面から15m以上離れた安全な位置とした。 実際：_____ m	貯槽名	法定距離	実 際	() と ()	_____ m	_____ m	() と ()	_____ m	_____ m	貯槽名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²			消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²	□
貯槽名	法定距離	実 際																																			
() と ()	_____ m	_____ m																																			
() と ()	_____ m	_____ m																																			
貯槽名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²																																	
		消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²																																	
燃 特 不	第5条第1項 第14号 【火気取扱施設までの距離】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は、その外面から火気を取り扱う施設まで、8m以上の距離を確保した。 () から () まで 実際：_____ m 2 規定距離に満たないものは、下記のいずれかの措置を講じた。 (1) 高さ2m以上の [防火壁・障壁] による迂回水平距離 (8m以上) の確保 実際：_____ m (2) 火気を使用する場所が不燃性の建物の場合、8m以内にある当該建物の開口部を防火戸、又は網入ガラスにより閉鎖 (3) 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置	□																																		
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第15号 【気密な構造】	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とした。（試験結果は、機器一覧表のとおり。）	□																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第5条第1項 第16号 【材料】	1 ガス設備(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高压ガス設備に限る。)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的的成分及び機械的性質を有するものとした。(機器一覧表のとおり。) 2 特定設備に使用する材料は、特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定によるもの(特定設備検査合格証の交付を受けたもの)とした。 (冷凍則を準用する場合) 3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(間接冷却式の冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲。以下第17号から第19号までにおいて同じ。)に使用する材質は、冷凍則第64条第1項イの規定に基づくものとした。	□
第5条第1項 第17号 【耐圧性能】	1 高压ガス設備は、水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験(液体を使用することが困難である場合には、空気、窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験)(試験結果は、機器一覧表のとおり。)又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格したものとした。 2 特定設備は、特定則に定められる耐圧試験に合格したもの(特定設備検査合格証の交付を受けたもの)とした。 (冷凍則を準用する場合) 3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。	□
第5条第1項 第18号 【気密性能】	1 高压ガス設備は、常用の圧力以上で行う気密試験(試験結果は、機器一覧表のとおり。)又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格したものとした。 2 特定設備は、特定則に定められる気密試験に合格したもの(特定設備検査合格証の交付を受けたもの)とした。 (冷凍則を準用する場合) 3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。	□
第5条第1項 第19号 【強度】	1 高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度(測定結果等は、機器一覧表のとおり。)又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとした。 2 特定設備の強度は、特定則第12条又は第51条の規定によるもの(特定設備検査合格証の交付を受けたもの)とした。 (冷凍則を準用する場合) 3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備に使用する材質は、冷凍則第64条第1項ロの規定によるものとした。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>第5条第1項 第20号</p> <p>【温度計】 【常用の温度の範囲に戻す措置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより温度計を設置した。 (特殊反応設備及び特定液化石油ガスの高压ガス設備を除く。) 設置数：_____基</p> <p>2 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置を講じた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">常用の温度の範囲内に戻す措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置			<input type="checkbox"/>								
対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置													
<p>第5条第1項 第21号</p> <p>【圧力計】 【安全装置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより、圧力計を設置した。 設置数：_____基</p> <p>2 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けた。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p>	<input type="checkbox"/>												
<p>燃 毒 杯</p> <p>第5条第1項 第22号</p> <p>【放出管】</p>	<p>1 前号の規定で設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は空気に係る高压ガス設備に設けたものを除く。)のうち、安全弁・破裂板には放出管を設けた。</p> <p>2 放出管開口部の位置は、次の基準によるものとした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">設置場所</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">可燃性ガスの貯槽</td> <td style="text-align: center;">[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等</td> <td style="text-align: center;">除害のための設備内</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の設備</td> <td style="text-align: center;">近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置</td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	基準	*	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m		毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内		その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置	<input type="checkbox"/>
*	設置場所	基準												
*	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m												
	毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内												
	その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置												
<p>第5条第1項 第23号</p> <p>【基礎】</p>	<p>1 地盤の許容支持力度が高压ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上となるように施工した。</p> <p>2 貯槽(100m³又は1t以上のものに限る。)の支柱又は底部若しくは架台は、同一の基礎にアンカーボルト等により緊結した。</p>	<input type="checkbox"/>												
<p>第5条第1項 第24号</p> <p>【耐震設計構造】</p>	<p>1 耐震設計構造物([塔・貯槽・配管]並びにそれらの支持構造物及び基礎)は、地震の影響に対して安全な構造とした。</p> <p>2 上記1のうち、特定設備は特定設備検査合格証の交付を受けたものとした。</p> <p style="margin-top: 10px;">重要度Ⅰa, Ⅰの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基 重要度Ⅱ, Ⅲの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基</p>	<input type="checkbox"/>												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第5条第1項 第25号 【監視装置】	1 特殊反応設備には、温度、圧力、流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち、2以上を設置した。 <p style="text-align: right;">特殊反応設備数：_____基</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">監視装置</th> <th style="width: 40%;">検出部の設置箇所等</th> <th style="width: 20%;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>温度監視装置</td> <td>異常を的確に把握可能な箇所に十分な数</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力監視装置</td> <td>圧力区分ごとに2箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量監視装置</td> <td>原料送入系統ごとに1箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス密度・組成等監視装置</td> <td>的確に把握可能な箇所に1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、異常事態を最も早期に把握できるものは、() であり、自動記録式とした。 3 警報装置は計器室で感知できるものとした。 4 保安電力を設けた。	*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数		温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個		圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個		流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個		ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個	□								
*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数																											
	温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個																											
	圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個																											
	流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個																											
	ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個																											
第5条第1項 第26号 【危険状態防止措置】	1 特殊反応設備には、その設備が危険な状態になることを安全に、かつ、有効に防止するための措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原材料供給遮断装置</td> <td></td> <td>冷却用水の供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容物放出装置</td> <td></td> <td>反応停止剤供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不活性ガス供給装置</td> <td></td> <td>その他 ()</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、最も有効なものは () であり、[遠隔操作・自動作動] できるものとした。	*	装置名	*	装置名		原材料供給遮断装置		冷却用水の供給装置		内容物放出装置		反応停止剤供給装置		不活性ガス供給装置		その他 ()	□												
*	装置名	*	装置名																											
	原材料供給遮断装置		冷却用水の供給装置																											
	内容物放出装置		反応停止剤供給装置																											
	不活性ガス供給装置		その他 ()																											
燃 毒 酸 素 第5条第1項 第27号 【緊急遮断措置 (特殊反応設備等)】	1 貯槽を除き、以下の高圧ガス設備には、次の区分により、緊急時に安全、かつ、速やかに遮断するための措置(緊急遮断装置)を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 60%;">高圧ガス設備の種類</th> <th style="width: 15%;">設備の数</th> <th style="width: 20%;">遮断弁の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備及び類似設備</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量250GJ以上の設備</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量30 t以上の毒性ガスの設備</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の酸素の設備</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)</td> <td style="text-align: center;">_____基</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> 2 緊急遮断装置は、[計器室操作・自動作動] により、確実かつ速やかに遮断操作ができるものとした。	*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数		特殊反応設備及び類似設備	_____基	_____個		燃焼熱量250GJ以上の設備	_____基	_____個		停滞量30 t以上の毒性ガスの設備	_____基	_____個		停滞量 100 t 以上の酸素の設備	_____基	_____個		停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	_____基	_____個		製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)	_____基	_____個	□
*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数																											
	特殊反応設備及び類似設備	_____基	_____個																											
	燃焼熱量250GJ以上の設備	_____基	_____個																											
	停滞量30 t以上の毒性ガスの設備	_____基	_____個																											
	停滞量 100 t 以上の酸素の設備	_____基	_____個																											
	停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	_____基	_____個																											
	製造の主要な工程に係る2以上の高圧ガス設備 (上記の数値を超えない区分ごと)	_____基	_____個																											

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃毒	第5条第1項 第28号 【緊急移送設備】	1 次の高圧ガス設備に緊急移送設備を設けた。 <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備</td> </tr> </table> 2 緊急移送設備は、当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものとした。 3 緊急移送設備は、移送した内容物をその種類、量、性状等に応じ [燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出] により安全に処理できるものとした 4 緊急移送設備には、空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置を講じた。	*	高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類		特殊反応設備		燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)		緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備	□				
*	高 圧 ガ ス 設 備 の 種 類														
	特殊反応設備														
	燃焼熱量が50. 2GJを超える高圧ガス設備 (貯槽を除く。)														
	緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備														
燃特	第5条第1項 第29号 【貯槽の識別措置】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、容易に識別できるような措置を講じた。 (1) 特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (2) 特定不活性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (3) 特定液化石油ガスの貯槽 貯槽数：_____基 特定液化石油ガスである旨の朱書 2 地下に埋設された貯槽には、標識を設置した。 <div style="text-align: right;">埋設貯槽数：_____基</div>	□												
	第5条第1項 第31号 第32号 【温度上昇防止措置】	1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象貯槽名</th> <th style="width: 15%;">断熱構造区分</th> <th style="width: 20%;">散水装置 *(L/(min・m²))</th> <th style="width: 45%;">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td>法定：5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/ 50m² 実際：_____ 栓/ m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">準耐火</td> <td>法定：2.5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/100m² 実際：_____ 栓/ m²</td> </tr> </tbody> </table> 2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。 3 30分間以上連続して放水できる水量を確保した。 <div style="text-align: right;">必要水量(法定)：_____ m³， 必要水量(仕様)：_____ m³ 保有水量：_____ m³</div> 4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外側から5m以上離れた安全な位置とした。 <div style="text-align: right;">実 際：_____ m</div>	対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 *(L/(min・m ²))	消火栓 *		なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m ² 実際：_____ 栓/ m ²		準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m ² 実際：_____ 栓/ m ²	□
対象貯槽名	断熱構造区分	散水装置 *(L/(min・m ²))	消火栓 *												
	なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m ² 実際：_____ 栓/ m ²												
	準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m ² 実際：_____ 栓/ m ²												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第33号 【液面計】	1 液化ガスの貯槽には、液面計を設置した。 2 ガラス液面計には、破損を防止するための措置を講じた。 3 可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設置した。	□												
燃	第5条第1項 第34号 【負圧防止措置】	可燃性ガス低温貯槽には、圧力計、圧力警報設備及び〔真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備〕を設けた。	□												
燃 毒 酸素	第5条第1項 第35号 【流出防止措置】	1 500t以上の可燃性ガス、5t以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には、防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設()を設置した。 2 集合防液堤には、間仕切りを設けた。間仕切り高さ：_____m 3 防液堤の容量を規定以上とし、階段等を規定数以上設けた。 防液堤の容量 法定：_____m ³ 実際：_____m ³ 防液堤の高さ : _____m 防液堤の外周長 : _____m 階段の設置数 : _____箇所	□												
	第5条第1項 第36号 【防液堤内外の設置制限】	防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には、大臣が定めるもの以外の設備、施設を設置していない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 60%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 35%;">外面からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t未満の可燃性ガスの貯槽</td> <td>8m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの貯槽</td> <td>大臣が定める距離 L() : _____m</td> </tr> </tbody> </table>	*	貯槽の種類	外面からの距離		1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m		1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m		毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L() : _____m	□
*	貯槽の種類	外面からの距離													
	1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m													
	1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m													
	毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L() : _____m													
	第5条第1項 第37号 【貯槽の埋設】	特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは、地盤面下に埋設した。	□												
	第5条第1項 第38号 【埋設貯槽】	1 地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は、貯槽室に設置し、必要な措置を講じた。貯槽室に設置しない場合は、腐食防止措置を講じた貯槽を地盤面に固定し、かつ、重量物の荷重に耐える措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 95%;">方 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽を水没させる方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽室内を強制換気する方式</td> </tr> </tbody> </table> 2 地盤面と貯槽頂部との距離は、0.6m以上確保した。実際：_____m 3 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は1m以上の間隔とした。 実際：_____m	*	方 式		貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式		貯槽を水没させる方式		貯槽室内を強制換気する方式	□				
*	方 式														
	貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式														
	貯槽を水没させる方式														
	貯槽室内を強制換気する方式														

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第39号 【埋設貯槽】	1 貯槽の地盤面下部分は、[下地処理錆止め・アスファルトプライマ・アスファルトルーフィング]等の腐食防止措置を講じた。 2 電気防食貯槽にあつては、防食電位を-770mV以下とした。 実際：_____mV	□										
	第5条第1項 第40号 【置換措置】	1 アルシン等(ガス名：_____)の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)には、その内部のガスを[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換・真空排気]できる構造とした。 2 アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体(当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。)に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にした。 [相互に反応するガス] (_____)と(_____)	□										
毒	第5条第1項 第41号 【接合】	1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接によるものとした。 2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合とした。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </table> フランジ接合：_____箇所 ねじ接合：_____箇所	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	□
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所												
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所												
	特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所												
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所												
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所												
毒	第5条第1項 第42号 【二重管】	1 毒性ガス設備に係る配管は、配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分を二重管とした。 第一種設備距離 法定_____m 実際：_____m 第二種設備距離 法定_____m 実際：_____m 2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、材料・強度は基準に適合するものとした。 3 内層管と外層管との間には、ガス漏えいを検知警報する措置を講じた。	□										
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第43号 【貯槽のバルブ】	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管(当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉鎖)を設けるほか、1以上のバルブ(次号の規定により設置するバルブを除く)を設けた。	□										

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒 酸 素	第5条第1項 第44号 【緊急遮断措置】 (貯槽配管)	1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガスの貯槽（内容積 5,000 L未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 40%;">対象貯槽名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸素の貯槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 操作位置は、当該貯槽から 10m以上離れた位置とした。 <div style="text-align: right;"> 実際： _____ m </div>	*	貯槽の種類	対象貯槽名		可燃性ガス			毒性ガス			酸素の貯槽		□
*	貯槽の種類	対象貯槽名													
	可燃性ガス														
	毒性ガス														
	酸素の貯槽														
	第5条第1項 第45号 【バルブ等の操作のための措置】	製造設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じた。 (1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示した。 (2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示した。 (3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じた。 (4)バルブ等を確実に操作するための足場を設けた。 (5)バルブ等の操作に必要な照度を確保した。	□												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

毒	第5条第1項 第46号 【除害措置】	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 85%;">拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td></td> <td>水等による希釈、ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準に適合した建物で覆う(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障壁、局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝、防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td></td> <td>アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては、規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">拡散防止措置：塩素、ホスゲンの貯槽にあつては(※)による。</p> 2 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類及び設備の状況に応じ、適切な[除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置]を設置した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>塩素</td> <td></td> <td>亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホスゲン</td> <td></td> <td>アンモニア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硫化水素</td> <td></td> <td>酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シアン化水素</td> <td></td> <td>クロルメチル</td> </tr> </tbody> </table> 3 アルシン等(ガス名：)の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 45%;">除害剤の種類</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 27.5%;">法定</th> <th style="width: 27.5%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>隔膜式防毒マスク</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td>送気マスク</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>保護手袋及び長靴</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td>酸素呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>保護衣</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> </tbody> </table> 5 規定数量以上の保護具を適切な場所()に常備した。	区分	*	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		水等による希釈、ガスの蒸気圧低下		安全な場所への移送		吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える		基準に適合した建物で覆う(※)		障壁、局所排気による拡散防止		吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止		集液溝、防液堤によるガスの流出防止	除害措置		アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止		水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和		吸着剤による吸着除去		集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)		アルシン等にあつては、規定に適合する方式	*	ガスの種類	*	ガスの種類		塩素		亜硫酸ガス		ホスゲン		アンモニア		硫化水素		酸化エチレン		シアン化水素		クロルメチル	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	計画				保護具の種類	数量		保護具の種類	数量		法定	実際	法定	実際	空気呼吸器	__個	__個	隔膜式防毒マスク	__個	__個	送気マスク	__個	__個	保護手袋及び長靴	__個	__個	酸素呼吸器	__個	__個	保護衣	__個	__個	□
区分	*	拡散防止措置及び除害措置																																																																																								
拡散防止措置		水等による希釈、ガスの蒸気圧低下																																																																																								
		安全な場所への移送																																																																																								
		吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える																																																																																								
		基準に適合した建物で覆う(※)																																																																																								
		障壁、局所排気による拡散防止																																																																																								
		吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止																																																																																								
		集液溝、防液堤によるガスの流出防止																																																																																								
除害措置		アルシン等にあつては、常時吸引による拡散防止																																																																																								
		水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和																																																																																								
		吸着剤による吸着除去																																																																																								
		集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送																																																																																								
		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア、シアン化水素に限る)																																																																																								
	アルシン等にあつては、規定に適合する方式																																																																																									
*	ガスの種類	*	ガスの種類																																																																																							
	塩素		亜硫酸ガス																																																																																							
	ホスゲン		アンモニア																																																																																							
	硫化水素		酸化エチレン																																																																																							
	シアン化水素		クロルメチル																																																																																							
除害剤の種類	除害剤の数量																																																																																									
	法定	計画																																																																																								
保護具の種類	数量		保護具の種類	数量																																																																																						
	法定	実際		法定	実際																																																																																					
空気呼吸器	__個	__個	隔膜式防毒マスク	__個	__個																																																																																					
送気マスク	__個	__個	保護手袋及び長靴	__個	__個																																																																																					
酸素呼吸器	__個	__個	保護衣	__個	__個																																																																																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 特 杯	第5条第1項 第47号 【静電気除去措置】	1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は、規定どおり確実に接地した。 2 接地抵抗は、総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とした。 実際： _____ Ω	□																																																																																								
燃	第5条第1項 第48号 【電気設備】	可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものとした。	□																																																																																								
燃 毒	第5条第1項 第49号 【インターロック】	可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、高圧ガスの種類、温度、圧力等に応じ、保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し、自動的に原材料の供給を遮断する等の機構を設けた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> インターロック機構の概略 </div>	□																																																																																								
	第5条第1項 第50号 【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">*</th> <th style="width: 15%;">保安電力等 設備</th> <th style="width: 10%;">買電</th> <th style="width: 10%;">自家 発電</th> <th style="width: 10%;">蓄電池 装置</th> <th style="width: 10%;">エンジン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">スチーム タービン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">空気又は 窒素ため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自動制御装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>散水装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷却水ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水噴霧装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス 除害設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス漏えい 検知警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記設備のうち、通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有するか、充電式電池のものとした。	*	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため		自動制御装置				—	—			緊急遮断装置				—	—			散水装置						—		防消火設備						—		冷却水ポンプ						—		水噴霧装置						—		毒性ガス 除害設備						—		非常照明設備						—		ガス漏えい 検知警報設備						—		通報設備						—	□
*	保安電力等 設備	買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため																																																																																				
	自動制御装置				—	—																																																																																					
	緊急遮断装置				—	—																																																																																					
	散水装置						—																																																																																				
	防消火設備						—																																																																																				
	冷却水ポンプ						—																																																																																				
	水噴霧装置						—																																																																																				
	毒性ガス 除害設備						—																																																																																				
	非常照明設備						—																																																																																				
	ガス漏えい 検知警報設備						—																																																																																				
	通報設備						—																																																																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 酸 素 特 不	第5条第1項 第51号 【滞留しない構造】	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいした場合、滞留しない構造とした。 (ガス名：) の対空気比重 () <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table>	*	ガスの比重	構 造		1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上		1 <	床面に開口部が接している上記のもの		1 >	換気装置を設置		1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置	□																				
*	ガスの比重	構 造																																				
	1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上																																				
	1 <	床面に開口部が接している上記のもの																																				
	1 >	換気装置を設置																																				
	1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置																																				
毒	第5条第1項 第52号 【識別措置】 【危険標識】	1 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識を当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げた。 2 毒性ガスの漏えいしやすい箇所には、危険標識を掲げた。	□																																			
燃 毒 特 不	第5条第1項 第53号 【ガス漏えい 検知警報設備】	1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとした。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> <th style="width: 25%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 10%;">法定数</th> <th style="width: 35%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等火源 を含む施設の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器室の内部</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用 接続口</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとした。 3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 () とした。	*	設置場所	設置基準・法定数	法定数	実際		屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	__ 個	__ 個		屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	__ 個	__ 個		特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	__ 個	__ 個		加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	__ 個	__ 個		計器室の内部	1個以上	__ 個	__ 個		毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	__ 個	__ 個	□
*	設置場所	設置基準・法定数	法定数	実際																																		
	屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	__ 個	__ 個																																		
	屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	__ 個	__ 個																																		
	特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	__ 個	__ 個																																		
	加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	__ 個	__ 個																																		
	計器室の内部	1個以上	__ 個	__ 個																																		
	毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	__ 個	__ 個																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒 酸 特 不 三 化 窒 素	第5条第1項 第54号, 第54号の2 【防消火設備】	(防火設備) 1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の製造施設の規模に応じ、以下の防火設備を設けた。	□																																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">散水設備</th> <th style="width: 10%;">放水砲</th> <th style="width: 10%;">固定式放水銃</th> <th style="width: 10%;">移動式放水銃</th> <th style="width: 10%;">消火栓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記設備の周囲10m以内の非耐火設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高20m以上の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高6m以上20m未満の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象設備のある地域半径40mの円区画</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">スチームカーテン等 _____ 基</td> </tr> </tbody> </table>	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓		特殊反応設備	基	-	-	-	-		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-		その他の設備	基	基	基	基	-		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基		可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 _____ 基					
*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓																																																					
	特殊反応設備	基	-	-	-	-																																																					
	上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-																																																					
	地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-																																																					
	地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-																																																					
	その他の設備	基	基	基	基	-																																																					
	対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基																																																					
	可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 _____ 基																																																									
		(消火設備) 2 可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は特定不活性ガスの製造施設の規模に応じ、次の消火設備(消火器)を設けた。																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">※</th> <th style="width: 25%;">対象設備</th> <th style="width: 55%;">法定</th> <th style="width: 15%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場</td> <td> 停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防液提設置貯槽</td> <td> 歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の貯槽</td> <td>消火器 3 個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table>	※	対象設備	法定	実際		貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個		防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個		その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																									
※	対象設備	法定	実際																																																								
	貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあつては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあつては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																																								
		注 消火器は、能力単位B-10以上の粉末消火器とする。																																																									
		3 建屋内の高圧ガス設備であつて上記4によらない場合、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等を設置した。																																																									
		4 三フッ化窒素の製造設備(高圧ガスの通る部分に限る。)にあつては、上記4に加え、[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記1の規程による防火設備]を設置した。																																																									
		(防消火用水供給設備) 5 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(最大製造施設)及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し、30分以上連続して供給できる水量を確保した。																																																									
		最大製造施設に必要な水量 : _____ m ³ + 隣接の製造施設に必要な水量 : _____ m ³ 合計 : _____ m ³ ポンプの能力: _____ m ³ /h, 保有水量: _____ m ³																																																									
		6 操作場所と対象設備との距離は、15m以上とした。 実際: _____ m																																																									

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第5条第1項 第55号 【ベントスタック】	1 ベントスタックの位置，高さ等については，次のとおりとした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ベントスタックの種類</th> <th style="width: 5%;">(1)</th> <th style="width: 5%;">(2)</th> <th style="width: 5%;">(3)</th> <th style="width: 5%;">(4)</th> <th style="width: 5%;">(5)</th> <th style="width: 5%;">(6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス・緊急用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス・緊急用</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス・緊急用以外</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス・緊急用以外</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さ (2) 除害措置（第46号のとおり。）を講じ，放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる (3) 作業場，通路から 10m（緊急用以外のものにあつては 5 m）以上離れた位置 (4) 静電気，落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあつては，消火措置） (5) ドレンの滞留を防止するための措置 (6) 液化ガスが同伴して放出され，又は急冷されるそれがある場合，気液分離器（緊急用以外のものにあつては，液化ガスが同伴することがない措置）</p>	*	ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		可燃性ガス・緊急用		-						毒性ガス・緊急用	-			-				可燃性ガス・緊急用以外		-						毒性ガス・緊急用以外	-			-			□
*	ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																																			
	可燃性ガス・緊急用		-																																							
	毒性ガス・緊急用	-			-																																					
	可燃性ガス・緊急用以外		-																																							
	毒性ガス・緊急用以外	-			-																																					
第5条第1項 第56号 【フレアースタック】	1 フレアースタックの燃焼能力は，緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものとした。 2 フレアースタックの高さ及び位置は，他の製造施設に悪影響を与えないよう，直下における輻射熱を 4.65 kW/m^2 以下とした。 実際：_____ kW/m^2 3 輻射熱が 4.65 kW/m^2 を超える区域には，立入りできない措置を講じた。 4 フレアースタックの材質及び構造は，最大熱量に長時間耐え得るものとした。 5 フレアースタックには，「パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置」を設けた。 6 フレアースタックには，逆火及び爆発防止の機構を設けた。	□																																								
第5条第1項 第58号 【破裂防止措置】	1 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び容器置場には，固定式配管の散水装置を設置した。 2 当該施設と散水装置の水源との距離は 100m 以下，水源水量は 20 m^3 以上，送水量は $0.8 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上とした。 3 散水装置の主管には，安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を 1 箇所以上設けた。 4 散水装置は， $20 \text{ L}/(\text{m}^2 \cdot \text{min})$ 以上の散水能力を有し，散水単位ごとに単独で散水できるものとした。 5 散水装置の操作は，安全な場所で容易に行えるようにした。 6 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし，散水配管は識別できるように塗色した。	□																																								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

三 角 室 素	第5条第1項 第58の2号 【破裂防止措置】	1 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないようにした。 2 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填場所の間には、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けた。	□												
	第5条第1項 第59号 第60号 【障壁】	1 次の設備の間に障壁を設けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td>障壁設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場</td> </tr> </table> 2 障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製で、十分な強度を有するものとします。	*	障壁設置場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場		圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場	□
*	障壁設置場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場														
	圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場														
燃	第5条第1項 第61号 【計器室】	1 下記の設備から15m以上離れた安全な位置とした。実際：_____m (1)特殊反応設備 (2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち、緊急遮断装置で遮断されていないもの (3)燃焼熱量の数値が50.2GJ以上となる高圧ガス設備 2 計器室は耐火構造とし、出入口を2箇所以上設け、そのうち1箇所は危険な箇所に面していないものとした。 3 内装材は不燃性材料を使用し、窓は[網入り・強化]ガラスとします。また、窓は保安上必要なもの以外は、製造設備に面していないものとした。 4 規定のガス（ ）の製造施設に係る計器室は、漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造とし、扉は二重構造とし、吸入口を製造設備の反対方向に設けた空気吸入装置を設けた。	□												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>燃 毒 酸 素</p>	<p>第5条第1項 第62号</p> <p>【保安用 不活性ガス等】</p>	<p>1 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか、これらの供給を確実に受けられる措置を講じた。</p> <table border="1" data-bbox="443 300 1303 512"> <tr> <th>* 保安用不活性ガスの種類・数量</th> </tr> <tr> <td>() を必要量 _____ m^3 に対し 実際 _____ m^3 保有</td> </tr> <tr> <td>() を必要量 _____ m^3 に対し () から実際 _____ m^3 受入れ</td> </tr> </table> <p>2 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動の為に必要な水量を常時保有している。(第54号に記載のとおり。)</p> <p>3 供給設備は安全な位置に設置し、かつ保安電力等を設けた。</p>	* 保安用不活性ガスの種類・数量	() を必要量 _____ m^3 に対し 実際 _____ m^3 保有	() を必要量 _____ m^3 に対し () から実際 _____ m^3 受入れ	<p>□</p>					
* 保安用不活性ガスの種類・数量											
() を必要量 _____ m^3 に対し 実際 _____ m^3 保有											
() を必要量 _____ m^3 に対し () から実際 _____ m^3 受入れ											
	<p>第5条第1項 第63号</p> <p>【通報設備】</p>	<p>緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じた。</p> <table border="1" data-bbox="427 775 1303 1041"> <thead> <tr> <th>通 報 範 囲</th> <th>通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間</td> <td>[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホン]</td> </tr> <tr> <td>事業所内全体</td> <td>[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]</td> </tr> <tr> <td>作業員相互間</td> <td>[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メガホンは事業所内面積が1,500m^2以下の場合に限る</p>	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホン]	事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]	作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]	<p>□</p>
通 報 範 囲	通 報 設 備										
保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホン]										
事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]										
作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]										
	<p>第5条第1項 第64号</p> <p>【沈下状況測定】</p>	<p>貯槽に、沈下状況を測定するための措置を講じた。</p>	<p>□</p>								
	<p>第5条第1項 第65号 イ</p> <p>【容器置場の境界線】</p>	<p>1 容器置場の範囲は () により明示した。</p> <p>2 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標を掲げた。 実際： _____ 個</p>	<p>□</p>								
<p>燃 毒 酸 素</p>	<p>第5条第1項 第65号 ロ</p> <p>【容器置場の建屋】</p>	<p>1 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充填容器等が断熱材で被覆してあるものを除く。)は1階建とした。</p> <p>2 上記1によらない場合、充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した。</p> <p>3 圧縮水素(充填圧力が20MPaを超えるものを除く。)のみ、又は酸素のみを貯蔵する容器置場は2階建以下とした。</p>	<p>□</p>								
	<p>第5条第1項 第65号 ハ</p> <p>【容器置場の保安距離】</p>	<p>毒性ガスの容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)は、その外面から保安物件 () に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保した。</p> <p>容器置場の面積： _____ m^2 法定距離 $m =$ _____ m 実際： _____ m</p>	<p>□</p>								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第65号 ニ 【容器置場の 保安距離】	1 毒性ガス以外の容器置場（貯蔵設備を除く。）はその外面から保安物件（ ）まで規定以上の距離を確保した。 容器置場の面積： <u> </u> m ² 法定距離 l ₁ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m 法定距離 l ₂ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m 2 上記のうち、可燃性ガス以外の容器置場で25 m ² 未満のものについては、 次の距離を確保した。 法定距離 l ₁ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m 法定距離 l ₂ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m	□
	第5条第1項 第65号 ホ 【容器置場の 障壁】	1 容器置場の障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製 とした。 緩和距離 l ₃ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m 緩和距離 l ₄ = <u> </u> m 実際： <u> </u> m	□
燃 酸 素	第5条第1項 第65号 へ 【容器置場の 屋根】	1 可燃性ガス、酸素に係る容器置場には、日光を直接遮る措置（[不燃性・ 難燃性]の材料を用いた軽量の屋根）を講じた。 2 上記1によらない場合、充填容器をシリンダーキャビネットに収納した。	□
燃 特 不	第5条第1項 第65号 ト 【容器置場の 滞留しない構造】	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、ガスが漏えいした場合 滞留しない構造とした。	□
	第5条第1項 第65号 チ 【容器置場の材料】	ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場には、不燃性又は難燃性 の材料を使用した。（充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合 を除く。）	□
	第5条第1項 第65号 リ 【容器置場の 除害措置】	1 [アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレ ン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素]の容器置場には、除害のための措 置を講じた。 2 除害措置は[溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他（ ）]とし、散布・散水・吸引等の設備を設置した。 3 除害剤は、（ガスの種類： ）に対し、（ ）を規定数量以上保有し、適切な場所に保管した。 4 保護具は、毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を、作業員数に応じて 必要な数量以上備え、使用可能な状態で保管した。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第65号 ス 【2階建の 容器置場】	2階建の容器置場は、ホ、へ（2階部分に限る）及びトによるほか、大臣 が定める構造とした。	□
燃 酸素 特不 三化 窒素	第5条第1項 第65号 ル 【容器置場の 消火設備】	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあっては 20t)につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあっては 2 個) 停滞量：_____ t 必要数量：_____ 個 計画：_____ 個	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

条 項	対 応 事 項	確認印
第9条第1号 【設置場所】	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置していない。</p>	□
第9条第2号 【地盤面上の場合】	<p>1 地盤面上に設置された導管は、地盤面から0.3m以上離して設置した。 実際：_____m</p> <p>2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じた。</p> <p>3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けた。</p>	□
第9条第3号 【地盤面下の場合】	<p>1 地盤面下に埋設された導管は、0.6m以上地盤面から下に埋設した。 実際：_____m</p> <p>2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設した。 実際：_____m</p> <p>3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置を講じた。</p> <p>4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設され、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護した。 実際：_____m</p> <p>5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けた。 (1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所 (2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は1,000m 間隔</p>	□
第9条第4号 【水中の場合】	<p>1 船の航行する水域の水底に設置した導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置した。 実際：_____m</p> <p>2 海底、河底に設置した導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置を講じた。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置を講じた。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置した場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設した。また、水路が不安定な川床に埋設した場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設した。</p>	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第9条第5号 【耐圧性能】 【気密性能】	1 導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格したものである。 2 試験結果は、機器一覧表のとおり。	□
第9条第6号 【強度】	1 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものである。 2 検査結果は、機器一覧表のとおり。	□
第9条第7号 【防食】 【応力吸収】	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じた。 (1)腐食性のあるガスの場合、内面防食措置〔当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング〕 (2)地中に埋設した場合は、〔塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマチック等の塗装〕により外面を保護した。 (3)地中に埋設した場合は、電気防食措置を講じ、対地電位の測定値に異常がない。 2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じた。 (1)地中に埋設した場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持した。 (2)地上に設置した場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとした。	□
第9条第8号 【常用の温度を超えない措置】	1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じた。 2 導管が地上に設置した場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じた。	□
第9条第9号 【常用の圧力を超えない措置】	1 導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じた。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基 2 バネ式安全弁等の作動試験結果に異常がない。	□
第9条第10号 【水分除去措置】	1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器を設けた。 2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器を設けた。	□
第9条第11号 【通報設備】	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置〔電話・インターホン〕を講じた。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

条 項	対 応 事 項	備 考
<p>第10条第1号 (第9条第1号準用)</p> <p>【設置場所】 (第9条第4号準用)</p> <p>【水中の場合】</p>	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置していない。</p> <p>1 船の航行する水域の水底に設置した導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____ m</p> <p>2 海底、河底に設置した導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置を講じた。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置を講じた。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置した場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設した。また、水路が不安定な川床に埋設した場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設した。</p>	<p style="text-align: right;">□</p> <p style="text-align: right;">□</p>
<p>(第9条第5号準用)</p> <p>【耐圧性能】 【気密性能】</p>	<p>1 導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格したものである。</p> <p>2 検査結果は、機器一覧表のとおり。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>
<p>(第9条第6号準用)</p> <p>【強 度】</p>	<p>1 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものである。</p> <p>2 検査結果は、機器一覧表のとおり。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>
<p>(第9条第8号準用)</p> <p>【常用の温度を 超えない措置】</p>	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じた。</p> <p>2 導管が地上に設置した場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じた。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>
<p>(第9条第9号準用)</p> <p>【常用の圧力を 超えない措置】</p>	<p>1 導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じた。</p> <p style="text-align: center;">安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p> <p>2 バネ式安全弁等の作動試験結果に異状がない。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>
<p>(第9条第10号準用)</p> <p>【水分除去措置】</p>	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器を設けた。</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器を設けた。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第10条第2号 【標識】	高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けた。	<input type="checkbox"/>
第10条第3号 【腐食防止】	導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じた。 (1)腐食性のあるガスの場合、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] (2)地中に埋設する場合は、外面の保護 [塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] (3) 地中に埋設する場合は、必要に応じて電気防食措置を講じ、対地電位の測定値に異常がない。	<input type="checkbox"/>
第10条第4号 【材料】	導管、管継手及びバルブ（以下「導管等」という。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとした。（機器一覧表のとおり。）	<input type="checkbox"/>
第10条第5号 【構造】	導管等の構造は、輸送される高圧ガスの重量、導管等の内圧、導管等及びその付属設備の自重、土圧、水圧、列車荷重、自動車荷重、浮力その他の主荷重並びに風荷重、雪荷重、温度変化の影響、振動の影響、地震の影響、投錨による衝撃の影響、波浪及び潮流の影響、設置時における荷重の影響、工事による影響その他の従荷重によって生じる応力に対して安全なものとした。	<input type="checkbox"/>
第10条第6号 【伸縮吸収措置】	導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には、当該有害な伸縮を吸収する措置を講じた。	<input type="checkbox"/>
第10条第7号 【接合】	1 導管等の接合は、溶接により行った。 2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合とした。	<input type="checkbox"/>
第10条第8号 【フランジ部点検のための措置】	第7号のフランジ接合部の点検を可能とするための措置を講じた。	<input type="checkbox"/>
第10条第9号 【溶接】	1 導管等の溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法により行った。 2 非破壊検査等の結果、異状がない。	<input type="checkbox"/>
第10条第10号 (第11号で準用) (第12号で準用) (第13号で準用) (第21号で準用) 【埋設する場合】	地盤面下に埋設した導管は、次の基準によるものとした。	<input type="checkbox"/>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>イ</p>	<p>導管外面から下記工作物に対し、次の水平距離を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="462 224 1284 571"> <thead> <tr> <th>* 高圧ガスの種類</th> <th>工作物</th> <th>法定距離</th> <th>実際距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒性ガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>300m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毒性ガス以外のガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table>	* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離	毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____m	地下街及び ずい道	10m以上	_____m	水道施設	300m以上	_____m	毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上	_____m	地下街及び ずい道	10m以上	_____m	<p>ロ 導管の外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとした。 実際：_____m</p> <p>ハ 防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外面と地表面とは、山林原野にあっては0.9m、その他の地域にあっては1.2mを超える距離を確保した。 実際：_____m</p> <p>ニ 防護構造物の中に設置する導管の外面と地表面との距離は、0.6m以上確保した。 実際：_____m</p> <p>ホ 導管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設した。</p> <p>へ 盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設する場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設した。</p> <p>ト 導管の立ち上がり部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所については、〔曲り管の挿入・地盤改良・その他（ ）〕の措置を講じた。</p> <p>チ 掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行った。</p>	
* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離																					
毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____m																					
	地下街及び ずい道	10m以上	_____m																					
	水道施設	300m以上	_____m																					
毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上	_____m																					
	地下街及び ずい道	10m以上	_____m																					
<p>第10条第11号 (第13号で準用) 【道路下の場合】</p>	<p>イ 導管は、自動車荷重の影響の少ない場所に埋設した。</p> <p>ロ 導管は、その外面から道路の境界に対し、1m以上の水平距離を確保した。 実際：_____m</p> <p>ハ 導管(防護工又は防護構造物により導管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物。以下へ及びトにおいて同じ。)は、その外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとした。 実際：_____m</p> <p>ニ 市街地の道路下に埋設する場合は、当該道路に係る工事によって導管が損傷を受けることのないよう適切な措置を講じた。</p>	<p>道路下に埋設する導管は、第10号(ロからニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとした。</p>	<p>□</p>																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	<p>ホ</p> <p>市街地の道路の路面下に埋設する場合は、防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外面と路面との距離は1.8m、防護工又は防護構造物により防護された導管の当該防護工又は防護構造物の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ヘ</p> <p>市街地以外の道路の路面下に埋設する場合は、導管の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ト</p> <p>舗装した車道に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（遮断層がある場合は、当該遮断層。）の下に埋設し、導管の外面と路盤の最下部との間に0.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>チ</p> <p>路面下以外の道路下に埋設する場合は、導管の外面と地表面との間に1.2m（防護工又は防護構造物により防護された導管にあっては、0.6m（市街地の道路下に埋設する場合は、0.9m））を超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>リ</p> <p>電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれを取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの下部に埋設した。</p>	
<p>第10条第12号 (第13号で準用) (第17号で準用) 【線路下の場合】</p>	<p>イ</p> <p>線路下に埋設する導管は、第10条(ハ及びビを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとした。</p> <p>導管は、その外面から軌道中心に対し4m以上の水平距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ロ</p> <p>導管は、当該線路敷の用地境界に対し1m以上の水平距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ハ</p> <p>導管の外面と地表面との間に、1.2mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>	□
<p>第10条第13号 【河川保全区域内の場合】</p>	<p>河川に沿って河川保全区域内に埋設する導管は、第10号から第12号の基準によるほか、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を確保するものとした。</p>	□
<p>第10条第14号 (第21号で準用) 【地盤面上の場合】</p>	<p>地盤面上に設置する導管は、次の基準によるものとした。</p>	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

イ	<p>可燃性ガス及び毒性ガスの導管は、次の表に掲げる施設に対し規定距離以上の距離を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="454 257 1284 728"> <thead> <tr> <th>* 施設</th> <th>可燃性ガス</th> <th>毒性ガス</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>学校・福祉施設</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>病院・公共空地・都市公園</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>劇場・映画館等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>百貨店・ホテル等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>駅の母屋及びプラットホーム</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>文化財等</td> <td>65 m</td> <td>100 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>水道施設・避難空地・避難道路</td> <td>300 m</td> <td>300 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>住宅・その他建物</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 常用の圧力が1 MP a未満である導管については、上記表から15 m減じた距離</p>	* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際	鉄道・道路	25 m	40 m	_____m	学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m	病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m	劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m	百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m	駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m	文化財等	65 m	100 m	_____m	水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m	住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m	<p>1 不活性ガス以外のガスの導管は、その両側に、次の表に掲げる常用の圧力の区分に応じ、その外面から規定距離以上の空地进行を保有した。</p> <table border="1" data-bbox="462 884 1284 1041"> <thead> <tr> <th>* 常用の圧力</th> <th>法定</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2 MP a未満</td> <td>5 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>0.2 MP a以上 1 MP a未満</td> <td>9 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>1 MP a以上</td> <td>15 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工業専用地域に設置する導管は上記表の1/3の距離</p>	* 常用の圧力	法定	実際	0.2 MP a未満	5 m	_____m	0.2 MP a以上 1 MP a未満	9 m	_____m	1 MP a以上	15 m	_____m	
* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際																																																				
鉄道・道路	25 m	40 m	_____m																																																				
学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m																																																				
病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m																																																				
劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m																																																				
百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m																																																				
駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m																																																				
文化財等	65 m	100 m	_____m																																																				
水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m																																																				
住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m																																																				
* 常用の圧力	法定	実際																																																					
0.2 MP a未満	5 m	_____m																																																					
0.2 MP a以上 1 MP a未満	9 m	_____m																																																					
1 MP a以上	15 m	_____m																																																					
ハ	<p>2 上記1によらない場合は、保安上必要な措置を講じた。</p>	<p>導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置した。</p>																																																					
ニ	<p>支持物は、鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の耐火性を有するものとした。</p>	<p>自動車、船舶等の衝突により導管又は導管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、堅固で耐久力を有する防護措置を適切な位置に設置した。</p>																																																					
ホ	<p>導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保した。</p>																																																						
ヘ	<p>第10条第15号(第16号で準用)(第17号で準用) 【道路を横断する場合】</p>	<p>道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置した。</p>	<input type="checkbox"/>																																																				
	<p>第10条第16号 【道路を横断する場合】</p>	<p>第11号(イ及びロを除く。)及び第15号の規定を準用</p>	<input type="checkbox"/>																																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第 10 条第 17 号 【線路敷を横断する場合】	第12号（イを除く。）及び第15号の規定を準用	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 18 号 第 19 号 第 20 号 (第 21 号で準用) 【河川等を横断する場合】	1 河川を横断して導管を設置する場合は、橋に設置するか、河川の下を横断して埋設した。 2 河川又は水路を横断して導管を埋設する場合であって、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置した。 この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置を講じた。 3 河川下埋設横断導管は、外面と計画河床高（計画河床高の最深河床高より高いときは、最深河床高。）との距離を規定以上確保した。 実際：_____m (1) 計画河床高まで 4 m 以上 (2) 水路を横断して導管を埋設する場合は 2.5m 以上 (3) その他の小水路を横断して導管を埋設する場合は 1.2m 以上 4 護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設した。	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 21 号 【河川及び水路を横断する場合】	第10号（ロ～ニ及びチを除く）及び第14号の規定を準用	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 22 号 【海底の場合】	海底に設置する導管は、次の基準によるものとした。 イ 投錨等により損傷を受けるおそれのない場合等を除き、導管を埋設した。 ロ 既設の導管と交差しないよう設置した。 ハ 既設の導管に対し、30m以上の水平距離を確保した。 実際：_____m ニ 2本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置〔形鋼等をつなぐ・構造物に組み立てる・十分な間隔をおく・適切な間隔に移動させ埋設する〕を講じた。 ホ 導管の立ち上がり部には、防護工を設けた。 ヘ 導管を埋設する場合、導管の外面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離を確保し、しゅんせつ計画に対しても影響されない深さに埋設した。	<input type="checkbox"/>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	ト	洗掘のおそれがある場合は、当該洗掘を防止するための措置を講じた。																
	チ	掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行った。																
	リ	導管を埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならした。																
	ヌ	導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講じた。																
第 10 条第 23 号 【海面上の場合】		海面上に設置する導管は、次の基準によるものとした。	□															
	イ	導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持した。																
	ロ	導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置した。																
	ハ	船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれがある場合は、防護設備を設置した。																
	ニ	導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保した。																
第 10 条第 24 号 【漏えい拡散 防止措置】		1 次の場所に導管を設置する場合は、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置を講じた	□															
	*	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">高圧ガスの種類</th> <th style="width: 70%;">漏えい拡散防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市街地</td> <td style="text-align: center;">毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河川上 水路上</td> <td style="text-align: center;">毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ずい道上</td> <td style="text-align: center;">毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く)</td> <td>防護構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">透水性 地盤中</td> <td style="text-align: center;">毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置	市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置	ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く)	防護構造物の中に導管を設置	透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	
設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置																
市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																
河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置																
ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く)	防護構造物の中に導管を設置																
透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																
		2 高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じて必要な箇所は、導管を二重管とした。																
第 10 条第 25 号 【二重管のガス漏えい 検知警報設備】		1 第24号の二重管には、第29号に規定するガス漏えい検知警報設備を設置した。 2 検知及び警報の機能に異常がない。	□															

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第 10 条第 26 号 【運転状態監視装置】	1 導管系には、適切な場所に圧力計、流量計、温度計等の計器類を設けた。 2 圧縮機又はポンプに係る計器室には、当該圧縮機又はポンプの作動状況を示す表示灯及び緊急遮断弁の開閉状態を表す表示灯を設けた。	□																																			
	第 10 条第 27 号 【警報装置】	1 導管系には、[圧力・流量・緊急遮断装置・地震]等の異常を感知するための警報装置を設けた。 2 警報受信部は、適切な場所（ ）に設置した。	□																																			
	第 10 条第 28 号 【安全制御装置】 イ ロ	導管系には、次の制御機能を有する安全制御装置を設けた。また、機能に異常がない。 導管系には、安全制御装置 [圧力安全装置・ガス漏えい検知警報設備・緊急遮断装置・感震装置・その他の保安のための設備等の制御回路が正常でなければ圧縮機又はポンプが作動しない制御機能(インターロック)] 保安上異常な事態が発生した場合、圧縮機・ポンプ・緊急遮断装置等を自動又は手動により速やかに停止できる制御機能	□																																			
燃 毒 特 不	第 10 条第 29 号 【ガス漏えい検知警報設備】	1 可燃性ガス、大臣が定める毒性ガス（ ）又は特定不活性ガスの導管系には、[ガス漏えい検知警報設備・漏えい検知口]を設けた。 ガス漏えい検知警報設備設置数 _____ 個 漏えい検知口設置数 _____ 個 2 警報部は、適切な場所（ ）に設置した。	□																																			
	第 10 条第 30 号 【緊急遮断装置】	次の場所に設置する不活性ガスに係るものを除く導管については、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置を設けた。また、機能に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> <th style="width: 15%;">導管の長さ</th> <th style="width: 15%;">実際の長さ</th> <th style="width: 25%;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市街地</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖沼等横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の切り通り部横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の切り通り部横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数		市街地	500m超	m			河川横断	500m超	m			湖沼等横断	500m超	m			鉄道の切り通り部横断	500m超	m			道路の切り通り部横断	500m超	m			その他	4,000m超	m		□
*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数																																		
	市街地	500m超	m																																			
	河川横断	500m超	m																																			
	湖沼等横断	500m超	m																																			
	鉄道の切り通り部横断	500m超	m																																			
	道路の切り通り部横断	500m超	m																																			
	その他	4,000m超	m																																			
	第 10 条第 31 号 【内容物除去装置】	導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置を講じた。	□																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第10条第32号 【感震装置】	1 導管の経路には、必要な箇所には、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置を講じた。 2 40 Gal以上の加速度を検知したとき、警報を発する機能を設けた。 3 80 Gal以上の加速度を検知したとき、設備の運転を停止できる措置を講じた。	□
第10条第33号 【保安用接地】	導管系には、必要に応じた保安用接地等を設けた。	□
第10条第34号 第35号 第36号 【絶縁】	1 支持物に異常電流が流れ、導管系の腐食が予想される場合は、その支持構造物から絶縁した。 2 導管の腐食防止のため必要な箇所に絶縁継手を挿入した。 3 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置を講じた。	□
第10条第37号 【避雷設備】	導管系には、必要に応じた落雷による導管への影響を回避するための措置（JIS A4201(1992)建築物等の避雷設備（避雷針））を講じた。	□
第10条第38号 【保安電力等】	1 導管系の保安の確保に必要な設備であって大臣が定めるもの〔運転状況監視装置・安全制御装置・ガス漏えい検知警報設備・除害設備・通報設備・非常照明設備〕には、保安電力等を設けた。 2 上記1の機能に異常がない。	□
第10条第39号 【巡回監視】	導管の経路には、〔巡回監視車・保安資機材倉庫〕等を設けた。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	条 項	対 応 事 項	備 考												
	第 11 条第 2 項 【直通電話】	<p>1 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話を設置した。</p> <p>2 保安上特に重要な作業場間には、1のほか〔無線・有線通信設備〕を設置した。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業所名</th> <th style="width: 50%;">関連事業所の緊急連絡作業場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名											<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名														

IV 保安検査

IV 保安検査

第1 総 説

保安検査は、製造施設（特定施設）が、法に定められる技術上の基準に適合し、維持されていることを検査するものであり、定期的^{※1}に事業者が受け、又は自ら実施し^{※2}なければならない重要な検査です。事業者においては、事前に製造施設等が技術上の基準に適合し、維持されているかを確認し、基準に適合していない場合には、所定の手続きを行った上で、基準に適合するようにしなければなりません。

本節は、保安検査に係る手続き等について定めたものです。本節の注意事項に留意の上、保安検査の前の定期自主検査を実施するようお願いいたします。

なお、知事以外の者による保安検査を受ける場合又は保安検査を自ら実施する場合には、事前に県に連絡するようにしてください。また、検査機関ごとに手続きが異なりますので注意してください。

<保安検査を行うことができる者>

- 1 知事
- 2 高圧ガス保安協会
- 3 指定保安検査機関
- 4 認定保安検査実施者（法第35条第1項第2号による認定）

※1 保安検査は、1年（製造細目告示第14条で定められる製造施設にあつては、同条で定められる期間）に1回受ける必要があります。

※2 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として大臣の認定を受けている者（認定保安検査実施者）は、その認定に係る特定施設について検査を行うことができます。

※3 基準日の取扱いについて（コンビ則第34条第3項）

- ・ 基準日とは、前回の保安検査の日から1年（製造細目告示第14条で定められる製造施設にあつては、同条で定められる期間）を経過した日をいいます。
- ・ 基準日の前後1か月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては3か月）の範囲内において保安検査を受けるか、又は自ら実施した場合は基準日において当該検査を受けたものとみなされます。

第2 知事の保安検査を受ける場合

1 保安検査の日

導管により事業所間がつながっているため、定期修理時期が重なり、その時期に検査を行うこととなる鹿島東部コンビナート地区の事業所（以下「定修時検査事業所」といいます。）にあつては、当該年度の定期修理が始まる前に日程等調整会議を開催した上で、保安検査の日程を決定するものとします。また、定修時検査事業所以外の事業所（以下「その他の事業所」といいます。）にあつては、基準日を参考に、県があらかじめ保安検査の日を通知し、変更を要する場合に調整するものとします。

なお、使用を休止した施設については、当該施設を再び使用しようとするときに保安検査を行うこととなりますが、その場合は、別途、検査日程、検査方法等について県と調整してください。（休止の手続きについては「V届出関係8 休止届」を参照。）

2 保安検査の申請

(1) 申請時期

- ア 定修時検査事業所：当該年度の4月1日から4月30日まで
- イ その他の事業所：保安検査を受けようとする日の1か月前まで
- ウ 使用を休止した施設を再び使用しようとする場合（ア又はイにおける申請の対象に含まれないもの）：保安検査を受けようとする日の1か月前まで

(2) 検査手数料

下記(3)の保安検査申請書の裏面又は<様式IV-1>に、保安検査を受けようとする特定施設の処理能力及び所定の手数料額を明記し、所定の額の「茨城県収入証紙」を貼付してください。（証紙に消印をしないでください。）

(3) 申請時の提出書類

- ア 保安検査申請書 <様式第17>
- イ 保安検査対象施設一覧表 <様式IV-2>

(4) 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

3 定期自主検査の実施及び定期自主検査報告書の作成

県は、事業者が実施した「定期自主検査」の結果の確認を中心に保安検査を行います。事業者は、次の事項に留意して定期自主検査を実施し、その結果を定期自主検査報告書<様式IV-3, 4>にまとめてください。

- (1) 事業者は、技術上の基準の全ての項目について必要な検査を行い、その結果を原則として、製造施設（プラント）ごとにまとめてください。また、検査の状況、結果及び措置の状況については、保安係員等責任者が確認した上で、保安検査の日（書類検査の日）に提示できるようにしてください。
- (2) 検査結果について、原則として保安検査対象の製造施設ごとに、<記載例-IV>又は<記載例-IV>を参考に事業所で作成したものにまとめた上で、「施設ごとの結果」<様式IV-5>を表紙とし、責任者が確認してください。
なお、表紙については、同一の製造施設区分として保安係員等を選任している製造施設をまとめても差し支えありません。
この場合、対象施設は、許可を受けた施設名ごとを原則とします。
- (3) 上記(2)の書類について、保安検査の日（書類検査の日）までに、定期自主検査報告書<様式IV-3, 4>としてとりまとめ、責任者が確認してください。
- (4) 検査には、保安係員等責任者が必ず立ち会い、監督してください。
- (5) 検査にあたり、法規集、関係基準、関係通達等を十分活用してください。
- (6) 作動試験等は、原則としてプラントを停止させ、安全を確認の上、実施してください。

4 保安検査時に準備する書類等

- (1) 提出書類
 - ア 定期自主検査報告書
 - イ 常用の圧力・温度区分を着色等で明確にしたフローシート又はP&ID（県が現場検査（気密試験）時等に使用します。）
- (2) 準備書類
次の書類（写真、チェックシート等を含みます。）を提示できるようにしてください。
 - ア 高圧ガス設備、高圧ガス設備以外のガス設備、保安設備等の配置を記載した事業所配置図
 - イ 非破壊検査（肉厚測定を除き、以下「開放検査」といいます。）の記録及び開放検査の周期表
 - ウ 作動試験の記録
 - エ 目視検査の記録
 - オ 保安検査を受ける事業者以外の者が実施した検査の成績書等（安全弁、ガス漏えい検知警報設備等）
 - カ 気密試験の圧力区分・肉厚測定点が記載されたフローシート又はそれらの実施状況（圧力計の指示値が確認できる写真等）

5 保安検査の実施方法

保安検査告示、コンビ則別表第4等に定められる方法に基づき、次のとおり現場検査及び書類検査を実施します。

このほか、定修時検査事業所における検査にあつては、別に定める「東部コンビナート地区事業所における保安検査の実施方針」によるものとします。

(1) 現場検査

技術上の基準に係る項目のうち、以下の項目について確認するか、又は、事業者の実施する検査に立合い、確認します。

- ア 目視検査
- イ 気密試験
- ウ ガス漏えい検知警報設備の作動試験
- エ 緊急遮断弁の作動試験
- オ その他

(2) 書類検査

技術上の基準に係る項目について、定期自主検査報告書及びその他試験記録等を確認します。

6 保安検査結果に対する措置

(1) 保安検査証の交付

県は、保安検査の結果、製造施設が技術上の基準に適合していると認められる場合、保安検査証を交付します。

(2) 技術上の基準に不適合の場合

保安検査の結果、製造施設が技術上の基準に適合していない場合、その内容を指摘事項とし、事業者は、改善のために必要な措置を講じるものとします。

なお、指摘を受けた施設は原則として運転できませんが、保安検査を行っている間に指摘事項の改善が確認できた場合及び保安の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合はこの限りではありません。

県は、指摘事項の改善状況を次の方法で確認し、製造施設が技術上の基準に適合していると認められた後、保安検査証を交付するものとします。

ア 指摘事項について、事業者は、速やかに改善のための措置を講じ、製造施設が技術上の基準に適合していることを確認した上で、「保安検査の指摘事項に対する改善措置について」＜様式Ⅳ－6＞により、改善結果及び今後の対策について県に報告してください。報告の期限は指摘を受けた日を起点として1か月以内とします。

なお、改めて現場検査又は書類検査を行い、それにより改善が確認できた場合はこの限りではありません。

イ 改善に1か月以上要する場合は、事業者は速やかに「高圧ガス製造施設の改善計画書」＜様式Ⅳ－7＞を提出し、改善のための措置を講じた後、上記アと同様に報告するものとします。

ウ 県は、必要に応じ、報告のあった内容について現場検査又は書類検査を実施します。

7 立入検査

県は、保安検査（書類検査）とともに、法第62条に基づく立入検査を実施することとし、保安上必要な事項について確認するものとします。事業者は、保安検査に必要な書類等のほか、以下のものを提示できるようにしてください。

- (1) 危害予防規程
- (2) 保安管理組織図
- (3) 保安技術管理者，保安係員，保安主任者，保安企画推進員等の高圧ガス保安責任者免状（「指導事項」欄を含めた写しでも差し支えありません。）
- (4) 保安教育計画及びその実施記録
- (5) 帳簿（高圧ガスの充填・授受の記録，製造施設の異常時の記録）
- (6) 高圧ガス製造施設の日常点検の記録
- (7) 法第63条に基づく事故届書（前回の保安検査の日以降に届け出たもの）の控え又は写し
- (8) 緊急時の連絡体制図
- (9) その他

第3 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受ける場合

保安検査は、知事のほか、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行うことができます。本節は、この場合の手続きについて定めたものです。

なお、認定保安検査実施者が自ら保安検査を行う場合については、「第4」を参照してください。

1 保安検査の申請

(1) 検査の日程

高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）と調整してください。

(2) 申請の方法，検査手数料

高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）が定めるところによります。

2 保安検査受検届

高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）の保安検査を受けた場合、特定製造者は、「高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）保安検査受検届書」を知事に提出してください。

(1) 提出時期

保安検査証の交付後、遅滞なく提出してください。

(2) 提出書類

ア 高圧ガス保安協会の保安検査を受検した場合

高圧ガス保安協会保安検査受検届書<様式第19>

イ 指定保安検査機関の保安検査を受検した場合

指定保安検査機関保安検査受検届書<様式第20>

第4 認定保安検査実施者が保安検査を行う場合

大臣の認定（法第35条第1項第2号）を受けた認定保安検査実施者は、自ら保安検査を行い（以下「自主保安検査」といいます。）、その結果を知事へ届け出ることができません。（法第39条の11第2項）

本節は、認定保安検査実施者がこの届出を行う場合の手続きについて定めたものですが、認定を受けたときの規程類に当該事項が明記されている場合には、当該規定を遵守してください。

1 提出時期

自主保安検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認した後、遅滞なく提出してください。

2 提出書類

(1) 保安検査記録届書 <様式第34>

(2) 検査の記録

次の内容を記載した書面を添付してください。（任意様式とします。）

ア 検査をした特定施設

認定保安検査結果報告書の写し等とし、検査管理部門の評価を確認できるものとしてください。

イ 設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

様式<記載例－IV>を利用する場合の別紙については省略して差し支えありません。

第5 保安検査を受ける必要のない製造施設及び保安検査の期間

1 コンビ則第34条（製造細目告示第13条）に規定される保安検査を受ける必要のない製造施設は、次のとおりです。

- (1) ガス設備以外の製造施設（ガス設備（可燃性ガス及び毒性ガスに限ります。）を設置する施設及び容器置場を除きます。）
- (2) ガス設備のうち次に掲げるもの
 - ア 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高压ガス設備を除きます。）
 - イ 液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されるものに限ります。）
 - ウ 配管であって当該高压ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの
- (3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、製造施設の処理能力が100Nm³/日（不活性ガス、空気の場合は300Nm³/日）未満の製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの
- (4) 法第56条の7第2項の認定を受けた指定設備

2 保安検査は1年に1回行うものですが、次に掲げる施設にあつては、それぞれ定める期間内となります。（製造細目告示第14条）

- (1) 製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備 …… 3年
- (2) 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（(1)に掲げるものを除きます。） …… 2年
- (3) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限ります。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高压ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除きます。） …… 3年
- (4) 液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限ります。） …… 2年
- (5) 空気圧縮装置、不活性ガス圧縮装置 …… 2年
- (6) アキュムレータ …… 2年
- (7) 日本工業規格B 8 2 1 0（1994）蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び（7）に掲げるものを除きます。） …… 2年
- (8) 日本工業規格B 8 2 1 0（1994）全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであつて法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限ります。） …… 4年
- (9) 圧力計 …… 2年
- (10) 温度計 …… 2年
- (11) 空気液化分離装置 …… 2年

- 3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査については、目視検査、肉厚測定及び開放検査を定期的に行う必要がありますが、劣化損傷が発生するおそれのない設備等については一部の検査が不要となります。検査不要となる設備及び項目に該当するものについては保安検査基準を確認するとともに、不明な点は県に確認してください。
- 4 液化石油ガスの貯槽のうち、特定液化石油ガスの貯槽に係る開放検査については、KHK S 0850-2（保安検査基準 液化石油ガス保安規則関係）に基づき、完成検査後5年以内に初回の検査を実施し、それ以降は10年以内ごとに実施してください。
- 5 回転機器の開放検査については、分解点検・整備のための開放時に実施してください。分解点検・整備のための開放時期は、摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は運転時間・状況、日常点検結果、過去の分解点検実績等を参考に設定してください。

様式第17 (第34条、35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
		×整理番号		
保安検査申請書	特定	×検査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
		名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造施設完成検査の年 月 日				
前回の保安検査の年 月 日				
備考				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、
 () を設け、休止期間を記載すること。
 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、
 特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
保安検査予定日				
		*事業所 番号	法 人	事業所
		⋮	⋮	⋮

<様式IV-1>

保安検査対象施設 の処理能力	Nm ³ /D
手数料納入金額	円
<p>保安検査申請手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)</p>	

注意

- (1) 収入証紙は消印しないこと。
- (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。

保安検査対象施設一覧表

施設の名称	ガス名	処理能力	法定開放検査機器			
			塔・槽類	熱交換器	回転機	その他
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
合計		Nm ³ /D	基	基	基	基

<様式Ⅳ-3>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

定期自主検査報告書

標記について別添のとおり報告します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定製造事業所
定期自主検査
報告書

責任者印	保安統括者	保安技術管理者	保安企画推進員
	印	印	印

1 事業所名

事業所名	事業所番号
所在地	
連絡先	(TEL)

2 施設の種類の種類

No	製造施設名	ガス名	処理設備数 (基)	処理量 (Nm ³ /D)	貯蔵設備数 (基)	貯蔵能力 (t)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
合計						

3 保安管理組織

	氏名	選任日	前回の講習 受講日		氏名	選任日
保安統括者			/	同代理者		
保安企画推進員				同代理者		
保安技術管理者			/	同代理者		

4 基準適合状況

各施設の検査結果は、すべて法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認した。

< 施設ごとの結果 >

確認者印	保安主任者	保安係員				
	印	印	印	印	印	

1 対象施設の概要

No	製造施設名及び 許可年月日	ガス名	処理量 (Nm ³ /day)	停滞量 (t)	貯蔵量 (t)	燃焼熱量 (J)

貯槽（特定液化石油ガス貯槽以外）	[有・無]	特定液化石油ガス貯槽	[有・無]
------------------	-------	------------	-------

容器置場	[有・無]	スタンド	[有・無]	ディスペンサー	[有・無]
------	-------	------	-------	---------	-------

コンビナート事業所間以外の導管	[有・無]	コンビナート事業所間の導管	[有・無]
-----------------	-------	---------------	-------

2 保安管理組織

	氏名	選任日	前回の講習 受講日		氏名	選任日
保安主任者				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		

3 対象施設の基準適合状況

対象施設の検査結果は、すべて法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認した。

<様式IV-6>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

保安検査の指摘事項に対する改善措置について

年 月 日の保安検査時に指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

1 改善結果

該当条項 条 項 号	指摘事項	改善内容

注意 (1) 該当条項には、コンビ則の条項と見出しを記載すること。

(2) 指摘事項は、指摘を受けた施設名を記載し、施設毎に横線で区切ること。

(3) 改善内容には、改善した日、立ち会い者名、改善結果等を記載すること。

(4) 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

2 今後の対策（指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。）

--

<様式IV-7>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

高圧ガス製造施設の改善計画書

1 改善指示を受けた施設及びその内容

2 改善計画の内容及び改善期限

注意 (1) 改善計画の内容は具体的にかつ詳細に記載すること。

(2) 必要に応じて写真, 図面等を添付すること。

様式第19 (第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特 定	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
検査を受けた特定施設					
保安検査証の検査番号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号			
検査を受けた年月日					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

様式第20 (第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
指定保安検査機関書 保安検査受検届書	特 定	× 整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所 所在地				
検査を受けた特定施設				
保安検査証の検査番号		年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
検査を受けた年月日				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式第34 (第49条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
保安検査記録届書	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日				
検査年月日		年 月 日 ~ 年 月 日		
検査結果を確認した責任者				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	コンビ則条項	基準及び検査結果	検査方法	判定	備考																																			
	第5条第1項 第1号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線 () に異常がない。 2 事業所の出入口付近の警戒標に異常がない。 3 製造施設の周囲の警戒標に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 図面	適・否 該当なし																																				
燃	第5条第1項 第2号 【可燃性ガス製造施設の保安距離】 ※ 緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと	可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備（処理能力52,500 Nm ³ /日以下のポンプ、圧縮機、凝縮器、気化器及び専ら受け入れ、送り出しの設備を除く。）の外側から、最短距離にある保安物件に対し規定以上の距離が確保されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> <th style="width: 35%;">法定（下記のうち最大距離）</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>製造施設</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス低温貯槽</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m 第1種設備距離= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ブロック名</th> <th style="width: 25%;">ガス名</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	設備区分	法定（下記のうち最大距離）	実 際		製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	法定距離	実 際			_____ m	() から _____ m			_____ m	() から _____ m	測定 目視 図面 記録	適・否 該当なし												
*	設備区分	法定（下記のうち最大距離）	実 際																																					
	製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
	可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m																																					
ブロック名	ガス名	法定距離	実 際																																					
		_____ m	() から _____ m																																					
		_____ m	() から _____ m																																					
燃	第5条第1項 第3号 【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】 ※ 緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと	次の可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備の外側から、保安物件等に対し、規定以上の距離が確保されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> <th style="width: 35%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設製造施設（防護壁有）</td> <td>50m 0.290 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設製造施設</td> <td>50m 0.576 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設貯槽（防護壁有）</td> <td>50m 0.348 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">埋設可燃性液化ガス貯槽</td> <td>LNG 50m 0.177 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 50m 0.240 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ブロック名</th> <th style="width: 25%;">ガス名</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	設備区分	法定距離	実 際		既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設製造施設	50m 0.576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	法定距離	実 際			_____ m	() から _____ m			_____ m	() から _____ m	測定 目視 図面 記録	適・否 該当なし	
*	設備区分	法定距離	実 際																																					
	既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
	新設製造施設	50m 0.576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
	新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
	埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																					
ブロック名	ガス名	法定距離	実 際																																					
		_____ m	() から _____ m																																					
		_____ m	() から _____ m																																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

毒	第5条第1項 第4号 【毒性ガスの製造施設の保安距離】	1 製造施設(2のガス設備, 容器置場及び大臣規定施設を除く。)の外面から事業所の境界まで, 20m以上の距離が確保されている。 実際: _____m 2 ガス設備の外面(配管を除く。)から保安物件()まで, 規定以上の距離が確保されている。 ガス名() 設備名() 法定距離: L = _____m 実際: _____m <input type="checkbox"/> 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし																																	
	第5条第1項 第5号 【その他のガスの製造施設の保安距離】	貯槽設備, 処理設備(周期律表零族の不活性ガス, その他の不活性ガス及び空気貯蔵能力 52,500kg 未満, 処理能力 52,500m ³ 未満の設備, 保安用不活性ガスで貯蔵能力 210,000kg, 処理能力 210,000m ³ 未満の施設, 専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。)の外面から保安物件()まで50m以上の距離が確保されている。 設備名() 実際: _____m <input type="checkbox"/> 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし																																	
	第5条第1項 第6号 【その他の設備からの保安距離】	1 下記の設備の外面から第一種保安物件(), 第二種保安物件()まで, 規定以上の距離が確保されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">設備の区分</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2号で除外された可燃性ガスの処理設備</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N₂, CO₂, フロウカーボン[*]の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備</td> <td>L() = _____m L() = _____m</td> <td>_____m _____m</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 前回からの変更 あり・なし	*	設備の区分	法定距離	実 際		2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		N ₂ , CO ₂ , フロウカーボン [*] の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m		可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし	
*	設備の区分	法定距離	実 際																																		
	2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵, 処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵, 処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	N ₂ , CO ₂ , フロウカーボン [*] の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	保安用不活性ガスの貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	空気の貯蔵, 処理設備で能力が規定未満のもの	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		
	可燃性・毒性以外のガスを送り出し, 受け入れるための処理設備	L() = _____m L() = _____m	_____m _____m																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	第5条第1項 第7号 【保安のための宿直施設までの保安距離】	製造施設は、その貯蔵設備、処理設備から保安のための宿直施設（当該事業所内のものを除く。）に対し、規定以上の距離が確保されている。 対象事業所（ ） 法定距離：L（ ）＝_____m 実際：_____m ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし								
燃 毒	第5条第1項 第8号 【事業所境界線までの距離】	1 製造設備（可燃性ガス、毒性ガス以外の製造設備を除く。）の外 面から隣接事業所（ ）に係る当該製造事業所境界線に対し、20m 以上の距離が確保されている。 実際：_____m 2 20mに満たない場合、次のいずれかの条件を満足している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">*</th> <th style="text-align: center;">除外される条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td>燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td>専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td>隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	除外される条件		燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備		専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの		隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし
*	除外される条件											
	燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備											
	専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの											
	隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備											
	第5条第1項 第9号 【保安区画】	1 通路、空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画に区分されている。 保安区画数：_____区画 2 保安区画の面積は20,000m ² 以下である。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 図面 記録	適・否 該当 なし								
燃	第5条第1項 第10号 【保安区画内の高圧ガス設備】	保安区画内の高圧ガス設備（配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。）は、次のとおり、基準に適合するものである。 (1) 保安区画の外側から、隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し、30m以上の距離 実際：_____m (2) 燃焼熱量の数値は、2.5 TJ以下 実際：_____TJ ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 図面 目視 記録 確認 記録	適・否 該当 なし								
燃	第5条第1項 第11号 【設備間距離】	特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。）は、当該製造設備以外の次の設備（導配管を除く。）に対し、規定以上の距離が確保されている。 (1) 可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上 実際：_____m (2) 酸素の高圧ガス設備に対し10m以上 実際：_____m ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし								

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃	第5条第1項 第12号 【可燃性ガス貯槽の高圧ガス設備に対する距離】	可燃性ガスの貯槽（燃焼熱量が50.2 GJ以上となる貯蔵能力を有するもの）は、次の設備に対し、30m以上の距離が確保されている。 (1)燃焼熱量が50.2 GJ以上となる高圧ガス設備 実際：_____m (2)処理能力が200,000 m ³ 以上の圧縮機（当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。） 実際：_____m ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし																																			
燃	第5条第1項 第13号 【設備間距離】	1 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が 300m ³ 又は3 t以上のものに限る。）は、その外面から他の可燃性ガス、酸素の貯槽に対し、1 m 又は最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離が確保されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯槽名</th> <th>法定距離</th> <th>実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()と()</td> <td>_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>()と()</td> <td>_____m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> 2 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については、一般則又は液石則に定められる水噴霧装置等が設置され、規定の放射水量等が確保されている。また、外観及び機能に異常がない。 また、貯槽の最大直径の和の1/4に満たない場合にあつては、規定の数量以上の能力が確保され、機能に異常がない。【別紙8】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯槽名</th> <th>断熱構造区分</th> <th>水噴霧装置等</th> <th>法定水量等</th> <th>実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>水噴霧散水</td> <td>() L/(min・m²)</td> <td>() L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水噴霧散水</td> <td>() L/(min・m²)</td> <td>() L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td>1個/()m²</td> <td>()個/ ()m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td>1個/()m²</td> <td>()個/ ()m²</td> </tr> </tbody> </table> 3 水噴霧装置等の操作位置は、当該貯槽の外面から 15m以上離れた安全な位置である。 実際 : _____m ○ 前回からの変更 あり・なし	貯槽名	法定距離	実 際	()と()	_____m	_____m	()と()	_____m	_____m	貯槽名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際			水噴霧散水	() L/(min・m ²)	() L/(min・m ²)			水噴霧散水	() L/(min・m ²)	() L/(min・m ²)			消火栓	1個/()m ²	()個/ ()m ²			消火栓	1個/()m ²	()個/ ()m ²	測定 目視 図面 作動 記録	適・否 該当 なし	
貯槽名	法定距離	実 際																																					
()と()	_____m	_____m																																					
()と()	_____m	_____m																																					
貯槽名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際																																			
		水噴霧散水	() L/(min・m ²)	() L/(min・m ²)																																			
		水噴霧散水	() L/(min・m ²)	() L/(min・m ²)																																			
		消火栓	1個/()m ²	()個/ ()m ²																																			
		消火栓	1個/()m ²	()個/ ()m ²																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	<p>第5条第1項 第19号</p> <p>【強度】</p>	<p>1 高圧ガス設備の肉厚測定値に異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>									
	<p>第5条第1項 第20号</p> <p>【温度計】 【常用の温度の範囲に戻す措置】</p>	<p>1 高圧ガス設備の温度計の外観に異常がない。 設置数：_____基</p> <p>2 精度検査又は代替比較検査の結果、異常がない。【別紙5】</p> <p>3 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置の機能に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="379 600 1117 757"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>常用の温度の範囲内に戻す措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置			<p>目視 精度 代替 比較 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>					
対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置												
	<p>第5条第1項 第21号</p> <p>【圧力計】 【安全装置】</p>	<p>1 高圧ガス設備の圧力計の外観に異常がない。 設置数：_____基</p> <p>2 精度検査又は代替比較検査の結果、異常がない。【別紙6】</p> <p>3 安全装置の外観に異常がない。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p> <p>4 バネ式安全弁等の作動に異常がない。【別紙7】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 精度 代替 比較 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>									
<p>燃 毒</p>	<p>第5条第1項 第22号</p> <p>【放出管】</p>	<p>1 安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち、安全弁・破裂板の放出管（開口部を含む。）に異常がない。</p> <p>2 放出管開口部の位置は適切である。</p> <table border="1" data-bbox="379 1373 1117 1736"> <thead> <tr> <th>* 設置場所</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガスの貯槽</td> <td>[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m</td> </tr> <tr> <td>毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等</td> <td>除害のための設備内</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td>近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 設置場所	基準	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m	毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内	その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置	<p>目視 測定 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
* 設置場所	基準												
可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m												
毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内												
その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置												

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第5条第1項 第23号 【基礎】	1 地盤の許容支持力度が高圧ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上である。 2 貯槽(100m ³ 又は1t以上のものに限る。)の支柱又は底部若しくは架台は、同一の基礎にアンカーボルト等により緊結されている。 3 基礎、支持構造物等に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 記録 確認 記録	適・否 該当 なし																					
第5条第1項 第24号 【耐震設計構造】	1 耐震設計構造物〔塔・貯槽・配管〕並びにこれらの支持構造物及び基礎は、地震の影響に対して安全な構造である。 重要度Ⅰa, Ⅰの設備数: 貯槽: _____ 基 塔: _____ 基 重要度Ⅱ, Ⅲの設備数: 貯槽: _____ 基 塔: _____ 基 2 上記の基礎、支持構造物等に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	記録 確認 目視 記録	適・否 該当 なし																					
第5条第1項 第25号 【監視装置】	1 特殊反応設備の温度、圧力、流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち、2以上が設置され、その外観に異常がない。 特殊反応設備数: _____ 基 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">監視装置</th> <th style="width: 40%;">検出部の設置箇所等</th> <th style="width: 20%;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>温度監視装置</td> <td>異常を的確に把握可能な箇所に十分な数</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力監視装置</td> <td>圧力区分ごとに2箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量監視装置</td> <td>原料送入系統ごとに1箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス密度・組成等監視装置</td> <td>的確に把握可能な箇所に1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、異常事態を最も早期に把握できるものは、() であり、自動記録式装置の機能に異常がない。 3 警報装置は計器室で感知でき、機能に異常がない。 4 保安電力を保有している。 ○ 前回からの変更 あり・なし	*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数		温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____ 個		圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____ 個		流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____ 個		ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____ 個	目視 作動	適・否 該当 なし	
*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数																					
	温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____ 個																					
	圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____ 個																					
	流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____ 個																					
	ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____ 個																					
第5条第1項 第26号 【危険状態防止措置】	1 特殊反応設備には、その設備が危険な状態になることを安全に、かつ、有効に防止するための措置が講じられており、その外観に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原材料供給遮断装置</td> <td></td> <td>冷却水の供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容物放出装置</td> <td></td> <td>反応停止剤供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不活性ガス供給装置</td> <td></td> <td>その他 ()</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、最も有効なものは () であり、〔遠隔操作・自動作動〕できるものである。 3 上記の措置が正常に作動する。【別紙9】 ○ 前回からの変更 あり・なし	*	装置名	*	装置名		原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置		内容物放出装置		反応停止剤供給装置		不活性ガス供給装置		その他 ()	目視 作動	適・否 該当 なし					
*	装置名	*	装置名																					
	原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置																					
	内容物放出装置		反応停止剤供給装置																					
	不活性ガス供給装置		その他 ()																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 酸 素	第5条第1項 第27号	<p>1 貯槽を除く以下の高圧ガス設備には、次の区分により、緊急時に安全、かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられ、緊急遮断に支障がない状態である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">高圧ガス設備の種類</th> <th style="width: 15%;">設備の数</th> <th style="width: 25%;">遮断弁の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備及び類似設備</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量250GJ以上の設備</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の酸素の設備</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）</td> <td style="text-align: center;">__基</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [計器室操作・自動作動] に異常がなく、確実かつ速やかに遮断操作が可能である。</p> <p>3 作動検査の結果異常がなく、弁座漏えい量は保安上支障のない量である。【別紙9】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数		特殊反応設備及び類似設備	__基	__個		燃焼熱量250GJ以上の設備	__基	__個		停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	__基	__個		停滞量 100 t 以上の酸素の設備	__基	__個		停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	__基	__個		製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）	__基	__個	目視 作動 弁座 漏れ	適・否 該当 なし
*	高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数																													
	特殊反応設備及び類似設備	__基	__個																													
	燃焼熱量250GJ以上の設備	__基	__個																													
	停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	__基	__個																													
	停滞量 100 t 以上の酸素の設備	__基	__個																													
	停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	__基	__個																													
	製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）	__基	__個																													
燃 毒	第5条第1項 第28号	<p>1 次の高圧ガス設備に緊急移送設備が設けられており、外観に異常がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 95%;">高圧ガス設備の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急移送設備は、当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものである。</p> <p>3 緊急移送設備は、移送した内容物をその種類、量、性状等に応じ[燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出]により安全に処理できるものである。</p> <p>4 緊急移送設備には、空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置が講じられている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	高圧ガス設備の種類		特殊反応設備		燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）		緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備	目視 図面	適・否 該当 なし																				
*	高圧ガス設備の種類																															
	特殊反応設備																															
	燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）																															
	緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備																															

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 料	第5条第1項 第29号 【貯槽の識別措置】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽を容易に識別できるような措置が講じられており、外観に異常がない。 (1) 特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (2) 特定不活性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付] (3) 特定液化石油ガスの貯槽 貯槽数：_____基 特定液化石油ガスである旨の朱書 2 地下に埋設された貯槽の標識の外観に異常がない。 埋設貯槽数：_____基 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第31号 第32号 【温度上昇防止措置】	1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽，又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には，断熱構造の区分に応じ，散水装置等が設置されており，外観及び機能に異常がない。【別紙8】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象 貯槽名</th> <th style="width: 15%;">断熱構造 区分</th> <th style="width: 25%;">散水装置 * (L/(min・m²))</th> <th style="width: 45%;">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td>法定：5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/ 50m² 実際：_____ 栓/ _____ m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">準耐火</td> <td>法定：2.5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/100m² 実際：_____ 栓/ _____ m²</td> </tr> </tbody> </table> 2 圧縮ガス貯槽に対する [消火栓・消防ポンプ車] が設置されている。 3 30分間以上連続して放水できる水量が確保されている。 必要水量(法定)：_____ m ³ ，必要水量(仕様)：_____ m ³ 保有水量：_____ m ³ 4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は，貯槽及びその支柱の外側から5m以上離れた安全な位置である。 実 際：_____ m ○ 前回からの変更 あり・なし	対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m ²))	消火栓 *		なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m ² 実際：_____ 栓/ _____ m ²		準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m ² 実際：_____ 栓/ _____ m ²	目視 作動	適・否 該当 なし	
対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m ²))	消火栓 *														
	なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m ² 実際：_____ 栓/ _____ m ²														
	準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m ² 実際：_____ 栓/ _____ m ²														
	第5条第1項 第33号 【液面計】	1 液化ガスの貯槽には，液面計が設置されており，外観に異常がない。 2 ガラス液面計には，破損を防止するための措置が講じられており，外観に異常がない。 3 可燃性ガス，毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には，自動式及び手動式の止め弁が設置されており，正常に作動する。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし													

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃	第5条第1項 第34号 【負圧防止措置】	可燃性ガス低温貯槽には、圧力計、圧力警報設備及び〔真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備〕が設けられ、外観及び機能に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし													
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第35号 【流出防止措置】	1 500t以上の可燃性ガス、5 t以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には、防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設（ ）が設置されており、外観に異常がない。 2 集合防液堤には、間仕切りが設けられている。 <div style="text-align: right;">間仕切り高さ：<u> </u>m</div> 3 防液堤の容量は規定以上であり、階段等が規定数以上設けられている。 防液堤の容量 法定： <u> </u> m ³ 実際： <u> </u> m ³ 防液堤の高さ： <u> </u> m, 防液堤の外周長： <u> </u> m 階段の設置数： <u> </u> 箇所 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定 記録	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第36号 【防液堤内外の設置制限】	防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には、大臣が定めるものの以外の設備、施設が設置されていない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 55%;">貯槽の種類</td> <td style="width: 40%;">外面からの距離</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t未満の可燃性ガスの貯槽</td> <td>8 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの貯槽</td> <td>大臣が定める距離 L () : <u> </u>m</td> </tr> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	貯槽の種類	外面からの距離		1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m		1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8 m		毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L () : <u> </u> m	目視 測定 記録	適・否 該当 なし	
*	貯槽の種類	外面からの距離															
	1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m															
	1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8 m															
	毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L () : <u> </u> m															
	第5条第1項 第37号 【貯槽の埋設】	特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは、地盤面下に埋設されている。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 記録	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第38号 【埋設貯槽】	1 地盤面下に埋設されている特定液化石油ガスの貯槽は、貯槽室に設置され、必要な措置が講じられている。貯槽室に設置されていない場合は、腐食防止措置を講じられた貯槽が地盤面に固定され、かつ、重量物の荷重に耐える措置が講じられている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 95%;">方 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 貯槽を水没させる方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 貯槽室内を強制換気する方式</td> </tr> </table> 2 上記(1)にあつては、砂の乾燥状況、浸透水及び電位測定値に異常がない。 3 上記(3)にあつては、ピット内の乾燥状況、ガス漏えい検知警報設備の作動等に異常がない。 4 地盤面と貯槽顶部との距離は、0.6m以上確保されている。 <div style="text-align: right;">実際：<u> </u>m</div> 5 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は1 m以上の間隔がとられている。 <div style="text-align: right;">実際：<u> </u>m</div> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	方 式		(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式		(2) 貯槽を水没させる方式		(3) 貯槽室内を強制換気する方式	目視 測定 記録 確認 作動 記録	適・否 該当 なし					
*	方 式																
	(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式																
	(2) 貯槽を水没させる方式																
	(3) 貯槽室内を強制換気する方式																

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	第5条第1項 第39号 【埋設貯槽】	1 貯槽の地盤面下部分に腐食防止措置が講じられ、異常がない。 2 電気防食貯槽の対地電位の測定値に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定 記録 作動	適・否 該当 なし										
	第5条第1項 第40号 【置換措置】	1 アルシン等(ガス名：)の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)は、その内部のガスを[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換・真空排気]できる構造であり、外観に異常がない。 2 アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体(当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。)に係る不活性ガスの供給配管と系統が別である。 [相互に反応するガス] ()と () ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 図面 記録	適・否 該当 なし										
毒	第5条第1項 第41号 【接合】	1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接によるものである。 2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">フランジ接合： _____ 箇所 ねじ接合： _____ 箇所</p> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	図面 記録	適・否 該当 なし
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所													
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所													
	特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所													
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所													
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所													
毒	第5条第1項 第42号 【二重管】	1 毒性ガス設備に係る配管のうち、配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分は二重管であり、外観に異常がない。 第一種設備距離 法定： _____ m 実際： _____ m 第二種設備距離 法定： _____ m 実際： _____ m 2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、材料・強度は基準に適合するものであり、外観に異常がない。 3 内層管と外層管との間には、ガス漏えいを検知警報する措置が講じられ、機能に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし										

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 酸 蒸	第5条第1項 第43号 【貯槽のバルブ】	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖）のほか、1以上のバルブ（次号の規定により設置するバルブを除く）が設けられている。</p> <p>2 上記1のバルブの外観に異常がなく、かつ、良好に作動する。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当なし													
燃 毒 酸 蒸	第5条第1項 第44号 【緊急遮断措置】 (貯槽配管)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられており、外観に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="375 817 1117 974"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 817 422 862">*</th> <th data-bbox="422 817 782 862">貯槽の種類</th> <th data-bbox="782 817 1117 862">対象貯槽名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 862 422 907"></td> <td data-bbox="422 862 782 907">可燃性ガス</td> <td data-bbox="782 862 1117 907"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 907 422 952"></td> <td data-bbox="422 907 782 952">毒性ガス</td> <td data-bbox="782 907 1117 952"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 952 422 974"></td> <td data-bbox="422 952 782 974">酸素の貯槽</td> <td data-bbox="782 952 1117 974"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記1の機能が維持されている。また、弁座漏えい量は保安上支障のない漏れ量以下である。【別紙9】</p> <p>3 操作位置は、当該貯槽から10m以上離れた位置である。 実際： _____ m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	貯槽の種類	対象貯槽名		可燃性ガス			毒性ガス			酸素の貯槽		目視 作動 弁座漏れ	適・否 該当なし	
*	貯槽の種類	対象貯槽名															
	可燃性ガス																
	毒性ガス																
	酸素の貯槽																
	第5条第1項 第45号 【バルブ等の操作のための措置】	<p>製造設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあつては当該操作ボタン等）を適切に操作できる以下の措置が講じられ、外観及び作動状況に異常がない。</p> <p>(1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示されるとともに、当該バルブの開閉方向が明示されている。</p> <p>(2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体が名称又は塗色で示されると共に、流れ方向が表示されている。</p> <p>(3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付けられ、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置が講じられている。</p> <p>(4)バルブ等を確実に操作するための足場が設けられている。</p> <p>(5)バルブ等の操作に必要な照度が確保されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当なし													

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

毒	第5条第1項 第46号 【除害措置】	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じた適切な拡散防止並びに除害措置が講じられている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th>拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td></td> <td>水等による希釈, ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準に適合した建物で覆う(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障壁, 局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝, 防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td></td> <td>水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては, 規定に適合する方式</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 40px;">拡散防止措置: 塩素, ホスゲンの貯槽にあつては(※)による。</p> 2 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類及び設備の状況に応じ, 適切な [除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置] が設置されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 40%;">ガスの種類</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 40%;">ガスの種類</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">塩 素</td> <td></td> <td style="text-align: center;">亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ホスゲン</td> <td></td> <td style="text-align: center;">アンモニア</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">硫化水素</td> <td></td> <td style="text-align: center;">酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">シアン化水素</td> <td></td> <td style="text-align: center;">クロルメチル</td> </tr> </table> 3 アルシン等(ガス名:)の除害のための設備は, 通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものである。 4 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類等に応じて次の除害剤が規定数量以上保有されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">除害剤の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">法定</th> <th style="width: 20%;">計画</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 5 規定数量以上の保護具が適切な場所()に常備されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">数量</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">空気呼吸器 送気マスク</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">隔膜式 防毒マスク</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">保護手袋及び 長靴</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">酸素呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="vertical-align: top;">保護衣</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> <td style="text-align: center;">__ 個</td> </tr> </tbody> </table> 6 上記1から4の外観及び機能に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	区分	*	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		水等による希釈, ガスの蒸気圧低下		安全な場所への移送		吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える		基準に適合した建物で覆う(※)		障壁, 局所排気による拡散防止		吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止		集液溝, 防液堤によるガスの流出防止		アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止	除害措置		水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和		吸着剤による吸着除去		集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)		アルシン等にあつては, 規定に適合する方式	*	ガスの種類	*	ガスの種類		塩 素		亜硫酸ガス		ホスゲン		アンモニア		硫化水素		酸化エチレン		シアン化水素		クロルメチル	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	計画				保護具の種類	数量		保護具の種類	数量		法定	実際	法定	実際	空気呼吸器 送気マスク	__ 個	__ 個	隔膜式 防毒マスク	__ 個	__ 個	__ 個	__ 個	保護手袋及び 長靴	__ 個	__ 個	酸素呼吸器	__ 個	__ 個	保護衣	__ 個	__ 個	目視 作動	適・否 該当なし
区分	*	拡散防止措置及び除害措置																																																																																								
拡散防止措置		水等による希釈, ガスの蒸気圧低下																																																																																								
		安全な場所への移送																																																																																								
		吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える																																																																																								
		基準に適合した建物で覆う(※)																																																																																								
		障壁, 局所排気による拡散防止																																																																																								
		吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止																																																																																								
		集液溝, 防液堤によるガスの流出防止																																																																																								
		アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止																																																																																								
除害措置		水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和																																																																																								
		吸着剤による吸着除去																																																																																								
		集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送																																																																																								
		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)																																																																																								
		アルシン等にあつては, 規定に適合する方式																																																																																								
*	ガスの種類	*	ガスの種類																																																																																							
	塩 素		亜硫酸ガス																																																																																							
	ホスゲン		アンモニア																																																																																							
	硫化水素		酸化エチレン																																																																																							
	シアン化水素		クロルメチル																																																																																							
除害剤の種類	除害剤の数量																																																																																									
	法定	計画																																																																																								
保護具の種類	数量		保護具の種類	数量																																																																																						
	法定	実際		法定	実際																																																																																					
空気呼吸器 送気マスク	__ 個	__ 個	隔膜式 防毒マスク	__ 個	__ 個																																																																																					
	__ 個	__ 個		保護手袋及び 長靴	__ 個	__ 個																																																																																				
酸素呼吸器	__ 個	__ 個	保護衣		__ 個	__ 個																																																																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 杯	第5条第1項 第47号 【静電気除去措置】	1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は確実に接地されており、外観に異常がない。 2 接地抵抗値は、総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下である。【別紙11】 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定	適・否 該当 なし																																		
燃	第5条第1項 第48号 【電気設備】	可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであり、外観に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否 該当 なし																																		
燃 毒	第5条第1項 第49号 【インターロック】	1 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、高圧ガスの種類、温度、圧力等に応じ、保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し、自動的に原材料の供給を遮断する等の機構が設けられ、外観に異常がない。 2 インターロック機構の機能に異常がない。【別紙10】 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">インターロック機構の概略</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> </tr> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	インターロック機構の概略		目視 作動	適・否 該当 なし																																
インターロック機構の概略																																						
	第5条第1項 第50号 【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう、措置が講じられている。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 30%;">設 備</th> <th style="width: 65%;">保安電力等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>自動制御装置</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>緊急遮断装置</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>散水装置</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>防消火設備</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>冷却水ポンプ</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>水噴霧装置</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>毒性ガス除害設備</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>非常照明設備</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>ガス漏えい検知警報設備</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>通報設備</td><td> </td></tr> </tbody> </table> 3 上記設備の外観及び作動に異常がない。また、その周囲に異常がない。 4 上記設備のうち、通常電池を使用するものにあつては、使用可能な予備電池が保有されているか、常に充電されている。 ○ 前回からの変更 あり・なし	*	設 備	保安電力等の種類		自動制御装置			緊急遮断装置			散水装置			防消火設備			冷却水ポンプ			水噴霧装置			毒性ガス除害設備			非常照明設備			ガス漏えい検知警報設備			通報設備		目視 図面 作動 記録	適・否 該当 なし	
*	設 備	保安電力等の種類																																				
	自動制御装置																																					
	緊急遮断装置																																					
	散水装置																																					
	防消火設備																																					
	冷却水ポンプ																																					
	水噴霧装置																																					
	毒性ガス除害設備																																					
	非常照明設備																																					
	ガス漏えい検知警報設備																																					
	通報設備																																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第5条第1項 第51号</p> <p>【滞留しない構造】</p>	<p>可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいした場合に滞留しない構造であり、外観及び作動状態に異常がない。 室の数：_____室 (ガス名：_____) の対空気比重 (_____)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">></td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">></td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	ガスの比重	構 造	1	>	十分な面積を有した開口部を2方向以上	1	<	床面に開口部が接している上記のもの	1	>	換気装置を設置	1	<	吸引口を床面近くに設置した換気装置	<p>目視</p> <p>作動</p>	<p>適・否</p> <p>該当</p> <p>なし</p>																					
*	ガスの比重	構 造																																					
1	>	十分な面積を有した開口部を2方向以上																																					
1	<	床面に開口部が接している上記のもの																																					
1	>	換気装置を設置																																					
1	<	吸引口を床面近くに設置した換気装置																																					
<p>毒</p> <p>第5条第1項 第52号</p> <p>【識別措置】</p> <p>【危険標識】</p>	<p>1 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識が当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げられており、外観等に異常がない。</p> <p>2 毒性ガスの漏えいしやすい箇所に危険標識が掲げられており、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否</p> <p>該当</p> <p>なし</p>																																				
<p>第5条第1項 第53号</p> <p>【ガス漏えい 検知警報設備】</p>	<p>1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所・設置数は、適切である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> <th style="width: 25%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 10%;">実 際</th> <th style="width: 35%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/20m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備の 周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等火源 を含む施設の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/20m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器室の内部</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用 接続口</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さである。</p> <p>3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 (_____) である。</p> <p>4 外観に異常がない。</p> <p>5 ガスの検知及び警報の機能に異常がない。【別紙12】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設置場所	設置基準・法定数	実 際			屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個		屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個		特殊反応設備の 周囲	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個		加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個		計器室の内部	1個以上	_____個	_____個		毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	_____個	_____個	<p>目視</p> <p>作動</p>	<p>適・否</p> <p>該当</p> <p>なし</p>	
*	設置場所	設置基準・法定数	実 際																																				
	屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個																																			
	屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個																																			
	特殊反応設備の 周囲	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個																																			
	加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個																																			
	計器室の内部	1個以上	_____個	_____個																																			
	毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	_____個	_____個																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 酸 特 不 シ 化 窒 素	第5条第1項 第54号, 第54号の2 【防消火設備】	(防火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素の製造施設) 1 防火設備の外観及び機能に異常がない。【別紙13】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">散水設備</th> <th style="width: 10%;">放水砲</th> <th style="width: 10%;">固定式放水銃</th> <th style="width: 10%;">移動式放水銃</th> <th style="width: 10%;">消火栓</th> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記設備の周囲10m以内の非耐火設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高20m以上の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高6m以上20m未満の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象設備のある地域半径40mの円区画</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">スチームカーテン等</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(消火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は特定不活性ガス) 2 消火設備（消火器）が設けられており，使用可能な状態である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">対象設備</th> <th style="width: 55%;">法定</th> <th style="width: 15%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場</td> <td> 停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個) 停滞量：_____ t 設置数：_____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防液提設置貯槽</td> <td> 歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の貯槽</td> <td>消火器 3 個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注 消火器は，能力単位B-10以上の粉末消火器とする。</p> <p>3 建屋内で2によらない場合，不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等が設置され，機能に異常がない。</p> <p>4 三フッ化窒素の高圧ガス設備には，2に加え，[不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記1による防火設備] が設置され，機能に異常がない。</p> <p>(防消火用水供給設備：第62号)</p> <p>5 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(最大製造施設)及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し，30分以上連続して供給できる水量が確保されている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">最大製造施設に必要な水量</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: left;">_____ m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">+ 隣接の製造施設に必要な水量</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: left;">_____ m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: left;">_____ m³</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ポンプの能力：_____ m³/h，保有水量：_____ m³</p> <p>6 操作場所と対象設備との距離は15m以上である。 実際：_____ m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓		特殊反応設備	基	-	-	-	-		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-		その他の設備	基	基	基	基	-		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基		可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等	スチームカーテン等				基	*	対象設備	法定	実際		貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個) 停滞量：_____ t 設置数：_____ 個	_____ 個		防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個	_____ 個		その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個	最大製造施設に必要な水量	:	_____ m ³	+ 隣接の製造施設に必要な水量	:	_____ m ³	合計	:	_____ m ³	目視 作動	適・否 該当 なし
*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓																																																																															
	特殊反応設備	基	-	-	-	-																																																																															
	上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-																																																																															
	地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-																																																																															
	地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-																																																																															
	その他の設備	基	基	基	基	-																																																																															
	対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基																																																																															
	可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等	スチームカーテン等				基																																																																															
*	対象設備	法定	実際																																																																																		
	貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個) 停滞量：_____ t 設置数：_____ 個	_____ 個																																																																																		
	防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個	_____ 個																																																																																		
	その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																																																																		
最大製造施設に必要な水量	:	_____ m ³																																																																																			
+ 隣接の製造施設に必要な水量	:	_____ m ³																																																																																			
合計	:	_____ m ³																																																																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第5条第1項 第55号</p> <p>【ベントスタック】</p>	<p>ベントスタックの位置、高さ等は次のとおりであり、外観等に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="367 264 1129 510"> <thead> <tr> <th>* ベントスタックの種類</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th>(6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用以外</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用以外</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>許容濃度：_____ ppm ， 最大着地濃度：_____ ppm ， %</p> <p>(1) 着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さである。 (2) 除害措置（第46号のとおり。）を講じ、放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる (3) 作業場、通路から10m（緊急用以外のものにあつては5m）以上離れた位置 (4) 静電気、落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあつては、消火措置） (5) ドレンの滞留を防止するための措置 (6) 液化ガスが同伴して放出され、又は急冷されるそれがある場合、気液分離器（緊急用以外のものにあつては、液化ガスが同伴することがない措置）</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	可燃性ガス・緊急用		—					毒性ガス・緊急用	—			—			可燃性ガス・緊急用以外		—					毒性ガス・緊急用以外	—			—			<p>目視</p> <p>図面確認</p> <p>記録確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>	
* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																																	
可燃性ガス・緊急用		—																																					
毒性ガス・緊急用	—			—																																			
可燃性ガス・緊急用以外		—																																					
毒性ガス・緊急用以外	—			—																																			
<p>第5条第1項 第56号</p> <p>【フレアースタック】</p>	<p>1 フレアースタックの燃焼能力は、緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものである。</p> <p>2 フレアースタックは、直下における輻射熱が4.65kW/m²以下となる高さ及び位置である。</p> <p style="text-align: center;">実際：_____ kW/m²</p> <p>3 輻射熱が4.65kW/m²を超える区域には、立入りできない措置が講じられている。</p> <p>4 フレアースタックの材質及び構造は、最大熱量に長時間耐え得るものである。</p> <p>5 フレアースタックには、[パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置] が設けられ、外観等に異常がない。</p> <p>6 フレアースタックには、逆火及び爆発防止の機構が設けられており、外観等に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>図面確認</p> <p>記録確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

74W	<p>第5条第1項 第58号</p> <p>【破裂防止措置】</p>	<p>1 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び容器置場には、固定式配管の散水装置を設置し、外観及び機能に異常がない。 【別紙12】</p> <p>2 当該施設と散水装置の水源との距離は100m以下、水源水量は20 m³以上、送水量は0.8m³/min以上である。</p> <p>3 散水装置の主管には、安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を1箇所以上設けている。</p> <p>4 散水装置は、20 L/(m²・min)以上の散水能力を有し、散水単位ごとに単独で散水できるものである。</p> <p>5 散水装置の操作は、安全な場所で容易に行うことができる。</p> <p>6 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし、散水配管は識別できるように塗色され、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否													
74C 窒素	<p>第5条第1項 第58の2号</p> <p>【破裂防止措置】</p>	<p>1 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないような措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>2 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填場所の間には、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けられており、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 図面	適・否 該当 なし													
	<p>第5条第1項 第59号 第60号</p> <p>【障壁】</p>	<p>1 次の設備の間に障壁が設けられ、外観に異常がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td>障壁設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製で、十分な強度を有するものであり、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	障壁設置場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場		圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場	目視	適・否 該当 なし	
*	障壁設置場所																
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所																
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場																
	圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場																
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所																
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場																

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃	第5条第1項 第61号 【計器室】	1 計器室は、下記の設備から15m以上離れた安全な位置にある。 実際：_____m (1)特殊反応設備 (2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち、緊急遮断装置で遮断されていないもの (3)燃焼熱量の数値が50.2G J以上となる高圧ガス設備 2 計器室は耐火構造とし、出入口を2箇所以上設け、そのうち1箇所は危険な箇所には面していないものである。 3 内装材は不燃性材料を使用し、窓は「網入り・強化」ガラスである。また、窓は保安上必要なもの以外、製造設備には面していない。 4 規定のガス()の製造施設に係る計器室は、漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造であり、扉は二重構造とし、吸入口を製造設備の反対方向に空気吸入装置が設けられている。 5 上記2から4の外観等に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当なし										
燃 毒 酸	第5条第1項 第62号 【保安用 不活性ガス等】	1 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか、これらの供給を確実に受けられる措置が講じられ、外観等に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 45%;">保安用不活性ガスの種類・数量</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>()を必要量 _____m³ に対し</td> <td>実際 _____m³ 保有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>()を必要量 _____m³ に対し</td> <td>()から実際 _____m³ 受入れ</td> </tr> </table> 2 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動のために必要な水量を常時保有している。(第54号に記載のとおり。) 3 供給設備は安全な位置に設置され、かつ保安電力等が設けられている。 ○ 前回からの変更 あり・なし	*	保安用不活性ガスの種類・数量			()を必要量 _____m ³ に対し	実際 _____m ³ 保有		()を必要量 _____m ³ に対し	()から実際 _____m ³ 受入れ	目視	適・否 該当なし	
*	保安用不活性ガスの種類・数量													
	()を必要量 _____m ³ に対し	実際 _____m ³ 保有												
	()を必要量 _____m ³ に対し	()から実際 _____m ³ 受入れ												
	第5条第1項 第63号 【通報設備】	事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置が講じられ、外観及び機能に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">通 報 範 囲</th> <th style="width: 50%;">通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間</td> <td>[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン]</td> </tr> <tr> <td>事業所内全体</td> <td>[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]</td> </tr> <tr> <td>作業員相互間</td> <td>[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]</td> </tr> </tbody> </table> ※メガホンは事業所内面積が1,500m ² 以下の場合に限る。 ○ 前回からの変更 あり・なし	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン]	事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]	作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]	目視 作動	適・否 該当なし		
通 報 範 囲	通 報 設 備													
保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン]													
事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン]													
作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン]													
	第5条第1項 第64号 【沈下状況測定】	1 沈下状況の測定結果に異常がない。【別紙14】 2 沈下状況の測定を行わない期間においては、目視検査の結果、異常がない。【別紙14】 ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視	適・否 該当なし										

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	<p>第5条第1項 第65号 イ 【容器置場の境界線】</p>	<p>1 容器置場の範囲は()により明示され、外観等に異常がない。</p> <p>2 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標が掲げられ、外観に異常がない。 実際：_____個</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 図面</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
燃 酸	<p>第5条第1項 第65号 ロ 【容器置場の建屋】</p>	<p>1 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充填容器等が断熱材で被覆してあるものを除く)は1階建である。</p> <p>2 充填容器等はシリンダーキャビネットに収納されている。</p> <p>3 圧縮水素(充填圧力が20MPaを超えるものを除く。)のみ、又は酸素のみを貯蔵する容器置場は2階建以下である。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
	<p>第5条第1項 第65号 ハ 【容器置場の保安距離】</p>	<p>毒性ガスの容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)は、その外面から保安物件()に対し、容器置場の面積に応じた距離が確保されている。</p> <p>容器置場の面積：_____m² 法定距離 m = _____m 実際：_____m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>測定 目視 図面</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
	<p>第5条第1項 第65号 ニ 【容器置場の保安距離】</p>	<p>1 毒性ガス以外の容器置場(貯蔵設備を除く。)はその外面から保安物件()まで規定以上の距離が確保されている。</p> <p>容器置場の面積 _____m² 法定距離 l₁ = _____m 実際：_____m 法定距離 l₂ = _____m 実際：_____m</p> <p>2 上記1のうち、可燃性ガス以外の容器置場で25m²未満のものについては、次の距離を確保した。</p> <p>法定距離 l₁ = _____m 実際：_____m 法定距離 l₂ = _____m 実際：_____m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>測定 目視 図面</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
	<p>第5条第1項 第65号 ホ 【容器置場の障壁】</p>	<p>容器置場の障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製であり、外観に異常がない。</p> <p>緩和距離 l₃ = _____m 実際：_____m 緩和距離 l₄ = _____m 実際：_____m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
燃 酸	<p>第5条第1項 第65号 ヘ 【容器置場の屋根】</p>	<p>1 可燃性ガス、酸素に係る容器置場には、日光を直接遮る措置([不燃性・難燃性]の材料を用いた軽量の屋根)が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>2 充填容器がシリンダーキャビネットに収納されている場合、シリンダーキャビネットの外観及び機能に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 特 杯	第5条第1項 第65号 ト 【容器置場の 滞留しない構造】	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、ガスが漏えいした場合滞留しない構造であり、外観に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	ガスの比重	構 造		1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上		1 <	床面に開口部が接している上記のもの		1 >	換気装置を設置		1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置	目視 作動	適・否 該当 なし	
*	ガスの比重	構 造																		
	1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上																		
	1 <	床面に開口部が接している上記のもの																		
	1 >	換気装置を設置																		
	1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置																		
	第5条第1項 第65号 チ 【容器置場の材料】	ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場には、不燃性又は難燃性の材料が使用されている。(充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。) ○ 前回からの変更 あり・なし	記録 確認 図面 目視 作動 記録	適・否 該当 なし																
	第5条第1項 第65号 リ 【容器置場の 除害措置】	1 [アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素] の容器置場には、除害のための措置が講じられている。 2 除害措置は [溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他 ()] とし、散布・散水・吸引等の設備が設置されている。 3 除害剤は、() に対し、() を規定数量以上、適切な場所に保管している。 4 保護具は、毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を、作業員数に応じて必要な数量以上備え、使用可能な状態で保管している。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし																
	第5条第1項 第65号 ヌ 【2階建の 容器置場】	2階建の容器置場は、ホ、へ(2階部分に限る)及びトによるほか、大臣が定める構造であり、外観等に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定 記録	適・否 該当 なし																
燃 酸 特 不 シ 化 室 素	第5条第1項 第65号 ル 【容器置場の 消火設備】	停滞量10t(特定不活性ガスにあっては20t)につき消火器1個の消火設備(消火器)が設けられており、使用可能な状態である。 ※最低3個(特定不活性ガスにあっては2個) 停滞量: _____ t 必要数量: _____ 個 実際: _____ 個 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否 該当 なし																

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

コンビ則条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考
第9条第1号 【設置場所】	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置されていない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>地図 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
第9条第2号 【地盤面上の場合】	<p>1 地盤面上に設置された導管は、地盤面から0.3m以上離して設置され、その状況に異常がない。 実際：_____m</p> <p>2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置が講じられ、設置状況に異常がない。</p> <p>3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
第9条第3号 【地盤面下の場合】	<p>1 地盤面下に埋設された導管は、0.6m以上地盤面から下に埋設され、その状況に異常がない。 実際：_____m</p> <p>2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設されている。 実際：_____m</p> <p>3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置が講じられている。</p> <p>4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設され、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護されている。 実際：_____m</p> <p>5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が次の基準によりに設けられ、外観に異常がない。</p> <p>(1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所</p> <p>(2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は、1,000m間隔</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第9条第4号</p> <p>【水中の場合】</p>	<p>1 船の航行する水域の水底に設置されている導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置されている。 実際：_____m</p> <p>2 海底、河底に設置されている導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置が講じられている。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置されている場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設されている。また、水路が不安定な川床に埋設されている場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>図面</p> <p>記録 確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第5号</p> <p>【耐圧性能】</p> <p>【気密性能】</p>	<p>1 外部及び弁類（分解点検・整備時に確認）の内部に異常がない。</p> <p>2 非破壊検査の結果、異常がない。【別紙2】</p> <p>3 気密試験の結果、異常がない。【別紙3】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>非破壊 発泡液 検知器 放置法</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第6号</p> <p>【強度】</p>	<p>1 肉厚測定値に異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第7号</p> <p>【防食】</p> <p>【応力吸収】</p>	<p>1 導管の腐食を防止するための措置が次のとおり講じられ、異常がない。</p> <p>(1) 腐食性のあるガスの場合、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] が講じられている。</p> <p>(2) 地中に埋設されている場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面が保護されている。</p> <p>(3) 地中に埋設されている場合は、電気防食措置が講じられ、対地電位の測定値に異常がない。</p> <p>2 導管の応力を吸収するための措置が次のとおり講じられており、異常がない。</p> <p>(1) 地中に埋設されている場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持されている。</p> <p>(2) 地上に設置されている場合は、導管の伸縮を吸収するための措置が講じられ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第9条第8号 【常用の温度を超えない措置】</p>	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せず処理できる措置が講じられ、異常がない。</p> <p>2 導管が地上に設置されている場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当なし</p>	
<p>第9条第9号 【常用の圧力を超えない措置】</p>	<p>1 安全装置の外観に異常がない。</p> <p style="text-align: center;">安全弁 設置数 : _____ 基</p> <p style="text-align: center;">その他の安全装置()設置数 : _____ 基</p> <p>2 バネ式安全弁等の作動検査の結果、異常がない。【別紙7】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>	
<p>第9条第10号 【水分除去措置】</p>	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器が設けられ、外観及び水分除去の状況に異常がない</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器が設けられ、外観及び水分除去の状況に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録 確認</p>	<p>適・否 該当なし</p>	
<p>第9条第11号 【通報設備】</p>	<p>事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置〔電話・インターホン〕が講じられ、外観及び機能に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

コピ条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考
第10条第1号 (第9条第1号準用) 【設置場所】	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面に設置されていない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>地図 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第4号準用) 【水中の場合】	<p>1 船の航行する水域の水底に設置されている導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置されている。 実際：_____m</p> <p>2 海底、河底に設置されている導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置が講じられている。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置されている場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設されている。また、水路が不安定な川床に埋設されている場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>図面 記録 確認 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第5号準用) 【耐圧性能】 【気密性能】	<p>1 外部及び弁類（分解点検・整備時に確認）の内部に異常がない。</p> <p>2 非破壊検査の結果、異常がない。【別紙2】</p> <p>3 気密試験の結果、異常がない。【別紙3】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 非破壊 発泡液 検知器 放置法</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第6号準用) 【強度】	<p>1 肉厚測定の結果、異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第8号準用) 【常用の温度を 超えない措置】	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置が講じられ、異常がない。</p> <p>2 導管が地上に設置されている場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

(第9条第9号準用) 【常用の圧力を超えない措置】	<p>1 安全装置の外観に異常がない。 安全弁 設置数 : _____ 基 その他の安全装置()設置数 : _____ 基</p> <p>2 バネ式安全弁等の作動検査の結果, 異常がない。【別紙7】 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当なし	
(第9条第10号準用) 【水分除去措置】	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合, 導管と圧縮機との間に水分離器が設けられ, 外観及び水分除去の状況に異常がない</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器が設けられ, 外観及び水分除去の状況に異常がない ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録 確認	適・否 該当なし	
第10条第2号 【標識】	<p>高压ガスの種類, 導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が, 人目につきやすく, かつ, 交通等の障害にならない場所に設けられ, 外観に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当なし	
第10条第3号 【腐食防止】	<p>導管の腐食を防止するための措置が次のとおり講じられ, 異常がない。 (1) 腐食性のあるガスの場合は, 内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] が講じられている。 (2) 地中に埋設されている場合は, [塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面が保護されている。 (3) 地中に埋設されている場合は, 電気防食措置が講じられ, 対地電位の測定値に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 測定	適・否 該当なし	
第10条第4号 【材料】	<p>導管, 管継手及びバルブ (以下「導管等」という。) に使用する材料は, ガスの種類, 性状, 温度, 圧力等に応じ, 当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し, 安全な化学的成分及び機械的性質を有するものである。 ○ 変更の有無 有・無</p>	記録 確認 図面 記録	適・否 該当なし	
第10条第5号 【構造】	<p>導管等の構造は, 輸送される高压ガスの重量, 導管等の内圧, 導管等及びその付属設備の自重, 土圧, 水圧, 列車荷重, 自動車荷重, 浮力その他の主荷重並びに風荷重, 雪荷重, 温度変化の影響, 振動の影響, 地震の影響, 投錨による衝撃の影響, 波浪及び潮流の影響, 設置時における荷重の影響, 工事による影響その他の従荷重によって生じる応力に対して安全なものである。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	記録 確認 図面	適・否 該当なし	
第10条第6号 【伸縮吸収措置】	<p>導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には, 当該有害な伸縮を吸収する措置が講じられ, 伸縮部に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当なし	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第10条第7号 【接合】	<p>1 接合は溶接によるものである。</p> <p>2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合であり、接合箇所異常がない。</p> <p>○ 変更の有無 有・無</p>	目視 記録	適・否 該当なし																												
第10条第8号 【フランジ部点検のための措置】	<p>第7号のフランジ接合部の点検を可能とするための措置が講じられており、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当なし																												
第10条第9号 【溶接】	<p>溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法により行われている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	記録 確認 図面	適・否 該当なし																												
第10条第10号 (第11号で準用) (第12号で準用) (第13号で準用) (第21号で準用) 【埋設されている場合】 イ	<p>地盤面下に埋設されている導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>導管の外側から下記工作物に対し、次の水平距離が確保されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">高压ガスの種類</th> <th style="width: 20%;">工作物</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実際距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td rowspan="3">毒性ガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下街及び 下水道</td> <td>10m以上</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道施設</td> <td>300m以上</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">毒性ガス以外 のガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下街及び 下水道</td> <td>10m以上</td> <td>_____ m</td> </tr> </tbody> </table>	*	高压ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離		毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____ m		地下街及び 下水道	10m以上	_____ m		水道施設	300m以上	_____ m		毒性ガス以外 のガス	建築物	1.5m以上	_____ m		地下街及び 下水道	10m以上	_____ m	目視 記録	適・否 該当なし	
*	高压ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離																											
	毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____ m																											
		地下街及び 下水道	10m以上	_____ m																											
		水道施設	300m以上	_____ m																											
	毒性ガス以外 のガス	建築物	1.5m以上	_____ m																											
		地下街及び 下水道	10m以上	_____ m																											
ロ	<p>導管の外側から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものである。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____ m</p>																														
ハ	<p>防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外側と地表面とは、山林原野にあっては0.9m、その他の地域にあっては1.2mを超える距離が確保されている。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____ m</p>																														
ニ	<p>防護構造物の中に設置する導管の外側と地表面との距離は、0.6m以上確保されている。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____ m</p>																														
ホ	<p>導管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設されている。</p>																														
へ	<p>盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設されている場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設されている。</p>																														

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第10条第12号 (第13号で準用) (第17号で準用) 【線路下の場合】	線路下に埋設されている導管は、第10条(ハ及びニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものである。 ○ 前回からの変更 あり・なし イ 導管は、その外面から軌道中心に対し4m以上の水平距離が確保されている。 実際：_____m ロ 導管は、当該線路敷の用地境界に対し1m以上の水平距離が確保されている。 実際：_____m ハ 導管の外面と地表面との間に、1.2mを超える距離が確保されている。 実際：_____m	目視 記録	適・否 該当なし																																																																			
第10条第13号 【河川保全区域内の場合】	河川に沿って河川保全区域内に埋設されている導管は、第10号から第12号の基準によるほか、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を確保するものである。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 記録	適・否 該当なし																																																																			
第10条第14号 (第21号で準用) 【地盤面上の場合】	地盤面上に設置する導管は、次の基準によるものである。 ○ 前回からの変更 あり・なし イ 可燃性ガス及び毒性ガスの導管は、次の表に掲げる施設に対し規定距離以上の距離が確保されている。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">施設</th> <th style="width: 15%;">可燃性ガス</th> <th style="width: 15%;">毒性ガス</th> <th style="width: 20%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>鉄道・道路</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校・福祉施設</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院・公共空地・都市公園</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>劇場・映画館等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>百貨店・ホテル等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駅の母屋及びプラットホーム</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財等</td> <td>65 m</td> <td>100 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道施設・避難空地・避難道路</td> <td>300 m</td> <td>300 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅・その他建物</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 常用の圧力が1MPa未満である導管については、上記表から15m減じた距離</p> ロ 不活性ガス以外のガスの導管は、その両側に、次の表に掲げる常用の圧力の区分に応じ、その外面から規定距離以上の空地が保有されている。空地を保有できない場合は、保安上必要な措置が講じられている。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">常用の圧力</th> <th style="width: 15%;">法定</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.2 MPa 未満</td> <td>5 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2 MPa 以上 1 MPa 未満</td> <td>9 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 MPa 以上</td> <td>15 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※工業専用地域に設置する導管は上記表の1/3の距離</p> ハ 導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置されている。	*	施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際		鉄道・道路	25 m	40 m	_____m		学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m		病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m		劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m		百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m		駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m		文化財等	65 m	100 m	_____m		水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m		住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m	*	常用の圧力	法定	実 際		0.2 MPa 未満	5 m	_____m		0.2 MPa 以上 1 MPa 未満	9 m	_____m		1 MPa 以上	15 m	_____m	目視 記録	適・否 該当なし	
*	施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際																																																																		
	鉄道・道路	25 m	40 m	_____m																																																																		
	学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m																																																																		
	病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m																																																																		
	劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m																																																																		
	百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m																																																																		
	駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m																																																																		
	文化財等	65 m	100 m	_____m																																																																		
	水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m																																																																		
	住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m																																																																		
*	常用の圧力	法定	実 際																																																																			
	0.2 MPa 未満	5 m	_____m																																																																			
	0.2 MPa 以上 1 MPa 未満	9 m	_____m																																																																			
	1 MPa 以上	15 m	_____m																																																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	ニ ホ へ	<p>支持物は、鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の耐火性を有するものである。</p> <p>自動車、船舶等の衝突により導管又は導管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、堅固で耐久力を有する防護措置を適切な位置に設置されている。</p> <p>導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔が確保されている。</p>			
第10条第15号 (第16号で準用) (第17号で準用) 【道路を横断する場合】		<p>道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置します。 (支持条件の急変に対し適切な措置が講じられ、かつ、当該導管に係る工事によって交通に著しい支障が生じない場合を除く。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第16号 【道路を横断する場合】		<p>第11号(イ及びロを除く。)及び第15号の規定を準用 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第17号 【線路敷を横断する場合】		<p>第12号(イを除く。)及び第15号の規定を準用します。 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第18号 第19号 第20号 (第21号で準用) 【河川等を横断する場合】		<p>1 河川を横断する導管は、橋に設置されているか、河川の下を横断して埋設されている。</p> <p>2 河川又は水路を横断して導管を埋設されている場合であって、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置されている。 この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 河川下埋設横断導管は、外面と計画河床高(計画河床高の最深河床高より高いときは、最深河床高。)との距離が規定以上確保されている。 実際：_____m (1) 計画河床高まで4m以上 (2) 水路を横断して導管を埋設されている場合は2.5m以上 (3) その他の小水路を横断して導管を埋設されている場合は1.2m以上</p> <p>4 護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第21号 【河川及び水路を横断する場合】		<p>第10号(ロ～ニ及びチを除く)及び第14号の規定を準用 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第22号</p> <p>【海底の場合】</p>	<p>海底に設置する導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>イ 投錨等により損傷を受けるおそれのない場合等を除き、埋設されている。</p> <p>ロ 既設の導管と交差しないよう設置されている。</p> <p>ハ 既設の導管に対し、30m以上の水平距離が確保されている。 実際：_____m</p> <p>ニ 2本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置〔形鋼等をつなぐ・構造物に組み立てる・十分な間隔をおく・適切な間隔に移動させ埋設されている〕が講じられている。</p> <p>ホ 導管の立ち上がり部には、防護工が設けられている。</p> <p>へ 埋設されている導管の外表面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離を確保し、しゅんせつ計画に対しても影響されない深さに埋設されている。</p> <p>ト 洗掘のおそれがある場合は、当該洗掘を防止するための措置が講じられている。</p> <p>チ 掘削及び埋め戻しは保安上適切な方法により行われている。</p> <p>リ 導管を埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならします。</p> <p>ヌ 導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講じられている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第23号</p> <p>【海面上の場合】</p>	<p>海面上に設置する導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>イ 導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持されている。</p> <p>ロ 導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置されている。</p> <p>ハ 船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、防護設備が設置されている。</p> <p>ニ 導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔が確保されている。</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第24号</p> <p>【漏えい拡散防止措置】</p>	<p>1 次の場所に導管を設置する場合は、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置が講じられている。</p> <table border="1" data-bbox="375 257 1141 817"> <thead> <tr> <th>* 設置場所</th> <th>高圧ガスの種類</th> <th>漏えい拡散防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>河川上 水路上</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>ずい道上</td> <td>毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)</td> <td>防護構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>透水性 地盤中</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所が二重管であり、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置	市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置	ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置	透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	<p>目視</p>	<p>適・否 該当なし</p>	
* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置																	
市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																	
河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置																	
ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置																	
透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																	
<p>第10条第25号</p> <p>【二重管のガス漏えい検知警報設備】</p>	<p>1 第24号の二重管には、第29号に規定するガス漏えい検知警報設備が設置され、外観に異常がない。</p> <p>2 ガスの検知及び警報の機能に異常がない。【別紙12】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第26号</p> <p>【運転状態監視装置】</p>	<p>1 導管系には、適切な場所に圧力計、流量計、温度計等の計器類が設けられており、劣化等の異常がない。</p> <p>2 圧縮機又はポンプに係る計器室には、当該圧縮機又はポンプの作動状況を示す表示灯及び緊急遮断弁の開閉状態を表す表示灯が設けられている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第27号</p> <p>【警報装置】</p>	<p>1 導管系には、[圧力・流量・緊急遮断装置・地震]等の異常を感知するための警報装置を設けられ、劣化等の異常がない。</p> <p>2 警報受信部は、適切な場所()に設置されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第28号</p> <p>【安全制御装置】</p> <p>イ</p> <p>ロ</p>	<p>導管系には、次の制御機能を有する安全制御装置が設けられており、劣化等の異常がない。また、機能に異常がない。</p> <p>[圧力安全装置・ガス漏えい検知警報設備・緊急遮断装置・感震装置・その他の保安のための設備等の制御回路が正常でなければ圧縮機又はポンプが作動しない制御機能(インターロック)]</p> <p>保安上異常な事態が発生した場合に圧縮機・ポンプ・緊急遮断装置等を自動又は手動により速やかに停止できる制御機能</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 杯	第10条第29号 【ガス漏えい 検知警報設備】	<p>1 可燃性ガス、大臣が定める毒性ガス（ ）又は特定不活性ガスの導管系に「ガス漏えい検知警報設備・漏えい検知口」が設けられ、外観に異常がない。 ガス漏えい検知警報設備設置数 : _____ 個 漏えい検知口設置数 : _____ 個</p> <p>2 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所（ ）である。</p> <p>3 外観に異常がない。</p> <p>4 ガスの検知及び警報の作動に異常がない。【別紙12】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当 なし																																				
	第10条第30号 【緊急遮断装置】	<p>1 次の場所に設置する不活性ガスに係るものを除く導管については、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置が設けられている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">導管の長さ</th> <th style="width: 15%;">実際の長さ</th> <th style="width: 25%;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市街地</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖沼等横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の切り通し部 横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の切り通し部 横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 作動試験の結果、異常がない。【別紙9】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数		市街地	500m超	_____ m			河川横断	500m超	_____ m			湖沼等横断	500m超	_____ m			鉄道の切り通し部 横断	500m超	_____ m			道路の切り通し部 横断	500m超	_____ m			その他	4,000m超	_____ m		目視 作動	適・否 該当 なし	
*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数																																				
	市街地	500m超	_____ m																																					
	河川横断	500m超	_____ m																																					
	湖沼等横断	500m超	_____ m																																					
	鉄道の切り通し部 横断	500m超	_____ m																																					
	道路の切り通し部 横断	500m超	_____ m																																					
	その他	4,000m超	_____ m																																					
	第10条第31号 【内容物除去装置】	<p>導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当 なし																																				
	第10条第32号 【感震装置】	<p>1 導管の経路には、必要な箇所に、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>2 40 Gal以上の加速度を検知したとき、警報を発する機能が設けられ、正常に作動する。</p> <p>3 80 Gal以上の加速度を検知したとき、設備の運転を停止できる措置が講じられ、正常に作動する。。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当 なし																																				
	第10条第33号 【保安用接地】	<p>導管系には、必要に応じた保安用接地等が設けられており、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当 なし																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第34号 第35号 第36号</p> <p>【絶縁】</p>	<p>1 支持物に異常電流が流れ、導管系の腐食が予想されるものについて、その支持構造物からの絶縁状況に異常がない。</p> <p>2 導管の腐食防止のため必要な箇所に絶縁継手が挿入され、絶縁状況に異常がない。</p> <p>3 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第37号</p> <p>【避雷設備】</p>	<p>導管系には、必要に応じた落雷による導管への影響を回避するための措置（避雷針）が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第38号</p> <p>【保安電力等】</p>	<p>1 導管系の保安の確保に必要な設備であって大臣が定めるもの〔運転状況監視装置・安全制御装置・ガス漏えい検知警報設備・除害設備・通報設備・非常照明設備〕には、保安電力等が設けられ、保安電力等の設備及びその周囲に異常がない。</p> <p>2 作動試験の結果、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第39号</p> <p>【巡回監視】</p>	<p>導管の経路には、〔巡回監視車・保安資機材倉庫〕等が設けられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	コンビ則条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考										
	第11条第2項 【直通電話】	<p>1 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話が設置され、外観及び機能に異常がない。</p> <p>2 保安上特に重要な作業場間に、上記1のほか〔無線・有線通信設備〕が設置され、外観及び機能に異常がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業所名</th> <th style="width: 50%;">関連事業所の緊急連絡作業場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名									目視 作動	適・否 該当 なし	
関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名														

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙1】

検査項目：気密な構造（漏えい検査）

施設名：

確	保安主任者	保安係員
認		
印		

No.	検査箇所又は範囲	検査年月日	検査圧力 (MPa)	検査圧力の区分	検査結果
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否
				運転圧力・常用圧力	適・否

(注) 検査圧力の区分の欄は、実施した漏えい試験において、基準とした圧力に○を付けること。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙2】

検査項目：耐圧性能及び強度（開放検査，耐圧試験）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	機器名	検査年月日	補修有無	検査方法	設置状況	検査結果
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否

(注)・前回の保安検査（書類検査）の日以降に実施した検査について記載すること。

- ・検査方法が耐圧試験の場合，試験圧力及び試験流体名を併記すること。
- ・設置状況の欄は，機器がフレキシブルチューブ類である場合のみ記載すること。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙3】

検査項目：気密性能（気密試験）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	検査箇所又は範囲	試験年月日	常用の圧力 (MP a)	試験圧力 (MP a)	検査結果
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否

(注) 特定設備を溶接補修した場合は、常用の圧力の欄に※を付け、設計圧力を記入すること。

高压ガス設備等検査結果記録

【別紙4】

検査項目：耐圧性能・強度（肉厚測定）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	測定部	計算肉厚 (mm)	腐れ代 (mm)	前 回		今 回		検査結果
				測定年月日	測定値 (mm)	測定年月日	測定値 (mm)	
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否

(注) 測定肉厚が「計算肉厚+腐れ代」以下の場合、Noの欄の数字を○印で囲むこと。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙5】

検査項目：温度計（精度検査・代替比較検査）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	設置区分（場所） 又は温度計の名称	設置数	検査 年月日	調整器数	交換器数	検査結果	基準器番号
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	

高压ガス設備等検査結果記録

【別紙6】

検査項目：圧力計（精度検査・代替比較検査）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	設置区分（場所） 又は圧力計の名称	設置数	検査 年月日	調整器数	交換器数	検査結果	基準器番号
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	
						適・否	

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙 7】

検査項目：バネ式安全弁等（作動検査）

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	設置機器又は安全弁等の名称	検査年月日	設計圧力 (MP a)	設定圧力 (MP a)	吹始圧力 (MP a)	吹止圧力 (MP a)	検査結果
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否

(注) 設計圧力の欄には、当該安全装置が保護する系のうち、設計圧力が最も小さな機器の設計圧力を記入すること。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙 8】

検査項目：貯槽の温度上昇防止措置
 貯槽の耐熱・冷却措置 (作動検査)
 施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	貯槽名	検査日	法定能力	作動状態	検査結果	設備名
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	

(注) 法定能力と作動状態とを比較できるように、流量等を記載すること。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙9】

検査項目：危険状態発生防止装置

緊急遮断装置 (遮断装置等の作動検査)

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	取付場所	弁名称 装置名称	検査年月日	作動状態	漏えい量	操作位置	検査結果
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙10】

検査項目：インターロック機構（作動検査）

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	機構の概略	検査年月日	検査結果
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否

(注) 内容の欄に、インターロックの作動条件及びインターロックが作動したときの機器の動作状況等を記載すること。

例：機器A内の圧力が上限値〇〇MP aに達したとき、原料供給用のポンプBが停止し、弁Cが閉止する。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙11】

検査項目：静電気除去措置（接地抵抗値の測定）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	設 備 名	前 回		今 回		検査結果
		測定年月日	接地抵抗値 (Ω)	測定年月日	接地抵抗値 (Ω)	
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙12】

検査項目：ガス漏えい検知警報設備（作動検査）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	検知部の設置場所 又は名称	検査年月日	ガスの種類・濃度	警報設定値	遅れ時間 (秒)	検査結果
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否
						適・否

(注) 検知対象のガスと試験用標準ガスが異なる場合は、換算図等を示すこと。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙13】

検査項目：防火設備（作動検査）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	設置場所又は 防火対象機器名	検査年月日	法定能力	作動状態	検査結果	防火設備 の種類
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	

(注) 法定能力と作動状態とを直接比較できるように流量等を記載すること。

高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙14】

検査項目：貯槽の沈下状況（不動沈下率の測定）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	貯槽名	前々回		前回		今回		検査結果
		測定年月日	最大沈下率	測定年月日	最大沈下率	測定年月日	最大沈下率	
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否

(注) 沈下状況の測定を行わない期間における目視検査を行った場合、沈下率の欄に目視と記載すること。

V 特定製造者に係る届出

V 特定製造者に係る届出

本節は、特定製造者に係る届出についてまとめたものです。記載されていない届出等で不明な点は県に確認してください。

第1 高圧ガス製造施設軽微変更届

1 根拠法令

法第14条第1項ただし書き、コンビ則第14条

特定製造者は、軽微な変更の工事が完成した後遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

2 提出書類

- (1) 高圧ガス製造施設軽微変更届書 <様式第4>
- (2) 変更の明細書<様式Ⅱ-1>
変更の許可に係る様式を使用し、製造施設の名称、変更の目的及び変更の内容を記載したもの
- (3) 技術上の基準に関する事項
完成検査における記載例<記載例Ⅲ>の写し又は<記載例Ⅲ>を参考に事業所で作成したものに検査結果を記入し、保安係員等責任者が押印又は署名したものとしてください。ただし、「変更なし」又は「該当なし」に相当する部分は削除してください。
- (4) 製造施設の処理能力、貯蔵能力の一覧表(処理能力又は貯蔵能力に変更がある場合)
- (5) 製造施設のフローシート
変更の前後がわかるもの
- (6) 製造施設の配置図
- (7) 機器一覧表<様式Ⅰ-4-1からⅠ-4-6>
- (8) 認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書等の写し(大臣認定品等を使用した場合)
- (9) 特定設備検査合格証(特定設備検査適合証)の写し(コンビ則第14条第7号ロの工事の場合)

3 提出部数

1部(受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。)

4 軽微な変更の工事の範囲について

コンビ則第14条に規定される軽微な変更の工事の範囲は、次のとおりです。

- (1) 高圧ガス設備(特定設備を除きます。)の、大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えの工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- (2) ガス設備(高圧ガス設備を除きます。)の変更の工事
- (3) ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- (4) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- (5) 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事のうち、特定設備(設計圧力が30MPa未満のもの)の胴板・鏡

板に直接溶接されていない管台の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないもの）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（応力除去を必要としないと認められる場合に限ります。）

(6) 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事のうち、次に掲げる工事

ア 設計圧力が30MPa未満の特定設備の胴板・鏡板に直接溶接されていない管台の取替えの工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものに限ります。）

イ 設計圧力が30MPa未満の特定設備の取替えの工事（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限ります。）

(7) 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる変更の工事

ア 特定設備以外の高圧ガス設備の変更（大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

イ 特定設備以外の高圧ガス設備の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及び(1)に該当するものを除きます。）

ウ 特定設備以外の高圧ガス設備の取替えの工事（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限り、上記イ、(1)及び(2)に該当するものを除きます。）

<注意>（平成30年3月30日付け20180323保局第13号「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19号第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」）

① 上記(1)において、設置位置の変更や溶接等の現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除きます。）が伴う場合には、変更の許可の対象となります。また、上記(2)の変更には、取替えの工事のほか、増設の工事等を含みます。

② 委託検査品であって、耐圧性能、気密性能及び強度に係る検査を受け、合格したもの（略号「委」）は、上記(1)の大臣認定品等に含まれますが、一部の検査のみ受けたもの（略号「完(委)」）大臣認定品等に含まれません。

③ 以下のものを「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」として取り扱います。

- ・ 可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管等）であって、KHK又は指定特定設備検査機関が定める規程により実施した検査に合格したもの
- ・ KHK又は指定特定設備検査機関が行う、「KHK S 0803 可とう管に関する検査基準」（対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管

④ 次の工事は、軽微な変更の工事として取り扱います。

- ・ 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替え
- ・ 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事
- ・ コンビ則第17条第2号に規定する変更の工事（小規模非連結製造施設[※]の追加の工事）を行った後に行う当該設備の変更の工事

※ 小規模非連結施設とは、他の高圧ガス製造施設に連結していない処理能力100Nm³/日（不活性ガス又は空気にあつては300Nm³/日）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除きます。）である製造施設をいいます。

5 許可及び届出が不要な工事について

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱います。

（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

- (1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限ります。）
- (2) 充填又は受入れに係る可とう管（直接容器に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限ります。）の取替え
- (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含みます。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に県にその旨報告してください。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除きます。）の撤去の工事
- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含みます。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- (6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限りします。）の取替え

※ 上記4及び5の工事の内容で不明な点については、事前に県に確認した上で、変更の工事に着手してください。

第2 高圧ガス製造事業承継届

1 根拠法令

法第10条第2項, コンビ則第12条

相続, 合併又は分割があった場合において, 相続人あるいは合併又は分割後存続する法人若しくは合併又は分割により設立した法人が, 特定製造者の地位を承継した場合には, 遅滞なく, その旨を届け出なければなりません。

(注意)

合併又は分割により承継した場合にのみ承継の対象となり, 事業の譲渡又は分割(特定製造者の地位を承継した場合を除きます。)が伴う場合には, 新規に法第5条の許可を受ける必要があります。

2 提出書類

- (1) 製造事業承継届書<様式第2>
- (2) 合併契約書, 分割契約書又は公告等の記載されている官報の写し
- (3) 相続人の選定に係る全員の同意書(相続人が2人以上の相続の場合)

3 提出部数

1部(受付印を押印するので, 事業所控えを用意してください。)

第3 高圧ガス製造開始届・廃止届

1 根拠法令

法第21条第1項，コンビ則第21条

高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき高圧ガス製造許可を受けた事業所が設備の完成検査を受け合格した後，初めて高圧ガスの製造を開始したとき，あるいは，当該事業所において高圧ガスの製造を廃止したときには，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

2 必要書類

(1) 製造を開始した場合

製造開始届書 <様式第11>

(2) 製造を廃止した場合

ア 製造廃止届書 <様式第12>

イ 製造許可書 (返納)

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので，届出書の事業所控えを用意してください。)

第4 危害予防規程届

1 根拠法令

法第26条第1項, コンビ則第22条

特定製造者は, 危害予防規程を制定した場合あるいは変更した場合には, 届け出なければなりません。

2 必要書類

(1) 制定した場合

ア 危害予防規程届書 <様式第13>

イ 危害予防規程 (本文)

(2) 変更した場合

ア 危害予防規程届書 <様式第13>

イ 変更の理由書

ウ 変更の明細書 (変更部分の新旧対照表)

※ 危害予防規程の届出の様式中の「(制定)」と「(変更)」のうち, 該当するものを○で囲んでください。

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので, 事業所控えを用意してください。)

第5 保安統括者等選解任届・代理者届

1 根拠法令

法第27条の2第5項, 第27条の3第3項, 第33条第3項

コンビ則第26条, 第30条, 第33条第3項

特定製造者は, 事業所の保安に携わる保安統括者及び保安統括者の代理者を選任又は解任したときは, 遅滞なく, その旨を届け出なければなりません。また, 保安技術管理者, 保安係員, 保安主任者及び保安企画推進員の選任又は解任については, その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にしたものについて, 当該期間終了後遅滞なく届け出なければなりません。

なお, これらの代理者の選任又は解任の届出は不要ですが, その記録は保存してください。

また, 法第27条の2第1項第1号の保安統括者を選任する必要がある場合については, 「第7 保安監督者届」を参照してください。

2 必要書類

(1) 保安統括者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安統括者届書 <様式第14>

イ 当該事業所において, その事業の実施を統括管理する者であることを証する書面(例1)

ウ 新旧保安管理組織図(例6)

(選任又は解任者が分かるように色分け等により記載してください。以下においても同様としてください。)

(2) 保安技術管理者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安技術管理者等届書 <様式第14の2>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

(3) 保安係員を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安技術管理者等届書 <様式第14の2>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

(4) 保安主任者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安主任者等届書 <様式第15>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

- (5) 保安企画推進員を選任又は解任した場合
 - ア 高圧ガス保安主任者等届書 <様式第15>
 - イ 高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を証する書面 (例4)
 - ウ 新旧保安管理組織図 (例6)

- (6) 保安統括者の代理者を選任又は解任した場合
 - ア 高圧ガス保安統括者代理者届書 <様式第16>
 - イ 統括者の代理者にあつては、当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面 (例2)
 - ウ 新旧保安管理組織図 (例6)

※ 解任の場合にあつては、保安責任者免状の写し及び経験を証する書面の添付を省略してください。

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。)

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 「製造保安責任者免状の種類」の欄は、当該届出に係る免状の種類を記入してください。
- (2) 保安統括者を選任した場合に添付する「その事業を統括管理する者であることを証明する書類」については、(例1)を参考として作成してください。
- (3) 保安統括者の代理者を選任した場合に添付する「当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面」については、(例2)を参考として作成してください。
- (4) 保安技術管理者、保安主任者、保安係員を選任した場合に添付する「高圧ガスの製造に関する経験を証する書面」については、(例3)を参考として作成してください。
- (5) 保安企画推進員を選任した場合に添付する「コンビ則第29条各号の一に該当する者であることを証する書面」については、(例4)を参考として作成してください。
- (6) 「選任若しくは解任の状況」については「別紙のとおり」とし、「選解任一覧表」(例5)を参考に作成してください。
- (7) 保安管理組織図については、(例6)を参考として作成してください。

(例1) 保安統括者の「事業を統括管理する者であることの証明」

1 届出者が保安統括者である場合

証 明 書		
私は、当該事業所において〇〇〇〇〇〇〇の地位にあり、 高圧ガス製造事業の実施について、統括管理できることを 誓います。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

2 届出者が他の者を保安統括者に選任する場合

証 明 書		
〇〇〇〇〇は、当該事業所において高圧ガス製造事業の 実施について、統括管理できる者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例2) 保安統括者代理者の「保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面」

証 明 書		
〇〇〇〇〇は、当該事業所において高圧ガス製造事業の実施について、統括者不在の際に、統括者に代わり統括管理できる者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例3) 保安技術管理者、保安主任者、保安係員の「高圧ガスの製造に関する経験を証する書面」

証 明 書		
〇〇〇〇〇は、当該事業所において高圧ガス製造に関する経験を有する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例4) 保安企画推進員の「コンビ則第29条各号の一に該当する者であることを証する書面」

証 明 書	
○○○○○は、当該事業所において、○○年○○月○○日から△△年間、コンビナート等保安規則第29条□号に該当する業務に従事した者であることを証明します。	
年 月 日	
代表者氏名	印
茨城県知事 殿	

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例5) 選解任一覧表

保安統括者等の区分	製造施設の区分	選 任 者 名		解任者名
		免状の種類	氏 名	
保安技術管理者			茨城 太郎	茨城 次郎
保安係員	液化酸素製造施設	丙種化学(特別)	水戸 太郎	水戸 次郎
保安係員	液化窒素製造施設	乙種化学	梅 太郎	梅 次郎

(例6) 保安全管理組織図

〇〇〇 (株) ×××工場
 〇〇年〇〇月〇〇日

保安統括者				保安統括者代理者											
×××××				×××××											
免状	—	選任日	△△△△	免状	—	選任日	△△△△								
								保安企画推進員				保安企画推進員代理者			
								×××××				×××××			
免状	乙機	選任日	△△△△	免状	—	選任日	△△△△								
保安技術管理者				保安技術管理者代理者											
×××××				×××××											
免状	甲機	選任日	△△△△	免状	甲化	選任日	△△△△								
								保安主任者				保安主任者代理者			
								×××××				×××××			
免状	乙機	選任日	△△△△	免状	乙化	選任日	△△△△								
〇〇製造施設															
保安係員				保安係員代理者											
×××××				×××××											
1直	免状	乙化	選任日	△△△△	免状	乙機	選任日	△△△△							
×××××				×××××											
2直	免状	乙機	選任日	△△△△	免状	丙特	選任日	△△△△							
×××××				×××××											
3直	免状	乙化	選任日	△△△△	免状	丙特	選任日	△△△△							
製造するガスの名称等															
ガスの名称				ガス区分											
窒素				不活性											
アンモニア				可燃性・毒性											
水素				可燃性											

第6 代表者等変更届

1 根拠法令

法においては、代表者等変更に係る規定はありませんが、製造の許可にあたっては、法人名、事業所名及び法第7条の規定事項を確認していることから、法人名、事業所名、本社所在地の変更があった場合、法人の代表者あるいは事業所の代表者が交替した場合等の都度、その確認を行う必要がありますので、その旨を届け出てください。

なお、行政区域の変更に伴う所在地の変更については、届け出の必要はありません。

(注意)

ここでの法人名の変更とは、単なる名称の変更を意味しており、相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるもの）による場合は「代表者等変更届」でなく、「承継届」の手続きが必要です。また、事業の一括譲渡等による場合は、新たに法第5条の許可を受ける必要があります。

2 必要書類

- (1) 代表者等変更届書 <様式V-1>
- (2) 登記簿謄本または代表者事項証明書（法人名、法人代表者名の変更の場合）
- (3) 委任状（新たな委任関係が生じる場合）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 委任状の取り扱いについて

法人の代表者の変更、事業所代表者の変更等、以前に提出した委任状の内容に変更があったときは、代表者等変更届書に、新たな委任関係を示す委任状を添付してください。

なお、提出した委任状の記載内容に変更がない限り、その後の申請、届出等の都度、委任状（その写しを含めます。）を添付する必要はありません。

第7 保安監督者届

1 根拠法令

特定製造者のうち、コンビ則第23条第2項に掲げられる者にあつては、その事業所に保安統括者、保安係員等を選任することを要しないものとされています。その場合、製造について監督させる者（以下「保安監督者」といいます。）の選任が必要です。

法においては、保安監督者に係る届出について規定されていませんが、上記の要件を満たしているか確認する必要がありますので、保安監督者を選任又は解任したときは、その旨を届け出てください。

2 必要書類

- (1) 保安監督者届書 <様式V-2>
- (2) コンビ則第23条第2項の要件を証する書面（例7）
- (3) 新旧保安管理組織図（例6）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 保安統括者等を選任しなくてもよい場合

コンビ則第23条第2項に規定される、保安統括者等を選任しなくてもよい事業者は、次のとおりです。

- (1) 気化器若しくは減圧弁により酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス若しくはヘリウムガスを製造する者又は気化器若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」といいます。）により炭酸ガスを製造する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの
 - ア 空気、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化ヘリウム、液化フルオロカーボン又は液化炭酸ガスの製造又は販売に関し6月以上の経験を有する者
 - イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
 - ウ 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者、又は協会が行う特定高压ガスの取扱いに関する課程を修了した者であつて、特定高压ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有する者
- (2) 容積が10m³以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者
- (3) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

- (4) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充てんする者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者
- (5) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら常用の圧力が82MPa以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

なお、複数の製造設備を有する事業所内で上記(1)から(5)までに掲げる設備により高压ガスを製造する場合の当該設備については、保安係員及び保安主任者の選任を要しませんが、(2)以外の設備については、保安監督者の選任が必要となります。

(例7) 保安監督者の「コンビ則第23条第2項の一に該当する者(実務経験)であることを証する書面」

証 明 書		
○○○○○は、当該事業所において、コンビナート等保安規則第23条第2項○号に該当する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

第8 休止届

1 根拠法令

コンビ則第34条第2項ただし書き

使用を休止した特定施設（以下「休止施設」といいます。）であって、その旨を知事へ届け出た場合には、再び使用するときまで、保安検査を要しないこととなります。

休止施設とは、高圧ガスの製造を1か月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態の特定施設をいいます。

2 休止期間

原則として3年間を限度とし、それを超えて休止を継続する場合、新たに届け出るものとします。

3 添付書類

- (1) 高圧ガス製造施設休止届書<様式16の2>
- (2) 休止施設の概要
- (3) 休止施設の配置図
- (4) 休止施設のフローシート
- (5) 休止施設の処理能力
- (6) 保安上の措置を記載した書面

4 休止施設の保安管理

封入された不活性ガスの圧力等、異常の有無を日常点検、定期点検で確認してください。また、休止施設に係る保安係員等の選任については、事業所全体で、保安係員及び同代理者を各1名選任すれば足りるものとします。

5 保安検査について

休止施設を稼働させる場合、使用しようとする1か月前までに、保安検査の申請を行ってください。この場合、申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に、当該事項のほか休止施設の休止期間を（ ）書きで記載してください。保安検査の方法等については、「IV 保安検査」に定めるところにより実施してください。

また、KHK S等に定められる開放検査の期間を超えている機器については、開放検査を実施してください。

6 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

様式第2 (第12条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造事業承継届書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
承継された特定製造者の名称 (事業所の名称を含む。)				
承継された事業所所在地				
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

連絡先	担当部 課 名			
	担 当 者 名			
	電 話 番 号			
		*事業所 番 号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴

様式第4 (第14条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造施設 軽微変更届書	特 定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の種類				

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所

様式第11 (第21条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造開始届書	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造開始年月日				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
*事業所番号		法人	事業所	
		∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴	

様式第12 (第21条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造廃止届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造廃止年月日				
製造廃止の理由				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式第13 (第22条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
危害予防規程届書	特定	(制定)	×整理番号	
		(変更)	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴

様式第14 (第26条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安統括者届書	特 定	(選任) (解任)	× 整理番号 × 受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安統括者の区分				
製造施設の区分				
選 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者の氏名			
選 任	年 月 日			
解 任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
*事業所 番 号		法 人 事業所

様式第14の2 (第26条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安技術管理者等届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所

様式第15 (第30条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安主任者等届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
保安主任者又は保安企画推進員の 選任若しくは解任の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

様式第16 (第33条関係)		×電算入力確認欄		×担当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安統括者届書 代理人	特定	(選任) (解任)	×整理番号 ×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安統括者代理者の区分				
製造施設の区分				
選任	製造保安責任者免状の種類			
	代理者の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	代理者の氏名			
選任	年 月 日			
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所

様式第16の2 (第34条、第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造施設休止届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
使用を休止した特定施設				
休 止 期 間				
休 止 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

様式V-1

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
代 表 者 等 変 更 届 書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
製 造 許 可 年 月 日 及 び 番 号				
変 更 年 月 日				
変 更 内 容				
変 更 前		変 更 後		

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式V-2

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
保 安 監 督 者 届 書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称（事業所の名称を含む。）				
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
製 造 施 設 の 区 分				
保 安 監 督 者 の 氏 名		選		解
		任		任
選 任		年 月 日		
解 任				
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

VI 特定高圧ガスの消費に係る届出

VI 特定高圧ガスの消費に係る届出

第1 特定高圧ガス消費届

1 根拠法令

法第24条の2，令第7条，一般則第53条，液石則第51条

その消費に際し災害を防止するため特別の注意を要する高圧ガス（特定高圧ガス）を消費する者（以下「特定高圧ガス消費者」といいます。）は，消費を開始する20日前までに，知事に届け出なければなりません。

なお，製造の許可又は貯蔵所の許可を受けた場合であっても，届出が必要となりますので，注意してください。

【特定高圧ガス消費者となる場合】

(1) 次の高圧ガス（特殊高圧ガス）を消費する場合

- ア モノシラン
- イ ホスフィン
- ウ アルシン
- エ ジボラン
- オ セレン化水素
- カ モノゲルマン
- キ ジシラン

(2) 次の高圧ガスを消費する場合であって，その貯蔵設備の貯蔵能力が次に掲げる量以上である場合又は導管により事業所の外から供給を受ける場合

- ア 圧縮水素 容積 300m³
- イ 圧縮天然ガス 容積 300m³
- ウ 液化酸素 質量 3,000kg
- エ 液化アンモニア 質量 3,000kg
- オ 液化石油ガス（液石法第2条第2項の一般消費者が消費するものを除きます）
質量 3,000kg
液石法施行令第2条各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備
質量 10,000kg
- カ 液化塩素 質量 1,000kg

2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費届書 <一般則：様式第29，液石則：様式第28>
- (2) 委任状（必要な場合）
- (3) 消費施設の明細書 <様式VI-1>
- (4) 技術上の基準に関する事項<記載例VI>
- (5) 機器一覧表 <様式I-4-1～I-4-6>
- (6) 事業所案内図
- (7) 事業所全体図
- (8) 工程概要図
- (9) フローシート及び配管図
- (10) 消費設備配置図

- (11) 貯蔵設備等の強度計算書
- (12) 貯蔵設備の図面
- (13) 基礎計算書及び図面
- (14) 容器置場の図面

(5)～(14)については、製造の許可等を受けている場合は、既に許可を受けている部分についての書類の添付を省略し、その旨を記載することに代えて差し支えありません。

なお、提出書類の記載方法については、「I 高圧ガス製造許可 第3」を参考にしてください。

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

第2 特定高圧ガス消費施設等変更届

1 根拠法令

法第24条の4，一般則第56条，液石則第54条

特定高圧ガス消費者は，消費のための設備の変更等を行う場合は，あらかじめ知事に届け出なければなりません。

2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書<一般則：様式第30，液石則：様式第29>
- (2) 変更明細書 <様式VI-2>
- (3) 技術上の基準に関する事項 <記載例VI>
- (4) 機器一覧表 <様式I-4-1～I-4-6>
- (5) 事業所案内図
- (6) 事業所全体図
- (7) 工程概要図
- (8) フローシート及び配管
- (9) その他変更内容を説明する資料

3 届出が不要な変更の工事

次に掲げる変更の工事は，届出が必要のない軽微な変更の工事として取り扱います。
(一般則第57条，液石則第55条)

- (1) 貯蔵設備等（貯槽を除きます。）の大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えの工事であって，当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- (2) 消費設備（貯蔵設備等を除きます。）の変更の工事
- (3) 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- (4) 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

第3 特定高圧ガス取扱主任者届

1 根拠法令

法第28条，一般則第75条，液石則第73条

特定高圧ガス消費者は，事業所ごとに特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」といいます。）を選任しなければなりません。また，取扱主任者を選任又は解任したときには，遅滞なく，その旨を知事へ届け出なければなりません。

2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス取扱主任者届書 <一般則：様式第36，液石則：様式第35>
- (2) 一般則第73条(液石則第71条)に規定する資格を有することを証する書面（例8）
製造保安責任者免状又は販売主任者免状の所有者にあってはその写し（「指導事項」の欄を含むもの）を添付し，経験により選任する場合には，記載例に従い作成してください。なお，解任の場合は不要です。

3 取扱主任者の要件

一般則第73条（液石則第71条）に規定される取扱主任者の要件は，次のとおりです。

- (1) 特定高圧ガスの製造又は消費に関し1年以上の経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
- (3) 協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であって，液化石油ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有するもの
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者であって，液化石油ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有するもの
- (5) 甲種化学責任者免状，乙種化学責任者免状，丙種化学責任者免状，甲種機械責任者免状，乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者

(例8) 取扱主任者の「一般則第73条又は液石則第71条の一に該当する者であることを証する書面」

証 明 書		
〇〇〇〇〇は，当該事業所において，一般高圧ガス（液化石油ガス）保安規則第73条（71条）〇号に該当する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

第4 特定高圧ガス消費者承継届

1 根拠法令

法第24条の2第2項において準用する法第10条の2第2項
一般則第54条の2，液石則第51条の2

事業の相続，譲渡，合併又は分割があった場合において，相続人あるいは譲渡又は合併又は分割後存続する法人若しくは合併により設立した法人が，特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合には，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費者承継届書
＜一般則：様式第29の2，液石則：様式第28の2＞
- (2) 譲渡契約書，合併契約書，分割契約書又は公告等の記載されている官報の写し
- (3) 相続人の選定に係る全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので，事業所控えを用意してください。）

第5 特定高圧ガス消費廃止届

1 根拠法令

法第24条の4，一般則第58条，液石則第56条

特定高圧ガス消費者は，特定高圧ガスの消費を廃止したときは，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

2 提出書類

特定高圧ガス消費廃止届書 <一般則：様式第31，液石則：様式第30>

3 提出部数

1部（受付印を押印するので，事業所控えを用意してください。）

様式第29 (第53条関係) 一般則
 様式第28 (第51条関係) 液石則

		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
特定高圧ガス消費届書	一般 液石	×整理番号			
		×受理年月日		年	月
消費をする特定高圧ガスの種類					
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

消費施設等明細書

1 消費の目的等

(1) 消費の名称

--

(2) 消費の目的

--

(3) 消費の方法

--

2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵能力

ガスの種類		貯蔵能力	貯蔵能力計算式	備考
圧縮	液化	Nm ³ kg		
圧縮	液化	Nm ³ kg		

3 保安物件に対する距離（設備距離）

ガスの種類	第一種設備距離（m）		第二種設備距離（m）	
	計算式	法定距離	計算式	法定距離

様式第30 (第56条関係) 一般則 様式第29 (第54条関係) 液石則	×電算入力確認欄		× 担 当
	×受付入力日	年 月 日	
	×決裁入力日	年 月 日	
特定高圧ガス消費施設等 変更届書	一般 液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

消費施設等変更明細書

1 変更の目的等

(1) 消費の名称

--

(2) 変更の目的

--

(3) 変更の内容

--

2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵能力

ガスの種類	貯蔵能力	貯蔵能力計算式	備 考
圧縮 液化	Nm ³ k g		
圧縮 液化	Nm ³ k g		

3 保安物件に対する距離（設備距離）

ガスの種類	第一種設備距離 (m)		第二種設備距離 (m)	
	計算式	法定距離	計算式	法定距離

		×電算入力確認欄		× 担 当	
様式第29の2 (第54条の2関係) 一般則	×受付入力日	年	月		日
様式第28の2 (第51条の2関係) 液石則	×決裁入力日	年	月		日
特定高圧ガス消費者承継届書	一般 液石	×整理番号			
		×受理年月日			年 月 日
承継された特定高圧ガス消費者の 名称 (事業所の名称を含む。)					
承継された事業所所在地					
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)					
事 務 所 (本 社) 所 在 地					

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、
 署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所

様式第31 (第58条関係) 一般則 様式第30 (第56条関係) 液石則	×電算入力確認欄		× 担 当
	×受付入力日	年 月 日	
	×決裁入力日	年 月 日	
特定高圧ガス消費廃止届書	一般 液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
消費廃止年月日			
消費廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. ×印の項は記載しないこと。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴

様式第36 (第75条関係) 一般則
 様式第35 (第73条関係) 液石則

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
特定高圧ガス取扱主任者届書	一般 液石	×整理番号		
		×受理年月日		年 月 日
消費する特定高圧ガスの種類				
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
選 任	取扱主任者の氏名			
解 任	取扱主任者の氏名			
選 任	年 月 日			
解 任	年 月 日			
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担当部課名	
	担当者名	
	電話番号	

*事業所 番号	法人	事業所
	⋮	⋮

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	一般則 条 項	対 応 事 項	備 考									
	第 55 条第 1 項 第 1 号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は () により明示します。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。 計画 : _____ 箇所	□ 添付書類 No. _____									
特殊塩素	第 55 条第 1 項 第 2 号 【保安距離】	消費施設は、その貯蔵設備 (貯蔵能力が 3,000kg 未満の特殊高压ガスのもの及び貯蔵能力が 1,000kg 以上 3,000kg 未満の液化塩素のものに限る。) 及び減圧設備の外側から、第一種保安物件 () に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件 () に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 L () = _____ m 計画距離 = _____ m 法定距離 L () = _____ m 計画距離 = _____ m	□ 添付書類 No. _____									
特殊塩素	第 55 条第 1 項 第 3 号 【火気使用場所との距離】	1 特殊高压ガスの消費設備のうち、貯蔵設備等は、その外側から火気 (当該消費設備内の火気を除く。) を使用する場所に対し 8 m 以上の距離を確保します。 計画距離 = _____ m 2 距離が確保できない場合は、貯蔵設備等から漏れ出したガスに係る流動防止措置若しくは特殊高压ガスが漏れ出したときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No. _____									
燃	第 55 条第 1 項 第 4 号 【滞留しない構造】	可燃性ガスの消費設備を設置する室は、当該ガスが漏れ出したとき滞留しないような構造とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 65%;">構造</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より軽い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より重い</td> </tr> </table>	*	構造			2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い		床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い	□ 添付書類 No. _____
*	構造											
	2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い										
	床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い										
	第 55 条第 1 項 第 5 号 【材 料】	1 消費設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。 2 特定設備に使用する材料は、特定則第 11 条及び第 36 条の規定若しくは第 51 条の規定に基づくものとします。	□ 添付書類 No. _____									
	第 55 条第 1 項 第 6 号 【基 礎】	1 消費設備の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようにします。 2 貯槽 (貯蔵能力が 100m ³ 又は 1,000kg 以上のものに限る。) の支柱 (支柱のない貯槽にあつては、その底部) は、同一の基礎に緊結します。	□ 添付書類 No. _____									

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	第 55 条第 1 項 第 14 号 【放出管】	1 前号の規定で設けた安全装置のうち、安全弁・破裂板には放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、[除外設備内・排気ダクト内] とします。	
	第 55 条第 1 項 第 15 号 【逆流防止装置】	特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る減圧設備と当該ガスの反応(燃焼を含む。)のための設備との間の配管には、逆流防止装置を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
燃	第 55 条第 1 項 第 16 号 【負圧防止】	可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 17 号 【置換】	1 特殊高圧ガスの消費設備は、その内部のガスを [不活性ガス (特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。) により置換・真空排気] できる構造とします。 2 一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体 (当該一の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。) に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にします。 [相互に反応するガス] () と ()	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 18 号 【緊急遮断措置】	特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 19 号 【異常発見措置】	特殊高圧ガスの消費設備に係る排気ダクトには、微差圧力計の設置等の異状を早期に発見するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	第 55 条第 1 項 第 20 号 【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">保安電力等 設備</th> <th style="width: 10%;">買電</th> <th style="width: 10%;">自家発電</th> <th style="width: 10%;">蓄電池装置</th> <th style="width: 10%;">エンジン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">スチーム タービン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">空気又は 窒素ため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>防火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス漏えい 検知警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス 除害設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有するか、充電式電池のものとする。	*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため		防火設備						—		ガス漏えい 検知警報設備				—	—	—		緊急遮断装置				—	—			毒性ガス 除害設備						—		非常照明設備				—	—	—		通報設備				—	—	—	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため																																																				
	防火設備						—																																																				
	ガス漏えい 検知警報設備				—	—	—																																																				
	緊急遮断装置				—	—																																																					
	毒性ガス 除害設備						—																																																				
	非常照明設備				—	—	—																																																				
	通報設備				—	—	—																																																				
特殊	第 55 条第 1 項 第 21 号 【除害措置】	特殊高圧ガスの消費設備から排出されたガス（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）による置換により排出されたものを含む。）は、当該特殊高圧ガスの除害設備により除害をします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																								
	第 55 条第 1 項 第 22 号 【除害措置】	特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																								
	第 55 条第 1 項 第 23 号 【接 合】	1 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行います。 2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手により行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 95%;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </tbody> </table>	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																														
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所																																																										
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所																																																										
	特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所																																																										
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所																																																										
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所																																																										
	第 55 条第 1 項 第 24 号 【二重管】	1 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管は、必要な箇所を二重管とします。 2 二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講じます。（当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																								
燃	第 55 条第 1 項 第 25 号 【静電気除去措置】	1 可燃性ガスの消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講じます。 2 接地抵抗は、総合 100Ω（避雷設備を設けたものは 10Ω）以下とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____																																																								

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	<p>第 55 条第 1 項 第 26 号</p> <p>【ガス漏えい 検知警報設備】</p>	<p>1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとします。</p> <table border="1" data-bbox="437 264 1278 501"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 264 475 300">*</th> <th data-bbox="475 264 799 300">設置場所</th> <th colspan="2" data-bbox="799 264 1150 300">設置基準・法定数</th> <th data-bbox="1150 264 1278 300">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 300 475 398"></td> <td data-bbox="475 300 799 398">屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td data-bbox="799 300 1027 398">設備群の周囲 1 個/10 m以上</td> <td data-bbox="1027 300 1150 398">___ 個</td> <td data-bbox="1150 300 1278 398">___ 個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 398 475 501"></td> <td data-bbox="475 398 799 501">屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td data-bbox="799 398 1027 501">設備群の周囲 1 個/20 m以上</td> <td data-bbox="1027 398 1150 501">___ 個</td> <td data-bbox="1150 398 1278 501">___ 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとしてします。</p> <p>3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所（ ）</p>	*	設置場所	設置基準・法定数		計画		屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m以上	___ 個	___ 個		屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m以上	___ 個	___ 個	<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>
*	設置場所	設置基準・法定数		計画														
	屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m以上	___ 個	___ 個														
	屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m以上	___ 個	___ 個														
	<p>第 55 条第 1 項 第 27 号</p> <p>【防消火設備】</p>	<p>消費施設（液化塩素に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な防消火設備〔水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器〕を適切な箇所に設けます。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>															
<p>特殊</p>	<p>第 55 条第 1 項 第 28 号</p> <p>【通報設備】</p>	<p>特殊高圧ガスの事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。</p> <table border="1" data-bbox="427 913 1305 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 913 863 949">通 報 範 囲</th> <th data-bbox="863 913 1305 949">通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 949 863 1025">保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間</td> <td data-bbox="863 949 1305 1025">〔ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1025 863 1102">事業所内全体</td> <td data-bbox="863 1025 1305 1102">〔ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1102 863 1182">作業員相互間</td> <td data-bbox="863 1102 1305 1182">〔ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メガホンは事業所内面積が 1,500m² 以下の場合に限る</p>	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	〔ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン〕	事業所内全体	〔ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン〕	作業員相互間	〔ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン〕	<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>							
通 報 範 囲	通 報 設 備																	
保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	〔ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン〕																	
事業所内全体	〔ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン〕																	
作業員相互間	〔ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン〕																	
	<p>第 55 条第 1 項 第 29 号</p> <p>【バルブ等の 操作のための 措置】</p>	<p>消費設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <p>(1) バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</p> <p>(2) バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示します。</p> <p>(3) 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じます。</p> <p>(4) バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</p> <p>(5) バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>															
	<p>第 55 条第 1 項 第 30 号</p> <p>【沈下状況測定】</p>	<p>1 貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その沈下状況を測定します。</p> <p>2 沈下している場合は、適切な措置を講じます。</p>	<p><input type="checkbox"/> 添付書類</p> <p>No. _____</p>															

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	一般則 条 項	対 応 事 項	備 考
	第 55 条第 2 項 第 1 号 【火気使用制限】	1 特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲 5 m 以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。 2 上記によらない場合は、当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
酸素	第 55 条第 2 項 第 2 号 【酸素の消費】	液化酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 2 項 第 3 号 【日常点検】	1 特定高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時、使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。 2 1 日に 1 回以上、頻繁に消費設備の作動状況について点検します。 3 異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 2 項 第 4 号 【充填容器】	消費設備に特殊高圧ガスの充填容器等を接続した後及び当該充填容器等を取り外す前には、当該充填容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備（当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。以下この号において同じ。）の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空にします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 2 項 第 5 号 【修理等】	消費設備の修理等及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	イ	1 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行います。 2 異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。	
	ロ	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
	ハ	修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
	ニ	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。	
	ホ	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。	
	第 55 条第 2 項 第 6 号 【バルブに 過大な力を 加えない措置】	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

液石則 条 項	対 応 事 項	備 考												
第 53 条第 1 項 第 1 号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は () により明示します。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。 <div style="text-align: right;">計画 : _____ 箇所</div>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
第 53 条第 1 項 第 2 号 【保安距離】	消費施設は、その減圧設備の外側から、第一種保安物件 () に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件 () に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 L () = _____ m 計画距離 = _____ m 法定距離 L () = _____ m 計画距離 = _____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
第 53 条第 1 項 第 3 号 【火気使用場所との距離】	1 液化石油ガスの消費設備のうち、貯蔵設備等は、その外側から火気(当該消費設備内の火気を除く。)を使用する場所に対し 8m 以上の距離を確保します。 <div style="text-align: right;">計画距離 = _____ m</div> 2 距離が確保できない場合は、貯蔵設備等から漏えいしたガスに係る流動防止措置若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No. _____												
第 53 条第 1 項 第 4 号 【滞留しない構造】	消費設備を設置する室は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 65%;">構造</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より軽い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より重い</td> </tr> </table>	*	構造			2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い		床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____			
*	構造													
	2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い												
	床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い												
第 53 条第 1 項 第 5 号 【ガス漏えい検知警報設備】	1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとしします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> <th style="width: 30%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 25%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/10 m 以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個 _____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/20 m 以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個 _____ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとしします。 3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 () としします。	*	設置場所	設置基準・法定数	計画		屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m 以上	_____ 個 _____ 個		屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m 以上	_____ 個 _____ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	設置場所	設置基準・法定数	計画											
	屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m 以上	_____ 個 _____ 個											
	屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m 以上	_____ 個 _____ 個											

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

第53条第1項 第13号 【防消火設備】	消費施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備〔水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器〕を適切な箇所に設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第53条第1項 第14号 【バルブ等の 操作のための 措置】	消費設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じます。 (1) バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。 (2) バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示します。 (3) 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じます。 (4) バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。 (5) バルブ等の操作に必要な照度を確保します。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第53条第1項 第15号 【沈下状況測定】	1 貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その沈下状況を測定します。 2 沈下している場合は、適切な措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

液石則 条 項	対 応 事 項	備 考
第 53 条第 2 項 第 1 号 【火気使用制限】	1 特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲 5 m 以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。 2 上記によらない場合は、当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第 53 条第 2 項 第 2 号 【日常点検】	1 液化石油ガスの消費は、消費設備の使用開始時、使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。 2 1 日に 1 回以上、頻繁に消費設備の作動状況について点検します。 3 異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
第 53 条第 2 項 第 3 号 【修理等】	消費設備の修理等及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
イ	1 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行います。 2 異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。	
ロ	消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
ハ	修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
ニ	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。	
ホ	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。	
第 53 条第 2 項 第 4 号 【バルブに 過大な力を 加えない措置】	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____

VII その他申請書等に添付する

資料の様式等

Ⅶ その他申請書等に添付する資料の様式等

第1 保安距離計算書

第2 耐震設計の計算条件・結果書

第3 安全弁（破裂板）の所要吹出量計算書

第4 温度上昇防止措置・防消火設備総括表

第 1 保安距離計算書

保安距離の計算（可燃性ガス）

適用区分	コンビ則第5条第1項第2号・3号
------	------------------

1 KW値の計算

遮断区分又は設備名	施設区分（該当番号に○印）	計 算 条 件
	1. 既存製造施設 2. 可燃性ガス低温貯槽 3. 防護壁有り既存製造施設 4. 新設製造施設 5. 防護壁有り新設貯槽 6. 地盤面下可燃性液化ガス貯槽	ガスの名称： 停滞量：W＝ _____ (t) 常用の温度： _____ °C K 値： _____ × 10 ³
		KW値 = _____

(※) K値はコンビ則別表第2参照

2 法定距離の計算

①	$X = \text{_____} \times (KW)^{1/3} = \text{_____} (m)$
②	50m
③	一般則・液石則に定める第一種距離（可燃性低温貯槽のみ） 貯蔵能力： _____ (t) $L_1 = \text{_____} = \text{_____} (m)$
上記の内最大の距離 = _____ m	

3 実際距離

（ _____ ）設備の外側から 最短の距離となる保安物件等（ _____ ）まで
実際距離 = _____ m

保安距離の計算（毒性ガス）

適用区分	コンビ則第5条第1項第4号
------	---------------

1 急性毒性値の計算

ガスの名称	区分（該当番号に○印）	混合ガスの場合の急性毒性値の計算
	1 単一ガス 2 混合ガス	
		急性毒性値 = _____ (ppm)

※ 混合物の場合、暴露経路がガスによる吸入であって急性毒性値が500ppm（4時間）以下である場合のものを毒性ガスの対象とします。

※ コンビ則に掲名されている毒性ガス又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項で規定する毒物（ガス（吸入）で評価された毒物に限ります。）が50%以上の混合物については、毒性ガスとして扱います。

2 法定距離の計算

4号イ	製造施設（口に掲げるガス設備及び第65条に規定する容器置場並びに大臣が定める設備及び施設を除く。）の外面から事業所境界まで20m以上
4号ロ	ガス設備の外面（配管を除く。）から保安物件まで L = _____ = _____ (m)

3 実際距離

4号イ	（ _____ ）設備の外面から最短の事業所境界まで 実際距離 = _____ (m)
4号ロ	ガス設備の外面から最短の保安物件（ _____ ）まで 実際距離 = _____ (m)

保安距離の計算（除外設備）

適用区分	コンビ則第5条第1項第6号
------	---------------

1 対象施設

施設の名称	区 分（該当番号に○印）
	1. 2号で除外された可燃性ガスの貯蔵設備及び処理設備 2. 4号で除外された毒性ガスの配管 3. 5号で除外された周期律表零属の不活性ガスの貯蔵設備及び処理設備 4. 上記以外の不活性ガスで処理能力が規定以下の貯蔵設備及び処理設備 5. 保安用不活性ガスで処理能力・貯蔵能力が規定以下の貯蔵設備及び処理設備 6. 送出，受入れのための処理設備

	設備の名称	区分	法定距離の計算
①			貯蔵能力： (圧縮ガス：m ³ ，液化ガス：k g) 処理能力： (Nm ³ /D) 一般則の距離 X = _____ = _____ (m)
②			貯蔵能力： (圧縮ガス：m ³ ，液化ガス：k g) 処理能力： (Nm ³ /D) 一般則の距離 X = _____ = _____ (m)
③			貯蔵能力： (圧縮ガス：m ³ ，液化ガス：k g) 処理能力： (Nm ³ /D) 一般則の距離 X = _____ = _____ (m)

保安距離の計算（容器置場）

適用区分	コンビ則第5条第1項第65号
------	----------------

ガス名	
ガス区分	可燃性ガス ・ 毒性ガス ・ その他（ ）

1 毒性ガス

容器置場面積 X (m ²)	法定置場距離の計算
	$0 \leq X < 9$ $m = 54$ (m)
	$9 \leq X < 25$ $m = 18\sqrt{X}$ = (m)
	$25 \leq X$ $m = 90$ (m)

2 毒性ガス以外のガス

容器置場面積 X (m ²)	法定置場距離の計算
	$0 \leq X < 8$ $l_1 = 9\sqrt{2}$ (m) $l_2 = 6\sqrt{2}$ (m)
	$8 \leq X < 25$ $l_1 = 4.5\sqrt{X}$ = (m) $l_2 = 3\sqrt{X}$ = (m)
	$25 \leq X$ $l_1 = 22.5$ (m) $l_2 = 15$ (m)

第2 耐震設計の設計条件・結果書

塔類の耐震設計計算・条件・結果書（1）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能 レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的 修正 認定プログラム（ ）

1 設置条件

高压ガスの種類	第（ ）毒可燃以外	支持方法	自立 振止 架構上
境界までの距離	X = (m)		スカート式 レグ式 ラグ式
貯蔵能力	W = (tf)	ベースプレートからの高さ	H t = (m)
重要度	I I a II III	胴の平均直径	D m = (m)
重要度係数	$\beta_1 =$	塔類の固有周期	T a = (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$
地盤種別	第（ ）種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$	架構に対する応答倍率	$\beta_7 =$

2 応力算定

部 位	応 力 等 の 種 類	算定値*1	許容値	判 定
胴	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
スカート 耐圧部材に直接溶接 上記以外の部分	圧縮応力 σ_{c1} (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_{c2} (N/mm ²)			合・否
レ グ	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 * 2 (N/mm ²)			合・否
基礎ボルト セットボルト	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm ²)			合・否
ベースプレート	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
総 合 判 定		合 ・ 否		

* 1 算定値は最大値を記入する

* 2 組合せ応力は下記のうち最大値を記入する

$$\sigma_t / f_t + \sigma_b / f_b \quad (-)$$

$$\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b \quad (-)$$

$$(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2 \quad (N/mm^2)$$

計算認定の有無	有（計算番号： ）・ 無
計算を行った会社名	

横置円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（2）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能 レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的 修正 認定プログラム（ ）

1 設置条件

高压ガスの種類	第（ ） 毒 可燃 以外	支持方法	サドル支持	架構上
境界までの距離	X = (m)	(2点支持に限る。)	両方固定	片方固定
貯蔵能力	W = (tf)	胴の正接線間の距離	L = (m)	
重要度	I I a II III	胴の平均直径	D m = (m)	
重要度係数	$\beta_1 =$	貯槽の固有周期	T a = (s)	
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$	
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$	
地盤種別	第（ ）種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$	
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$	架構に対する応答倍率	$\beta_7 =$	

2 応力算定

部 位	応 力 等 の 種 類	算定値*1	許容値	判 定
胴	サドル部	引張応力 σ_t (N/mm ²)		合・否
		圧縮応力 σ_c (N/mm ²)		合・否
	中央部	引張応力 σ_t (N/mm ²)		合・否
		圧縮応力 σ_c (N/mm ²)		合・否
鏡	引張応力 σ_t (N/mm ²)		合・否	
サドル	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)		合・否	
基礎ボルト セットボルト	引張応力 σ_t (N/mm ²)		合・否	
	せん断応力 τ (N/mm ²)		合・否	
	組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm ²)		合・否	
シアープレート	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)		合・否	
	せん断応力 τ (N/mm ²)		合・否	
総 合 判 定			合 否	

* 1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号： ）・ 無
計算を行った会社名	

球形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（3）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能 レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的 修正 認定プログラム（ ）

1 設置条件

高圧ガスの種類	第（ ） 毒 可燃 以外	ブレースの種類	タイロッド 鋼管
境界までの距離	X = (m)		
貯蔵能力	W = (tf)		
重要度	I I a II III		
重要度係数	$\beta_1 =$	固有周期	T a = (s)
地域区分	A 地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$
地盤種別	第（ ） 種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

部 位	応 力 等 の 種 類		算定値*1	許容値	判 定
上部支柱	軸方向合計応力 $\sigma_t + \sigma_b$ (N/mm ²)				合・否
	せん断応力 τ_c (N/mm ²)				合・否
	組合せ応力 $(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2$ (N/mm ²)				合・否
下部支柱	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)				合・否
	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)				合・否
	組合せ応力 $\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b$ (-)				合・否
ブレース	引張応力 σ_t (N/mm ²)				合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)				合・否
基礎ボルト	引張応力 σ_t (N/mm ²)				合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)				合・否
	組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm ²)				合・否
シーアプレート	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)				合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)				合・否
	組合せ応力 $\sigma_b^2 + 3\tau^2$ (N/mm ²)				合・否
ベースプレート	曲げ応力	支圧力による σ_{b1} (N/mm ²)			合・否
		引抜力による σ_{b2} (N/mm ²)			合・否
総 合 判 定			合 ・ 否		

* 1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号： ） ・ 無
計算を行った会社名	

平底円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書（４）

機 器 名 称	
耐 震 性 能 評 価	レベル1耐震性能 レベル2耐震性能
解 析 手 法	静的 修正 認定プログラム（ ）

1 設置条件

高圧ガスの種類	第（ ） 毒 可燃 以外	側板の外径	Do = (m)
境界までの距離	X = (m)	側板の内径	Di = (m)
貯蔵能力	W = (tf)	側板部の高さ	H = (m)
重要度	I I a II III	固有周期	第1設計地震動 Ta = (s)
重要度係数	$\beta_1 =$		第2設計地震動 T = (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_5 =$
地盤種別	第（ ）種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

(1) 内径が20m以下であり、かつ内径に対する側板部の高さの比が1.25以下の場合

部 位	応 力 等 の 種 類	算 定 値*1		許 容 値	判 定
		第1設計地震動	第2設計地震動		
側 板	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)				合・否
アンカーストラップ	引張応力 σ_t (N/mm ²)				合・否
総 合 判 定		合 否			

(2) (1) 以外の場合

部 位	応 力 等 の 種 類	算 定 値*1		許 容 値	判 定
		第1設計地震動	第2設計地震動		
側 板	1次一般膜応力強さ P _m (N/mm ²)				合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)				合・否
側板とアニュラプレート継手部	合成応力 P ₁ + P _b + Q (N/mm ²)				合・否
アンカーストラップ	引張応力 σ_t (N/mm ²)				合・否
ナックルプレート	1次一般膜応力強さ P _m (N/mm ²)				合・否
屋根板	1次一般膜応力強さ P _m (N/mm ²)				合・否
	1次局部膜応力強さ P ₁ (N/mm ²)				合・否
ナックルプレートと側板継手部	合成応力 P ₁ + P _b + Q (N/mm ²)				合・否
	1次局部膜応力強さ P ₁ (N/mm ²)				合・否
屋根板とナックルプレート継手部	合成応力 P ₁ + P _b + Q (N/mm ²)				合・否
	1次局部膜応力強さ P ₁ (N/mm ²)				合・否
総 合 判 定		合 否			

*1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有（計算番号： ）・ 無
計算を行った会社名	

基礎の耐震設計計算・条件・結果書（5-1）

基礎名称/図面番号				
耐震性能評価	レベル1 耐震性能	レベル2 耐震性能		
基礎の種類	単独基礎	共通基礎	直接基礎	くい基礎

1 耐震設計設備

設備の名称		地盤種別	第()種地盤
解析手法*1	静的 修正 認定	表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$
高圧ガスの種類*1	第() 毒 可燃 以外	水平方向応答倍率*1	$\beta_4 =$
境界までの距離	X = (m)		$\beta_5 =$
貯蔵能力*1	W = (tf)	鉛直方向応答倍率*1	$\beta_6 =$
重要度*1	I I a II III	運転重量*1	$W_v =$ (tf)
重要度係数*1	$\beta_1 =$	設計水平地震力*2	$F_H =$ (tf)
地域区分	A地域	設計垂直地震力*2	$F_v =$ (tf)
地域係数	$\beta_2 = 0.8$	転倒モーメント*2	$M =$ (tf/m)

*1 基礎上の耐震設計設備のうち重要度が最も高いものについて記入する

*2 基礎上の全ての耐震設計設備及びその他の設備の合算値を記入する

2 応力算定（耐震告示第15条）

部 位	応 力 等 の 種 類 [耐震告示対応条項]	長 期		短 期		判定	
		算定値*1	許容値	算定値*1	許容値		
基礎 本体	ベースプレート下面	支圧応力 [1号-ロ, 2号-イ] σ_p (N/cm ²)				合・否	
	フーチ ング	コンクリート	せん断応力 [1号-ニ, 2号-イ] τ (N/cm ²)				合・否
		鉄筋	断面積 [1号-ニ, 2号-イ] A_t (cm ²)		*2	*2	合・否
			周長 [1号-ニ, 2号-イ] ϕ (cm)			*2	*2
	ベテス タル	コンクリート	せん断応力 [1号-ニ, 2号-イ] τ (N/cm ²)				合・否
		鉄筋	断面積 [1号-ニ, 2号-イ] A_t (cm ²)		*2	*2	合・否
周長 [1号-ニ, 2号-イ] ϕ (cm)					*2	*2	合・否
基礎ボルト	引張応力 [1号-イ, 2号-イ] σ_t (N/cm ²)					合・否	
	せん断応力 [1号-イ, 2号-イ] τ (N/cm ²)					合・否	
	組合せ応力*3 [1号-イ, 2号-イ] (N/cm ²)					合・否	
	付着応力 [1号-イ, 2号-イ] τ_a (N/cm ²)					合・否	
	支圧応力*4 [1号-イ, 2号-イ] σ_p (N/cm ²)					合・否	
支持地盤	接地応力 [1号-ハ] σ (N/cm ²)					合・否	
	支持力 [2号-ロ] R (kN/本)					合・否	
	引抜き力 [2号-ロ] R (kN/本)					合・否	
	曲げモーメント [2号-ハ] M (kN・m)					合・否	
総 合 判 定		合 ・ 否					

*1 算定値は最大値を記入する

*2 使用する鉄筋の断面積, 周長を記入する

*3 組合せ応力は $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ により算定する

*4 アンカーストラップの場合のみ記入

計算認定の有無	有 (計算番号:) ・ 無
計算を行った会社名	

基礎の耐震設計計算・条件・結果書（5-2）

1 計算条件

(1) 使用部材

部 位		項 目	仕 様
		コンクリート設計基準強度 (N/cm ²)	
		基礎底面面積 (m ²)	
		基礎体積 (m ³)	
		基礎重量 (tf)	
鉄筋	フーチング	種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
	バテスタル	種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
基礎ボルト		本数 (本)	
		外径 (mm)	
		長さ (cm)	
基礎くい		種類 (J I S)	
		本数 (本)	
		外径 (mm)	
		厚さ (mm)	
		長さ (cm)	
ベースプレート		面積 (cm ²)	

架構の耐震設計計算・条件・結果書(6)

機器名称		
耐震性能評価	レベル1耐震性能	レベル2耐震性能
解析手法	静的修正 認定プログラム ()	

1 設置条件

高压ガスの種類	第 () 毒可燃 以外		
境界までの距離	X = (m)		
貯蔵能力	W = (tf)		
重要度	I I a II III		
重要度係数	$\beta_1 =$	固有周期	Tax = , TAY = (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		$\beta_{5X} = , \beta_{5Y} =$
地盤種別	第 () 種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

2 応力算定

部 位	応 力 等 の 種 類	算定値*1	許容値	判 定
支柱	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 $\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b$ (-)			合・否
はり	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 *2 (N/mm ²)			合・否
ブレース	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
基礎ボルト	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 $(\sigma_t + 1.6\tau) / 1.4$ (N/mm ²)			合・否
仕口	引張応力 σ_t (N/mm ²)			合・否
	圧縮応力 σ_c (N/mm ²)			合・否
	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
	せん断応力 τ (N/mm ²)			合・否
	組合せ応力 *2 (N/mm ²)			合・否
ベースプレート	曲げ応力 σ_b (N/mm ²)			合・否
総 合 判 定				合 ・ 否

*1 算定値は最大値を記入する

*2 組合せ応力は下記のうち最大値を記入する

$$\sigma_t / f_t + \sigma_b / f_b \quad (-)$$

$$\sigma_c / f_c + \sigma_b / f_b \quad (-)$$

$$(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2 \quad (N/mm^2)$$

計算認定の有無	有 (計算番号:) ・ 無
計算を行った会社名	

第3 安全弁（破裂板）の所要吹出量計算書

第4 温度上昇防止措置, 防消火設備総括表

温度上昇防止措置(貯槽)・防火設備総括表

貯槽の温度上昇防止措置														
製造施設名又は貯槽群名	区分	散水設備※		消火栓※		放水銃※		保有水量※		備考				
		法定散水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実散水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定設置数 (基)	法定放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定 (m^3)	実際 (m^3)						
防 火 設 備														
製造施設名又は防火区画名	区分	散水設備※		放水銃※		放水銃※		40m消火栓※		実際設備能力※		保有水量(30分)※		備考
		法定散水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実散水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定設置数 (基)	法定放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定設置数 (基)	法定放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	実放水水量 ($\frac{L}{\text{min}}$)	法定 (m^3)	実際 (m^3)	

記入上の注意

- 1 区分欄には「既設」、「変更」、「新設」の別を記入する。
- 2 ※欄には、既設でカバーできる分を内数として()内に書くこと。
- 3 ポンプ能力、保有水量に算入した能力については、備考欄に○を付すこと。
- 4 貯槽の温度上昇防止措置については、支柱(1m以上で、かつ、散水等を必要とするもの)に対するものを含む。
- 5 防火区画名とは、通路等により、製造施設を区画した場合の該当区画をいう。
- 6 総括表のもととなる、各機器ごとの散水量の計算書には、機器名・表面積・散水量等を表にして示すこと。

ポンプ必要能力($\frac{L}{\text{min}}$) ※
 ポンプ実能力($\frac{L}{\text{min}}$) ※
 法定保有水量(m^3) ※
 実保有水量(m^3) ※

VIII 参 考 资 料

Ⅷ 参考資料

第1 貯蔵能力，処理能力の計算について

1 貯蔵能力

貯蔵能力とは，貯蔵設備に貯蔵することができる高圧ガスの数量であって，ガスの状態及び貯蔵設備の種類に応じ，次の式により得られたものをいいます（コンビ則第2条第10号）。

(1) 圧縮ガスの貯蔵設備

$$Q = (1.0P + 1) V_1$$

Q：貯蔵設備の貯蔵能力（ m^3 ）

P：貯蔵設備の温度 $35^{\circ}C$ （アセチレンガスにあつては温度 $15^{\circ}C$ ）における最高充填圧力（MPa）

V_1 ：貯蔵設備の内容積（ m^3 ）

(2) 液化ガスの貯蔵設備

$$W = C_1 w V_2$$

W：貯蔵設備の貯蔵能力（kg）

C_1 ：0.9（低温貯槽にあつては，その内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の容積の比の値）

w：貯槽の常用の温度における液化ガスの比重（kg/L）

V_2 ：貯蔵設備の内容積（L）

(3) 容器での貯蔵

$$W = V_2 / C_2$$

V_2 ：貯蔵設備の内容積（L）

C_2 ：容器則第22条に規定する数値

2 処理能力

(1) 計算にあたっての注意事項

- ア 処理能力は単体機器の能力を合算します。
- イ 処理能力の計算は、設備を稼働させる際の電力事情、原料事情、企業操業状況、運転時間等その他設備の外的条件による制約とは無関係に、設備自体の実際に稼働しうる1日(24時間)の能力によるものとします。
この場合において、公称能力、設備能力の24時間値を採用できるのは、設備をフル稼働した場合のそれぞれの処理設備の処理能力と公称又は設計能力との差が少ない場合に限るものとします。
- ウ 設備の冷凍の用に供する冷凍設備の処理能力は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理量計算の例により合算するものとします。
- エ 処理量は理想気体換算とする。ただし、コールド・エバポレータについては液量によるものとします。
- オ 高圧ガスと高圧ガス以外の混合物にあつては、高圧ガスのみを算出対象とします。

(2) 計算方法

ア ポンプ

$$Q = W \times 24 \times \rho \times 22.4 / M$$

Q : ポンプの処理能力 (Nm³/日)

W : ポンプの能力 (L/hr)

(ポンプの性能曲線による最大稼働した場合の吐出量の値)

ρ : 液密度 (kg/L)

(常用の温度の範囲において最大となる値)

M : 分子量

※送液効率は原則として100%としてください。

イ 圧縮機

$$Q = W \times 24$$

Q : 圧縮機の処理能力 (Nm³/日)

W : 圧縮機の能力 (Nm³/hr)

(圧縮機の性能曲線による最大稼働した場合の吐出量の値)

ウ 蒸発器

$$Q = W \times 24 \times 22.4 / M$$

Q : 蒸発器の処理量 (Nm³/日)

W : 蒸発器の公称能力 (kg/hr)

M : 分子量

エ 凝縮器

$$Q = W \times 24 \times 22.4 / M$$

Q : 凝縮器の処理量 (Nm³/日)

W : 凝縮器の公称能力 (kg/hr)

M : 分子量

オ 反応器

- (ア) 反応器において高圧ガスが消費される場合
反応器に係る高圧ガスの流入量 (Nm³/日)
- (イ) 反応器の出口側に処理設備 (減圧弁を除きます。) が接続される場合
反応器の出口側に接続される処理設備の処理能力 (Nm³/日)
- (ウ) 反応器の出口側に減圧設備 (減圧弁を含みます。) が接続される場合
反応器の出口側に接続される減圧設備の高圧ガス流入量 (Nm³/日)

カ 精留塔又は分留塔

蒸発器・凝縮器の処理能力の合計 (Nm³/日)

キ コールド・エバポレータ

① 気化ガスを取り出す場合

(ア) 送ガス蒸発器 1 MPa以上

$$Q = W / K \times (1.0P + 1) \times 2.4 + W \times 2.4$$

(イ) 送ガス蒸発器 1 MPa未満

$$Q = W / K \times (1.0P + 1) \times 2.4$$

② 液化ガスを取り出す場合

$$Q = (1.0P + 1) \times 0.9V$$

Q : コールド・エバポレータの処理能力 (Nm³/日)

W : 送ガス蒸発器の公称能力 (Nm³/hr)

K : 液のガス量換算値 (次式による)

$$K = 22.4 / M \times \rho \times 1,000$$

M : 分子量

ρ : 液密度 (kg/L) 沸点における値

酸素 1.141 窒素 0.809

アルゴン 1.398 炭酸ガス 1.030

K値 : 酸素799 窒素647 アルゴン784 炭酸ガス524

P : 送ガス蒸発器の常用の圧力 (MPa)

V : 貯槽の内容積 (m³)

ク 内部冷却器付き貯槽

$$Q = V \times 1.0P$$

Q : 内部冷却器付き貯槽の処理能力 (Nm³/日)

V : 内部冷却器付き貯槽の内容積 (m³)

ケ 加圧蒸発器付き低温貯槽

① 気化ガスを取り出す場合

$$Q = W / K \times (1.0P + 1) \times 2.4$$

② 液化ガスを取り出す場合

$$Q = q \times (1.0P + 1) \times 2.4$$

Q : 加圧蒸発器付き低温貯槽の処理能力 (Nm³/日)

W : 送ガス蒸発器の公称能力 (Nm³/hr)

K : 液のガス量換算値 (コールド・エバポレータを参照)

P : 送ガス蒸発器の常用の圧力 (MPa)

q : 高圧ガスの最大充填量 (Nm³/日)

コ アクュームレータ

$$Q = V \times 10 P$$

Q : アクュームレータの処理能力 (Nm³/日)

V : アクュームレータの内容積 (m³)

P : アクュームレータの最高圧縮圧力 (MPa)

サ バッチ処理釜

$$Q = V \times 10 P \times n$$

Q : バッチ処理釜の処理能力 (Nm³/日)

V : バッチ処理釜の内容積 (m³)

P : バッチ処理釜の最高圧縮圧力 (MPa)

n : 最高圧縮圧力による処理で1日に可能な最高処理回数 (回/日)

シ 水電解水素装置発生昇圧装置

$$Q = W \times 2.4$$

Q : 水電解水素装置発生昇圧装置の処理能力 (Nm³/日)

W : 水電解水素装置発生昇圧装置の能力 (Nm³/h)

水電解水素装置発生昇圧装置の性能曲線による最大稼働した場合の水素製造量の値とします。

ス その他

- (ア) 処理設備となる減圧弁による減圧行為は、高压ガスの製造に該当するが、処理能力は0Nm³/日とします。
- (イ) 熱交換器であっても、相変化を伴わず、かつ、入口と出口の圧力差が僅少のものは、対象としません。
- (ウ) バルブ（コントロールバルブを含みます。）は、全て対象外とします。
- (エ) 処理設備のうち、同一箇所に複数の設備を設置し予備設備とする場合であっても、予備設備の処理能力は合算しないものとします。ただし、通常使用するものと同時に使用することがある場合については、この限りではありません。

第2 ガス設備又は消費設備に使用してはならない材料
 コンビナート等保安規則 第5条第1項第16号（例示基準）

1 適用除外

昭和50年7月31日現在、現に設置され又は設置もしくは変更のための工事に着手している可燃性ガス低温貯槽に係るもの以外のガス設備又は、消費設備であって、ガスの通る部分（以下「既存ガス設備等」といいます。）にあつては、第2号から第5号まで、第7号及び第8号は適用除外とします。

また、圧縮水素スタンドの高圧ガス設備については、使用できる材料が定められているため、最新の例示基準を参照してください。

2 禁止材料一覧表

	対象設備	条 件	適用される ガスの種類	適用除外	禁止材料
					名称（JIS記号）
1号	内圧容器	溶接接合を行う部分に限る	毒 燃 他		炭素含有率0.35%以上の炭素鋼 鋼材及び低合金鋼鋼材
2号	内圧容器		毒 燃 他	外部衝撃による損傷防止措置がされ、常用の圧力が0.1MPa以下のもの	合成樹脂
3号	内圧容器	毒性ガス	毒		一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) SS330 SS400 SS490 SS540 溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106) SM400A SM490A SM490YA 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯 (JIS G 3131) SPHC SPHD SPHE SPHF 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (JIS G 3457) STPY400
		常用の圧力が1.6MPaを超えるもの	燃 他		
		肉厚が16mmを超える胴、その他これに類する部分	燃 他		
		常用の圧力が1MPaを超える胴の長手方向に溶接を行う部分及び溶接により鏡にする部分	燃 他		
4号	内圧容器	常用の圧力が3MPaを超えるもの	毒 燃 他		溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106) SM400B SM400C SM490B SM490C SM490YB SM520B SM520C SM570
5号	内圧容器	毒性ガスに係るもの	毒		配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452) SGP
		液化ガスに係るものであって常用の圧力が0.2MPa以上のもの	燃 他		
		常用の圧力が1MPaを超えるもの	燃 他		
		常用の温度が0℃未満、又は100℃を超えるもの	燃 他		
		圧縮空気に係るもので常用の温度が200℃を超えるもの	他		
		常用の圧力が0.2MPa未満のガスに係るもので常用の温度が350℃を超えるもの	燃 他		

	対象設備	条 件	適用される ガスの種類	適 用 除 外	禁止材料
					名称 (J I S 記号)
6号	弁及び 内圧容器	毒性ガス	毒	ねずみ鋳鉄品を材料とする 弁	ねずみ鋳鉄品 (J I S G 5 5 0 1) F C 1 0 0 F C 1 5 0 F C 2 0 0 F C 2 5 0 F C 3 0 0 F C 3 5 0 球状黒鉛鋳鉄品 (J I S G 5 5 0 2) F C D 3 7 0 F C D 4 0 0 F C D 4 5 0 F C D 5 0 0 F C D 6 0 0 F C D 7 0 0 F C D 8 0 0 黒心可鍛鋳鉄品 (J I S G 5 7 0 2) F C M B 2 7 0 F C M B 3 1 0 F C M B 3 4 0 F C M B 3 6 0 白心可鍛鋳鉄品 (J I S G 5 7 0 3) F C M W 3 3 0 F C M W 3 7 0 F C M W P 4 4 0 F C M W P 4 9 0 F C M W P 5 4 0 パーライト可鍛鋳鉄品 (J I S G 5 7 0 4) F C M P 4 4 0 F C M P 4 9 0 F C M P 5 4 0 F C M P 5 9 0 F C M P 6 9 0 ※第8号に規定するダクタイル鉄鋳造品及びマレアップル鉄鋳造品を除く F C D S F C M B S 3 4 0 F C M B S 3 6 0
		常用の圧力が0.2MPa以上の可燃性ガス	燃		
		常用の温度が0℃未満,又は250℃を超えるもの	燃 他		
	弁	常用の圧力が1.6MPaを超える可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス	他		
	内圧容器	常用の圧力が1.1MPaを超える可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス	他		
	安全弁 以外の弁	常用の圧力が1.6MPa以下の可燃性ガス	燃		前欄の材料のうち F C D 4 0 0 F C D 4 5 0 F C M B 3 4 0 F C M B 3 6 0 以外の材料

	対象設備	条 件	適用される ガスの種類	適用除外	禁止材料
					名称（J I S 記号）
7号	弁	毒性ガス又は可燃性ガス	毒 燃	常用の圧力が0.2MPa未満で常用の温度が0℃以上250℃以下のもの	ねずみ鋳鉄品 (J I S G 5 5 0 1) F C 1 0 0 F C 1 5 0 F C 2 0 0 F C 2 5 0 F C 3 0 0 F C 3 5 0
		毒性ガス及び可燃性ガス以外のガス	他		
8号	弁及び 内圧容器	ホスゲン及びシアン化水素に限る	毒		日本工業規格B 8 2 7 0 圧力容器(基盤規格) 附属書 5 に規定するダ クタイル鉄鋳造品及び マレアブル鉄鋳造品
		常用の温度が-5℃未満または350℃を超えるもの	毒 燃 他		
	弁	常用の圧力が2.4MPaを超えるもの	毒 燃 他		
	内圧容器	常用の圧力が1.8MPaを超えるもの	毒 燃 他		
9号	全設備	使用温度による材料の制限	毒 燃 他	消費設備のうちポンプ及び圧縮機	表(一)に掲げる材料以外 表(二)省略
10号	ガス設備	アセチレンのガス設備	アセチレン		銅及び銅の含有率が62%を超える銅合金
11号	ガス設備 及び 消費設備	使用状態における場合	毒 燃 他	アセチレンのガス設備	使用状態において設備内のガスと反応する材料

表(一) 使用可能な低温材料

最低使用温度	材 料 の 種 類		
	名 称	材料記号	JIS記号
零下 5度	溶接構造用圧延鋼材 (SM400B, SM490B及びSM490YBに限る)	SM	G3106
	炭素鋼鍛鋼品 (炭素含有量が0.35%以下のSF340A並びに炭素含有量が0.35%を超えるSF390A, SF440A及びSF490Aに限る)	SF	G3201
	ボイラ及び圧力容器用クロムモリブデン鋼鋼板	SCMV	G4109
	炭素鋼鋳鋼品	SC	G5101
	溶接構造用鋳鋼品 (SCW410, SCW480, SCW550及びSCW620に限る)	SCW	G5102
	高温高圧用鋳鋼品 (SCPH1, SCPH2, SCPH11, SCPH21, SCPH32及びSCPH61に限る)	SCPH	G5151
	JIS-B8270圧力容器 (基盤規格) 附属書5に規定するダクタイル鉄鋳造品及びマレアップル鉄鋳造品 (零下5度未満で衝撃試験を実施し, 当該規格を満足しているものを除く)	FCDS	B8270
零下 10度	溶接構造用圧延鋼材 (SM400C, SM490C, SM520C及びSM570に限る)	SM	G3106
	圧力容器用鋼板 (SPV235, SPV315, SPV355, SPV450及びSPV490に限る)	SPV	G3115
	圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板	SQV	G3120
	炭素鋼鍛鋼品 (炭素含有量が0.35%以下のSF390A, SF440A及びSF490Aに限る)	SF	G3201
	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	G3454
	高圧配管用炭素鋼鋼管 (零下10度未満で衝撃試験を実施し, 当該規格を満足しているものを除く)	STS	G3455
	配管用合金鋼鋼管 (STPA20, STPA22, STPA23, STPA24, STPA25及びSTPA26に限る)	STPA	G3458
	配管用ステンレス鋼鋼管 (SUS329J1TPに限る)	SUS-TP	G3459
	ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管	STB	G3461
	ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管 (STBA20, STBA22, STBA23, STBA24, STBA25及びSTBA26に限る)	STBA	G3462
	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管 (SUS329J1TBに限る)	SUS-TB	G3463
	機械構造用炭素鋼鋼材 (S10C, S12C, S15C, S17C, S20C, S22C, S25C, S28C及びS30Cに限る)	S**C	G4051
	ステンレス鋼棒 (SUS329J1に限る)	SUS・B	G4303
	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS329J1に限る)	SUS・HP, HS	G4304
	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS329J1に限る)	SUS・CP, CS	G4305
	ステンレス鋼鋳鋼品 (SCS1に限る)	SCS	G5121
	黒心可鍛鋳鉄品	FCMB	G5702
零下 30度	低温圧力容器用炭素鋼鋼板 (SLA235Aに限る)	SLA	G3126
	圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品 (SFVQ1A又はSFVQ2Aであって, 最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し, 当該規格を満足しているものに限る)	SFVQ	G3204
	低温圧力容器用鍛鋼品 (SFL1に限る)	SFL	G3205
	圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品 (SUSF304H, SUSF316H, SUSF321H及びSUSF347Hに限る)	SUS・F	G3214
	高圧配管用炭素鋼鋼管 (最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し, 当該規格を満足しているものに限る)	STS	G3455
	配管用ステンレス鋼鋼管 (SUS304HTP, SUS316HTP, SUS321HTP及びSUS347HTPに限る)	SUS・HTP	G3459
	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管 (SUS304HTB, SUS316HTB, SUS321HTB, SUS347HTB, SUS410TB及びSUS430TBに限る)	SUS・TB	G3463

最低使用温度	材 料 の 種 類		
	名 称	材料記号	JIS記号
零下30度	ニッケルクロム鋼鋼材 (SNC236, SNC631及びSNC836に限る)	SNC	G4102
	ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材 (SNM240, SNM431, SNM439, SNM447, SNM625及びSNM630に限る)	SNM	G4103
	クロム鋼鋼材 (SCr430, SCr435, SCr440及びSCr445に限る)	SCr	G4104
	クロムモリブデン鋼鋼材 (SCM430, SCM432, SCM435, SCM440及びSCM445に限る)	SCM	G4105
	機械構造用マンガン鋼鋼材及び マンガンクロム鋼鋼材	SMn SMnC	G4106
	アルミニウムクロムモリブデン鋼鋼材	SACM	G4202
	ステンレス鋼棒 (SUS302, SUS405, SUS410及びSUS430に限る)	SUS・B	G4303
	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS302, SUS405, SUS410及びSUS430に限る)	SUS・HP, HS	G4304
	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS302, SUS405, SUS410及びSUS430に限る)	SUS・CP, CS	G4305
	ステンレス鋼鋼品 (SCS13, SCS13A, SCS14, SCS14A, SCS16, SCS16A, SCS17, SCS18, SCS19, SCS19A及びSCS21に限り零下30度未満で衝撃試験を実施し, JIS-B8270圧力容器 (基盤規格) に規定する当該材料の規格を満足しているものを除く)	SCS	G5121
	JIS-B8270圧力容器 (基盤規格) 附属書5に規定するダクタイル鉄鋼品及びマレアル鉄鋼品 (最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し, 当該規格を満足しているものに限り)	FCDS	B8270
零下45度	低温圧力容器用炭素鋼鋼板 (SLA235B及びSLA325Aに限る)	SLA	G3126
	低温圧力容器用鍛鋼品 (SFL2に限る)	SFL	G3205
	低温配管用鋼管 (STPL380に限る)	STPL	G3460
	低温熱交換器用鋼管 (STBL380に限る)	STBL	G3464
	低温高圧用鋼鋼品 (SCPL1に限る)	SCPL	G5152
零下60度	低温圧力容器用炭素鋼鋼板 (SLA325B及びSLA360に限る)	SLA	G3126
	低温高圧用鋼鋼品 (SCPL11に限る)	SCPL	G5152
零下70度	低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板 (SL2N255に限る)	SL***N	G3127
零下80度	低温高圧用鋼鋼品 (SCPL21に限る)	SCPL	G5152
零下100度	低温配管用鋼管 (STPL450に限る)	STPL	G3460
	低温熱交換器用鋼管 (STBL450に限る)	STBL	G3464
	低温高圧用鋼鋼品 (SCPL31に限る)	SCPL	G5152
	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 (A7N01に限る)	A***P	H4000
零下100度	アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線 (A7003及びA7N01に限る)	A***BES	H4040
	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管 (A7003及びA7N01に限る)	A***TES	H4080
	アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材 (A7003及びA7N01に限る)	A***SS	H4100

最低使用 温 度	材 料 の 種 類		
	名 称	材料記号	JIS記号
零下102度	低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板 (SL3N255及びSL3N275に限る)	S L ***N	G3127
	低温圧力容器用鍛鋼品 (SFL3に限る)	S F L	G3205
零下110度	低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板 (SL3N440に限る)	S L ***N	G3127
零下196度	低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板 (SL9N520及びSL9N590に限る)	S L ***N	G3127
	圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品 (SUSF310, SUSF321及びSUSF347に限る)	S U S ・ F	G3214
	配管用ステンレス鋼鋼管 (SUS309TP, SUS309STP, SUS310TP, SUS310STP, SUS317TP, SUS321TP及びSUS347TPに限る)	S U S ・ T P	G3459
	低温配管用鋼管 (STPL690に限る)	S T P L	G3460
	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管 (SUS309TB, SUS309STB, SUS310TB, SUS310STB, SUS317TB, SUS321TB 及びSUS347TBに限る)	S U S ・ T B	G3463
	低温熱交換器用鋼管 (STBL690に限る)	S T B L	G3464
	配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管 (SUS309STPY, SUS310STPY, SUS321TPY 及びSUS347TPYに限る)	S U S ・ T P Y	G3468
	ステンレス鋼棒 (SUS309S, SUS310S, SUS316J1, SUS317, SUS321及び SUS347に限る)	S U S ・ B	G4303
	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS309S, SUS310S, SUS316J1, SUS317, SUS321及びSUS347に限る)	S U S ・ H P , H S	G4304
	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS309S, SUS310S, SUS316J1, SUS317, SUS321及びSUS347に限る)	S U S ・ C P , C S	G4305
	耐食耐熱超合金棒 (NCF600, NCF750, NCF800及びNCF800Hに限る)	N C F - B	G4901
	耐食耐熱超合金板 (NCF600, NCF750, NCF800及びNCF800Hに限る)	N C F - P	G4902
	配管用継目無ニッケルクロム鉄合金管 (NCF600TP, NCF800TP及び NCF800HTPに限る)	N C F - T P	G4903
	熱交換器用継目無ニッケルクロム鉄合金管 (NCF600TB, NCF800TB及び NCF800HTBに限る)	N C F - T B	G4904
	ステンレス鋼鋳鋼品 (SCS13, SCS13A, SCS14, SCS14A, SCS16, SCS16A, SCS17, SCS18, SCS19, SCS19A又はSCS21であって、最低使用温度以下の温 度で衝撃試 験を実施し、JIS-B8270圧力容器 (基盤規格) に規定する 当該材料の規格を満足しているものに限る)	S C S	G5121
	銅及び銅合金の板及び条 (C4621, C4640, C6140, C6161, C6280, C6301, C7060及びC7150に限る)	C ***** F	H3100
	銅及び銅合金棒 (C3601, C3602, C3603, C3604, C3712及びC3771に限る)	C *****BE, BD	H3250
	銅及び銅合金継目無管 (C2300, C2800, C4430, C6870, C6871, C6872, C7060, C7100及びC7150に限る)	C *****T, TS	H3300
	銅及び銅合金溶接管	C *****TW, TWS	H3320
	ニッケル及びニッケル合金板及び条 (NCuPに限る)	N C u P	H4551
ニッケル及びニッケル合金継目無管 (NCuTに限る)	N C u T	H4552	
零下196度	チタン板及び条	T P , T R	H4600
	配管用チタン管	T T P	H4630
	熱交換用チタン管	TTH**D, W, WD	H4631
	チタン棒	T B **H, C	H4650
	青銅鋳物 (BC2, BC3, BC6及びBC7に限る)	B C	H5111
	アルミニウム合金鋳物 (AC4C-T6及びAC7A-Fに限る)	A C	H5202

最低使用 温 度	材 料 の 種 類		
	名 称	材料記号	JIS記号
零下253度	圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF304及びSUSF316に限る）	S U S F	G3214
	配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304TP及びSUS316TPに限る）	S U S - T P	G3459
	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管（SUS304TB及びSUS316TBに限る）	S U S - T B	G3463
	配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管（SUS304TPY及びSUS316TPYに限る）	S U S - T P Y	G3468
	ステンレス鋼棒（SUS304及びSUS316に限る）	S U S - B	G4303
	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304及びSUS316に限る）	S U S - H P , H S	G4304
	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304及びSUS316に限る）	S U S - C P , C S	G4305
零下269度	圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF304L及びSUSF316Lに限る）	S U S F	G3214
	配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304LTP, SUS316LTP及びSUS317LTPに限る）	S U S - T P	G3459
	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管（SUS304LTB, SUS316LTB及びSUS317LTBに限る）	S U S - T B	G3463
	配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管（SUS304LTPY及びSUS316LTPYに限る）	S U S - T P Y	G3468
	ステンレス鋼棒（SUS304L, SUS316L, SUS316J1L及びSUS317Lに限る）	S U S - B	G4303
	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304L, SUS316L, SUS316J1L及びSUS317Lに限る）	S U S - H P , H S	G4304
	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304L, SUS316L, SUS316J1L及びSUS317Lに限る）	S U S - C P , C S	G4305
	銅及び銅合金の板及び条（C1020, C1100, C1201及びC1220に限る）	C ****P, R	H3100
	銅及び銅合金棒（C1020, C1100, C1201及びC1220に限る）	C ****BE, BD	H3250
	銅及び銅合金継目無管（C1020, C1100, C1201及びC1220に限る）	C ****T, TS	H3300
	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 （A1050, A1070, A1080, A1100, A1200, A3003, A3004, A3203, A5052, A5083, A5086, A5154, A5254, A5454, A5652及びA6061に限る）	A ****P, PS	H4000
	アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線 （A1050, A1070, A1100, A1200, A2024, A3003, A5052, A5056, A5083, A6061及びA6063に限る）	A ****BE, BES, BD	H4040
	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管 （A1050, A1070, A1100, A1200, A3003, A3203, A5052, A5056, A5083, A5154, A5454, A6061及びA6063に限る）	A ****TE, TES, TD, TDS	H4080
	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 （溶接管のうちA1050, A1100, A1200, A3003, A3203, 及びA5052に限る）	A ****TW, TWA, TWS	H4090
	アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材 （A1100, A1200, A2024, A3003, A3203, A5052, A5083, A5086, A5454, A6061及びA6063に限る）	A ****S, SS	H4100
	アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品（A2014, A5056, A5083及びA6061に限る）	A ****FD, FH	H4140

この表に記載の材料を使用する場合にあっては、例示基準を随時確認してください。

第3 主なガスの物性表 (参考値)

No.	ガス名	分子式	分子量	沸点	許容濃度	LC ₅₀ (4hr)	蒸気圧	ガス区分		
				°C(1atm)	ppm	ppm	MPa(35°C)			
1	アクリロニトリル	CH ₂ CHCN	53.03	77.30	2.0		0.0223	燃	毒	
2	アクロレイン	CH ₂ CHCHO	56.06	52.50	0.1		0.0557	燃	毒	
3	アセチレン	C ₂ H ₂	26.04	-75.00			6.0780	燃		
4	アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	44.05	21.00	25.0		0.1813	燃		
5	アセトン	CH ₃ COCH ₃	58.08	56.20	500		0.0456			
6	亜硫酸ガス	SO ₂	64.07	-10.00	2.0				毒	
7	アルゴン	Ar	39.95	-185.88						不
8	アルシン	ASH ₃	77.95	-62.50	0.005	16.2		燃	毒	
9	アンモニア	NH ₃	17.03	-33.50	25.0		1.3574	燃	毒	
10	イソブチレン	(CH ₃) ₂ CCH ₂	56.11	-6.90			0.4113	燃		
11	イソブレン	CH ₂ CCHCH ₂ CH ₃	68.11	34.50			0.1054	燃		
12	イソプロピルアルコール	(CH ₃) ₂ CHOH	60.09	82.40	200		0.0101			
13	一酸化炭素	CO	28.00	-192.20	25.0			燃	毒	
14	エタン	C ₂ H ₆	30.00	-88.63				燃		
15	エチルアミン	C ₂ H ₅ NH ₂	45.09	16.60	5.0		0.2137	燃		
16	エチルアルコール	C ₂ H ₅ OH	46.07	78.50	1000		0.0132			
17	エチルベンゼン	C ₆ H ₅ C ₂ H ₅	106.16	136.00	100		0.0020	燃	毒	
18	エチレン	CH ₂ CH ₂	28.05	-103.80				燃		
19	塩化エチル	C ₂ H ₅ Cl	64.52	12.30	100		0.2178	燃		
20	塩化シアン	CNCl				44.7			毒	
21	塩化水素	HCl	36.46	-85.00	5.0		5.9025			
22	塩化ビニル	CH ₂ ClCH	62.50	-13.90	1.0		0.5673	燃		
23	塩素	Cl ₂	70.91	-34.07	0.5		0.9927		毒	
24	キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	106.00	144.40	100		0.0020			
25	キセノン	Xe	131.30	-108.10						不
26	空気		28.96	-194.40						
27	クメン	C ₆ H ₅ C(CH ₃) ₂	120.19	152.70	50.0		0.0010			
28	クリプトン	Kr	83.80	-153.40						不
29	クロルメチル	CH ₃ Cl	50.49	-23.70	50.0		0.7294	燃	毒	
30	クロロブレン	C ₄ H ₅ Cl	88.50	59.40	10.0				毒	
31	五フッ化ヒ素	AsF ₅	169.91	-52.80					毒	
32	五フッ化リン	PF ₅	125.97	-84.60					毒	
33	酢酸	CH ₃ COOH	60.05	118.00	10.0		0.0041			
34	酢酸エチル	CH ₃ COOC ₂ H ₅	88.11	77.00	400		0.0182			
35	酢酸ビニル	CH ₂ CHOCOCH ₃	86.09	72.00	10.0		0.0223			
36	酢酸ブチル	CH ₃ COOC ₄ H ₉	116.16	126.50	150		0.0030			
37	酢酸メチル	CH ₃ COOCH ₃	74.10	57.50	200		0.0537			
38	酸化エチレン	CH ₂ CH ₂ O	44.05	10.40	1.0		0.2533	燃	毒	
39	酸化プロピレン	CH ₃ CHCH ₂ O	58.08	35.00	2.0		0.1023	燃		
40	酸素	O ₂	32.00	-182.90						
41	三塩化ホウ素	ClF ₃				26.5			毒	
42	三フッ化窒素	NF ₃	71.00	-129.10					毒	
43	三フッ化ホウ素	BF ₃	67.82	-100.30		436.0			毒	
44	三フッ化リン	PF ₃	87.97	101.80		33.5			毒	
45	シアン化水素	HCN	27.03	26.00	10.0	50.2	0.1722	燃	毒	
46	ジエチルアミン	(CH ₃ CH ₂) ₂ NH	73.14	55.50					毒	
47	ジエチルエーテル	(C ₂ H ₅) ₂ O	74.12	34.43	400		0.0035	燃		
48	シクロプロパン	H ₂ CCH ₂ CH ₂	42.10	-34.00			0.9421	燃		
49	シクロヘキサノン	C ₆ H ₁₀ O	100.16	156.70	25.0		0.0002			
50	シクロヘキサン	C ₆ H ₁₂	84.16	80.70	300		0.0203			
51	シクロペンタン	C ₅ H ₁₀	70.10	49.30	600		0.0598			
52	ジシアン	C ₂ N ₂				175			毒	
53	ジシラン	H ₆ Si ₂						燃	毒	
54	四フッ化硫黄	SF ₄				19.0			毒	
55	四フッ化ケイ素	SiF ₄							毒	
56	ジボラン	B ₂ H ₆	27.67	-92.80		40.0		燃	毒	
57	ジメチルアミン	(CH ₃) ₂ NH	45.08	6.90	5.0		0.3201	燃		
58	ジメチルエーテル	(CH ₃) ₂ O	46.07	-23.60			0.7901	燃		
59	臭化水素	HBr	80.91	-66.70	3		0.4088			
60	臭化メチル	CH ₃ Br	94.95	3.60	1.0		0.2996	燃		
61	水素	H ₂	2.02	-252.00				燃		
62	スチレン	C ₆ H ₅ CHCH ₂	104.14	145.00	50.0		0.0020			
63	セレン化水素	H ₂ Se				2.6			毒	
64	窒素	N ₂	28.02	-195.80						不
65	テトラフルオロエチレン	CF ₂ CF ₂	100.02	-75.64	2			燃		
66	トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	59.11	2.90	5.0		0.0912	燃	毒	
67	トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	92.13	110.60	50.0		0.0061			
68	二塩化エチレン	CH ₂ ClCH ₂ Cl	98.97	83.50	10.0		0.0162			
69	二酸化炭素	CO ₂	44.01	-78.50	5000					不
70	二硫化炭素	CS ₂	76.14	46.25	10.0		0.0638	燃	毒	

	ガス名	分子式	分子量	沸点	許容濃度	LC ₅₀ (4hr)	蒸気圧	ガス区分		
				°C(1atm)	ppm	ppm	MPa(35°C)			
71	ネオン	Ne	20.18	-246.10						不
72	ビニルアセチレン	CHCCHCH ₂	52.00	5.11			0.2854			
73	ブタジエン	C ₄ H ₆	54.09	-4.41	2.0		0.4001	燃		
74	ブタン	C ₄ H ₁₀	58.10	-0.50	800		0.2938	燃		
75	ブチルアルコール	C ₄ H ₉ OH	74.10	117.70	20.0		0.0020			
76	ブチルアルデヒド	C ₃ H ₇ CHO	72.10	75.00			0.0233			
77	ブチレン	C ₄ H ₈						燃		
78	フッ化水素	HF	20.01	19.52			0.1721			
79	フッ化スルフリル	SO ₂ F ₂				400.0				毒
80	フッ化セレン	SeF ₆				5.0				毒
81	フッ素	F ₂	38.00	-188.00	1.0					毒
82	フルオロオレフィン1234yf	CF ₃ CFCH ₃								特不
83	フルオロオレフィン1234ze	CHFCHCF ₃								特不
84	フルオロカーボン12	CCl ₂ F ₂	120.91	-29.79	500		0.8474			不
85	フルオロカーボン13	CClF ₃	104.46	-81.41						不
86	フルオロカーボン13B1	CBrF ₃	148.91	-57.75			2.0427			不
87	フルオロカーボン21	CHCl ₂ F	102.92	8.92	10.0		0.2536			不
88	フルオロカーボン22	CHClF ₂	86.47	-40.83	1000		1.3478			不
89	フルオロカーボン32	CH ₂ F ₂	52.02	-51.65	1000		2.1717			特不
90	フルオロカーボン114	C ₂ Cl ₂ F ₄	170.93	3.80			0.2912			不
91	フルオロカーボン124	CHClFCF ₃	136.48	-12.10	1000		0.5130			不
92	フルオロカーボン125	CHF ₂ CF ₃	120.02	-48.00	1000		1.8049			不
93	フルオロカーボン134a	CH ₂ FCF ₃	102.03	-26.00	1000		0.8861			不
94	フルオロカーボン141b	CH ₃ CCl ₂ F	116.95	32.00	500		0.1120			不
95	フルオロカーボン142b	CH ₃ CClF ₂	100.50	-10.01			0.4558			不
96	フルオロカーボン401A									不
97	フルオロカーボン401B									不
98	フルオロカーボン402A									不
99	フルオロカーボン402B									不
100	フルオロカーボン404A		97.60	-46.80						不
101	フルオロカーボン407A									不
102	フルオロカーボン407B									不
103	フルオロカーボン407C		86.20	-43.60						不
104	フルオロカーボン407D									不
105	フルオロカーボン410A	CH ₂ F ₂ /CHF ₂ CF ₃	72.60	-51.60	1000					不
106	フルオロカーボン410B									不
107	フルオロカーボン410JA									不
108	フルオロカーボン412A									不
109	フルオロカーボン500	CCl ₂ F ₂ /C ₂ H ₄ F ₂	99.31	-33.30			1.0063			不
110	フルオロカーボン502	CHClF ₂ /C ₂ ClF ₅	111.63	-45.60			1.4779			不
111	フルオロカーボン507A									不
112	フルオロカーボン509A									不
113	フルオロカーボン900JA									不
114	フルオロカーボン901JA									不
115	フルオロカーボンC318	CF ₂ CF ₂ CF ₂ CF ₂	200.03	-5.98			0.4264			不
116	プロパン	C ₃ H ₈	44.10	-42.10	2500		1.3878	燃		
117	プロピレン	C ₃ H ₆	42.08	-47.70			1.4780	燃		
118	ブロムメチル	CH ₃ Br	94.95	4.50	1.0		0.2938	燃	毒	
119	ヘキサフルオロプロピレン	CF ₃ CFCF ₂	150.02	-29.60			0.8366			
120	ヘキサン	C ₆ H ₁₄	86.17	69.00	50.0		0.0304			
121	ヘリウム	He	4.00	-268.90						不
122	ベンゼン	C ₆ H ₆	78.11	80.10	0.5		0.0203	燃	毒	
123	ペンタン	C ₅ H ₁₂	72.20	36.07	600		0.0831	燃		
124	ホスゲン	COCl ₂	98.93	7.60	0.1	5.6				毒
125	ホスフィン	PH ₃				11.0		燃	毒	
126	メタン	CH ₄	16.04	-161.50				燃		
127	メチルアルコール	CH ₃ OH	32.04	64.70	200		0.0284			
128	メチルイソブチルケトン	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COCH	100.16	115.80	5.0		0.0041			
129	メチルエチルケトン	CH ₃ COC ₂ H ₅	72.12	79.60	200		0.0203			
130	モノゲルマン	GeH ₄						燃	毒	
131	モノシラン	SiH ₄						燃	毒	
132	モノメチルアミン	CH ₃ NH ₂	31.06	-6.30	5.0		0.4862	燃	毒	
133	メチルエーテル	C ₃ H ₈ O						燃		
134	ラドン	Rn	222.02	-61.85						不
135	硫化水素	H ₂ S	34.08	-61.80	10.0		2.6338	燃	毒	
136	六フッ化硫黄	SF ₆	146.07	-63.80	1000		3.0333			
137	六フッ化タンゲステン	WF ₆				117				毒

※太字は特殊高圧ガス

※この表の数値等は随時変更される可能性があるため、参考値とします。

第4 電気設備の防爆性能

1 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の防爆性能は、次の各号の基準によるものとします。

(1) 電気設備は、できる限り爆発の危険のない安全な場所に設置するものとし、やむを得ず可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれがある箇所に設置する場合は、危険の程度により1種場所、2種場所又は0種場所のいずれかに分類（1種場所、2種場所又は0種場所の判定については、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆）」（労働省産業安全研究所技術指針）を参照）し、可燃性ガスの種類及びそれぞれの場所に応じた防爆構造の電気機器を選定して設置してください。

ア 1種場所

- (ア) 通常の使用状態において可燃性ガスが滞留して危険となるおそれのある場所
- (イ) 修繕、保守又は漏えい等のため、しばしば可燃性ガスが滞留して危険となるおそれのある場所

イ 2種場所

- (ア) 密閉した容器又は設備内に封じられた可燃性ガスがその容器又は設備が事故のため破損した場所又は操作を誤った場合のみ漏えいして危険となる場所
- (イ) 確実な機械的換気装置により、可燃性ガスが滞留しないようにしてあるが、換気装置に異常又は事故を生じた場合は、可燃性ガスが滞留して危険となるおそれのある場所
- (ウ) 1種場所の周辺又は隣接する室内で危険な濃度の可燃性ガスがしばしば侵入するおそれのある場所

ウ 0種場所

通常の状態において、可燃性ガスの濃度が連続して爆発下限界以上となる場所（爆発上限界を超える場合であって、爆発限界内に入るおそれのある場合を含みません。）

(2) おもな低圧電気機器の防爆構造の選定の基準を次表に示します。

○印は適するもの、△印は使用しても差し支えないが、なるべく避けたいものを表します。

防爆構造の種類 機器の種類			1 種 場 所				2 種 場 所				
			耐圧	内圧	油入	安全増	耐圧	内圧	油入	安全増	
回転機	スプリング、整流子 始動用コンデンサー 始動用スイッチなど	あるもの(a)	○	○			○	○		○1, 2, 3	
		ないもの(b)	○	○		△1, 2	○	○		○1, 2	
変圧器 (○)	油入変圧器							○4			
	乾式変圧器		○				○			○1, 4	
開閉器	油入り開閉器	自動開路するもの						○			
		自動開路 しない もの	定格開閉容量3KVA								
			最大開閉容量	容器耐圧		○				○	
			10KVA以下のもの	その他		△				○	
	その他							○			
	気中遮断機 (d)			△5				○5			
気中開閉器	自動開路するもの		△				○				
	自動開路しないもの		△				○				
制御器 (○)	油入制御器	最大開閉容量10KVA以下のもの				△			○		
		その他						○			
	気中制御器	主幹制御器	○					○			
		その他	△					△6			
ヒューズ	気中形ヒューズ	○5					○5				
計測器類			○	○			○	○		○7	
信号、警報、通信装置			○	○			○	○		○7	
抵抗器 (f) , リアクトル			○				○		○	○	
液体抵抗器										○	
半導体整流器			○	○			○	○	○	△	
蓄電池										○	
白熱電灯	定着灯		○					○		○	
	移動灯		△					○			
蛍光灯			○				○			○	
高圧水銀灯			○				○			○	
電池、携帯電灯			○				○				
表示灯類			○				○			○	
コンセント形 さし込み接続器	インターロックが 外部より	確認できるもの	○				○				
		確認できないもの					○				
電線管用付属品			○				○8			○8	

- 注 (a) 巻線形電動機，直流機，交流整流子機，コンデンサー電動機，分相始動形電動機，反発始動形電動機等
- (b) 三相カゴ形誘導電動機
- (c) 一次二次共に交流600V以下のもの
- (d) 遮断器とは短絡電流を自動的に遮断するもの
- (e) 制御器とは主幹制御器，始動制御器，速度制御器，可逆制御器，スターデルタスターター，始動補償器，リアクトル始動器等
- (f) 始動抵抗器，速度制御用抵抗器，界磁抵抗器等

- 注 1 全閉構造とする。
- 2 熱動形過負荷継電器（三相誘導電動機の場合は，単相運転を防止できるもの）又はこれと同等以上の過負荷保護装置を設ける。
- 3 スリップリング整流子等は耐圧防爆構造又は内圧防爆構造とする。
- 4 過熱保護装置又は過負荷保護装置を設ける。ただし，50VA以下のものを除く。
- 5 遮断器又はヒューズを取り付ける場合に流れ得る短絡電流に対し十分な遮断容量を有するものであること。
- 6 始動用変圧器部分又は始動用リアクトル部分を安全増防爆構造としたものを含む。
- 7 開閉接触部のないもの又は開閉接触部を耐圧防爆構造としたもの。
- 8 2種場所に使用する電線管用附属品はJISに定める一般品でねじ接続のものを使用することができる。

注 0 種場所には原則として本質安全防爆構造のものを使用する

第5 耐震上軽微な変更の工事

「耐震上軽微な変更の工事」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示（平成9年3月25日通商産業省告示第143号）附則第2条に規定され、次のいずれかに明確に該当すると認められるものをいいます。（平成9年6月12日付け平成09・04・21立局第6号「高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について」）

- 1 耐震設計構造物の材料，加工方法，構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事（2に掲げるものを除きます。）
- 2 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であって，耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- 3 ポンプ，圧縮機等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって，耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- 4 保安上又は公害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更の工事であって，耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの

なお，ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは，変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が，変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であった場合をいいます。

例：配管の架構において，当初の設計荷重が 2 kN/m^2 で，実際の荷重が 1 kN/m^2 としていたものを 1.5 kN/m^2 に変更する場合

第6 既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において発生した球形貯槽の被害等を踏まえ、平成25年11月29日付けで耐震告示が改正されました。また、地震により事故発生のリスクが高いと考えられる、最新の基準（平成26年1月1日施行時点の耐震告示）に適合していない設備のうち、事故が発生した場合に周辺への影響が大きいと考えられるもの（特定製造事業所の重要度Ⅰa又はⅠに該当する設備）についても、速やかに耐震性の向上を図る必要があるものとされました。

事業者は、以下の耐震性向上対策に取り組むとともに、必要な場合は県に報告してください。（平成26年5月21日付け20140519商局第1号）

1 鋼管ブレースを有する球形貯槽の耐震性向上について

(1) 対象設備

球形貯槽（鋼管ブレースを有するもの）のうち、平成26年1月1日より前に設置の許可を受けたもの

(2) 耐震評価方法及び耐震工事の実施

ア 耐震評価について、平成26年1月1日に施行された耐震告示の鋼管ブレースに係る評価基準による評価の実施

イ 耐震評価の結果、十分な耐震性を有していない設備について、改修までの間の保安の確保のための措置を含めた改修計画を策定

2 最新の耐震設計基準に適合していない高圧ガス設備の耐震性の向上について

(1) 対象設備

耐震設計設備及びそれらの基礎であって、重要度がⅠa又はⅠに該当するもの（当該耐震設計基準制定前のものを含みます。）

(2) 耐震評価方法及び耐震工事の実施

ア 耐震評価について、平成26年1月1日に施行された耐震告示に基づく評価の実施

イ 耐震評価の結果、十分な耐震性を有していない設備について、事業者は設備の耐震補強に向けた改修計画を策定

ウ 技術的・経済的に相当程度困難である場合には、困難である理由を示した上で、他の代替措置を講じる等により、リスク低減等を図る

3 県への報告

対象設備を有する事業者は、球形貯槽及び重要度Ⅰaに該当する設備であって対応（恒久的な代替措置による対応を含みます。）が未完了のものについて、改修計画を策定（変更）したとき及び改修が終了したとき、県に報告してください。（任意様式）

なお、平成30年3月31日までに県に報告されている内容についてはこの限りではありません。

第7 液化ガスの定義の明確化

1 液化ガスの定義

「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」の改正（平成23年7月4日付け平成23・06・28原院第4号及び平成28年11月1日付け20161025商局第1号，以下「内規」といいます。）により，液化ガスの定義が明確化されました。

(1) 平成23年7月4日付けの内規における液化ガスの定義

現に液体であって次のいずれかに該当するもの

- ア 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず，当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいいます。以下において同じものとします。）が40度以下のもの
- イ 大気圧下における沸点が40度を超える液体が，その沸点以上にある場合のもの

(2) 平成28年11月1日付けの内規における液化ガスの定義

現に液体であって次のいずれかに該当するもの

- ア 大気圧下における沸点が40度以下のもの
- イ 大気圧下における沸点が40度を超える液体が，その沸点以上かつ1MPa以上の状態にある場合のもの

2 「平成23年7月4日付け平成23・06・28原院第4号」の施行前の解釈によることができるもの

上記1(1)のア括弧内の注釈が内規に追加された平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含みます。）のうち，当該改正により液化ガスに該当することとなった設備については，次のいずれにも該当する場合に限り，大規模改修等を行うまでの間，従前の解釈によるものとすることができます。

- (1) 設置時に特定設備検査を受けていないなど，当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り法に基づいた許可又は届出の申請を行うことが困難であると認められること
- (2) 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても，法に定められる技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること

3 「平成28年11月1日付け20161025商局第1号」の施行前の解釈によるもの

上記1(2)の下線部が内規に追加された平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含みます。）については，従前の解釈によるものとします。

ただし，当該設備を法の適用から除外するために法第14条第2項に基づく軽微変更届又は法第21条第1項に基づく廃止届を行った場合にあっては，この限りではありません。

4 液化ガスの定義の明確化により新たに高圧ガス設備となった設備における変更

これまで高圧ガス設備ではなかったが、液化ガスの定義の明確化により高圧ガス設備となった設備において、更新や改造、新設等の変更を行う場合の手続きは以下のとおりとしますので、当該設備の変更を行う場合には、事前に県と協議してください。

なお、最新の定義に基づき、ガス設備から除外されるものについては、高圧ガス製造施設軽微変更届若しくは製造廃止届を行うまで、従前の扱いを継続するものとします。

(1) 更新

更新する設備は高圧ガス設備として設計・製作し、法に基づく変更申請等と同等の申請（任意様式※1）を県に提出してください。

※1 高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有することを証する資料を添付してください。

(2) 改造及び新設

改造及び新設する設備は高圧ガス設備として設計・製作し、高圧ガス保安法に基づく変更申請等を行ってください。ただし、高圧ガス保安法に基づく変更申請等の手続きを行うことが困難である場合に限り、高圧ガス保安法に基づく変更申請等の手続きを免除するものとします。この場合には、高圧ガス保安法に基づく変更申請等と同等の申請（任意様式※2）を県に提出してください。

※2 困難である理由及び高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有することを証する資料を添付してください。

第8 高圧ガス保安法関係手数料早見表

平成30年4月1日現在

		処理能力(Nm ³ /D)	新規許可(円)	変更許可(円)	保安検査(円)
第一種製造事業者	定置式製造施設の事業所	1000万以上	560,000	370,000	610,000
		100万以上～1000万未満	340,000	220,000	370,000
		50万以上～100万未満	220,000	150,000	250,000
		10万以上～50万未満	140,000	93,000	150,000
		2万5000以上～10万未満	110,000	69,000	120,000
		5000以上～2万5000未満	86,000	61,000	95,000
		1000以上～5000未満	68,000	57,000	75,000
		200以上～1000未満	54,000	39,000	60,000
		100以上～200未満	31,000	—	—
		0超～200未満	—	26,000	—
		～200未満	—	—	33,000
		その他	—	16,000	—
		移動式製造施設のみ事業者	1000万以上	91,000	65,000
	500万以上～1000万未満		75,000	53,000	80,000
	100万以上～500万未満		60,000	44,000	64,000
	50万以上～100万未満		44,000	31,000	47,000
	10万以上～50万未満		27,000	18,000	31,000
	2万5000以上～10万未満		21,000	14,000	22,000
	5000以上～2万5000未満		16,000	12,000	20,000
	1000以上～5000未満		13,000	9,200	15,000
	200以上～1000未満		11,000	8,200	12,000
	100以上～200未満		7,400	—	7,700
	0超～200未満		—	5,100	—
	その他	—	3,200	—	
	冷凍事業所	3000以上	110,000	69,000	120,000
		1000以上～3000未満	87,000	62,000	95,000
		300以上～1000未満	68,000	55,000	76,000
		100以上～300未満	54,000	38,000	60,000
		20以上～100未満	36,000	—	42,000
		0超～100未満	—	30,000	—
		その他	—	16,000	—
	上記に係る完成検査		上記手数料の3/4		

貯蔵所	新規許可	25,000
	変更許可 貯蔵容積の増加	14,000
	変更許可 その他	11,000
	上記に係る完成検査	上記手数料の3/4
輸入許可	1000m ³ 又は10t以上	27,000
	300m ³ 又は3t～1000m ³ 又は10t未満	21,000
	300m ³ 又は3t未満	13,000
容器検査所	登録	16,000
	登録更新	16,000
	高圧ガスの種類又は圧力の変更	1,400/本

免状	高圧ガス製造保安責任者免状	3,400
	高圧ガス製造保安責任者免状再交付	2,400
	販売主任者免状	3,400
	販売主任者免状再交付	2,400

Ⅸ 事故時の措置

Ⅷ 事故発生時の措置

第1 事故発生時の連絡体制

1 事故の定義

「事故」とは、次に掲げるものであって、地震、落雷等の天災によるものを含みます。

(1) 高圧ガスに係る事故等

- ア 爆発 高圧ガス設備等（以下「設備等」といいます。）が爆発したもの
- イ 火災 設備等において、燃焼現象が生じたもの
- ウ 噴出・漏えい

設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの（以下の場合を除きます。）

- (ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除きます。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
 - (イ) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- エ 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたもの
 - オ 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難
 - カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき
 - キ その他

(2) 高圧ガス施設に影響を及ぼすおそれのある事故

※ 石災法の特定事業所において上記の事故が発生した場合、石災法第 23 条第 1 項の異常な現象にも該当する場合があります。あらかじめ「茨城県石油コンビナート等防災計画」の異常な現象の定義を確認してください。

※ 以下の事故については、液石法に係る事故として取り扱います。

1 次の各号の一に掲げる充填容器又は残ガス容器の喪失・盗難

- (1) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの
- (2) 消費設備（移動中のものを除きます）
- (3) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの

2 移動式製造設備であって液石法第 37 条の 4 の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限り、）において発生した事故

2 事故通報及び連絡系統

事故が発生したときは、以下に従い対応してください。

- (1) 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、（別表）の事故対応区分によるものとします。
- (2) 事業所等の事故通報担当者は、事故が発生したときは、直ちに（別図）の連絡体制により、次に掲げる事項を電話にて通報してください。
なお、事故の概要、事故の原因、応急措置の内容については、逐次報告してください。
ア 事故の種類（爆発、火災、漏えい、破裂、盗難等）
イ 発生日時
ウ 発生場所（事業所名、所在地、連絡先を含む）
エ 発生施設
オ 事故の状況
カ 被害の状況
- (3) 第2報以降の通報は、状況の変化に応じ、逐次報告してください。
- (4) 第2報以降について、通報先から指示があった場合は、それに従ってください。
- (5) 原則として、電話により通報するとともに、「事故発生報告書」（別紙参考様式*）をファクシミリで送信してください。
※参考様式によらない場合は同様式中の①から⑨の内容を含むものとしてください。

第2 事故届

高圧ガスに係る事故等が発生した場合、事業者は、遅滞なく「事故届書」を知事に提出しなければなりません。（法第63条、コンビ則第53条）

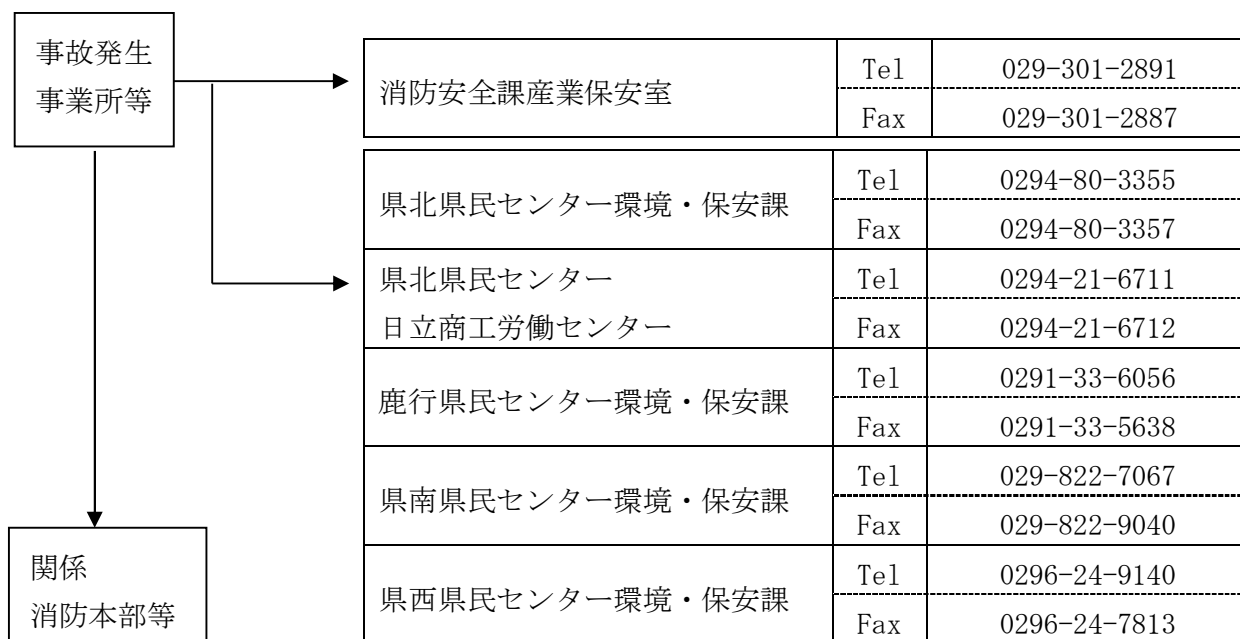
事故届書には、事故発生日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度、再発防止策等を記載してください。また、必要に応じて図面を添付してください。

(別表) 高圧ガスに係る事故対応区分

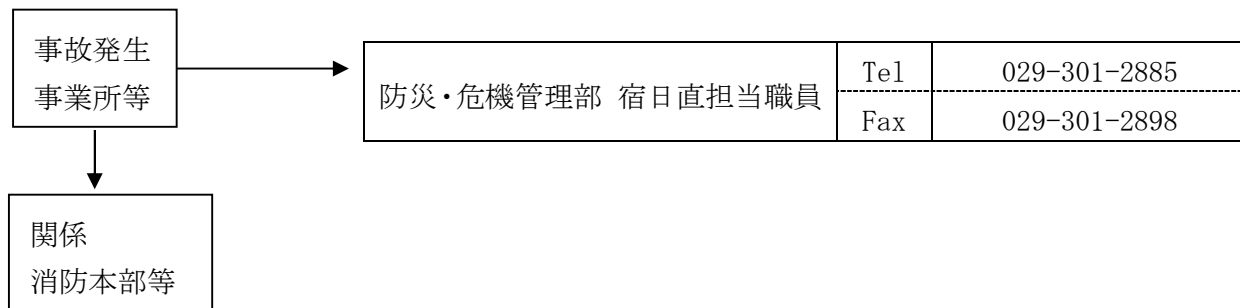
事業所等の区分		事故対応区分
高圧ガスを製造する者	第一種製造者（冷凍に係るものを除く。）	産業保安室
	第一種製造者（冷凍に係るものに限る。）	産業保安室（県央地区）
	第二種製造者	県民センター（県央地区以外）
高圧ガスを貯蔵する者		産業保安室
高圧ガスを販売する者		産業保安室（県央地区） 県民センター（県央地区以外） 又は関係市
高圧ガスを移動する者		産業保安室
高圧ガスを消費する者	特定高圧ガス消費者	
	その他の消費者	産業保安室（県央地区）
その他高圧ガスを取り扱う者		県民センター（県央地区以外）

(別図) 高圧ガスに係る事故時連絡体制

1 平日（月曜～金曜 8：30～17：15 [祝日を除く]）



2 休日・夜間（平日以外）



(別紙参考様式)

事故発生報告書 (第 報)

[年 月 日 () : 現在]

発 信 者	事業所名		氏 名																				
	電 話		FAX																				
※ 件名				※ 整理番号																			
① 事 故 の 種 類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ()																						
② 発 生 日 時	平成 年 月 日 () 時 分																						
③ 発 生 場 所	(名 称)																						
	(所在地)																						
	(連絡先) 担当 :		電話 :																				
④ 発 生 施 設	(施設名) (法適用) ・ 高圧ガス法 ・ 石炭法 ・ ()																						
⑤ 事 故 の 状 況	・ 進行中 (拡大・縮小) ・ 終息 ・ ()																						
⑥ 被 害 の 状 況	・ 人的被害 (あり・なし)																						
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死 者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table>				区分	従業員	協力会社	住民	計	死 者				人	重傷者				人	軽傷者			
区分	従業員	協力会社	住民	計																			
死 者				人																			
重傷者				人																			
軽傷者				人																			
・ 物的被害																							
⑦ 事 故 の 概 要																							
⑧ 事 故 の 原 因																							
⑨ 応急措置の内容 (事 業 所)																							
※ 県 の 応 急 措 置																							
※ 法 令 違 反 の 有 無	なし ・ あり () ・ 調査中																						
※ 今 後 の 対 応 等																							
※ 備 考																							
※ 受 信 者 (産業保安室)		※ 受信時間	月 日 時 分																				

※印の項は、記載しないで下さい。

様式第37 (第53条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
事 故 届 書 特 定	× 整 理 番 号			
	×受理年月日	年 月 日		
氏 名 又 は 名 称 (事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む 。)				
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
事 故 発 生 年 月 日				
事 故 発 生 場 所				
事 故 の 状 況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

高圧ガス保安法関係・申請の手引き
(特定製造事業所用)

昭和63年	3月	初	版
平成2年	11月	一部改訂・追加版	
平成6年	3月	一部改訂・追加版	
平成14年	3月	全面改定版	
平成18年	3月	一部改訂	
平成26年	3月	一部改訂	
平成30年	5月	一部改訂	